

平成二十四年六月定例会

平成24年第2回

# 菊陽町議会6月定例会会議録

平成24年6月4日～6月12日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成24年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 4	月	開会・行政報告・提案理由説明・研修報告
6 / 5	火	一般質問（4人）
6 / 6	水	一般質問（4人）
6 / 7	木	一般質問（2人）
6 / 8	金	休会
6 / 9	土	休会
6 / 10	日	休会
6 / 11	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 12	火	議案審議（議案第27号～諮問第2号）質疑・討論・表決・発議・閉会

平成24年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	吉山 哲也 (P25～)	1. 誰もが住んでよかった、住んでみたいと思える「ふるさとづくり」について	<p>【第5期菊陽町総合計画前期基本計画におけるまちづくりの目標（都市像）の第2の目標「暮らしやすく安全で安心なまち」づくりに向けた町行政の姿勢、取組みについて】</p> <p>本町内の各種社会資源の活用により特色ある「ふるさとづくり」を行い、地域活性に繋げる。</p> <p>このような視点から、各種社会資源の管理体系において、町行政は如何なる役割を果たすのか、また如何に基本計画の遂行を果たすのかを問う。</p> <p>①環境に配慮した緑豊かなまちづくりのために、白川を如何に活用するか</p> <p>②土地改良事業管理において、居住環境や快適でゆとりのあるまちづくりのために、馬場楠堰土地改良事業の整備充実はできないか</p> <p>③町内の道路（国道・県道・町道・里道）において、生活道路あるいは通学路を安全安心なまちづくりのためにどのように考えるか</p>
2	石原 武義 (P34～)	1. 高齢化社会の問題について	<p>【菊陽町においても高齢化が今後急速に進むにつれ、種々の問題が生じる】</p> <p>①地域の小売店がなくなる現状で、買物難民が増える。行政は、この人たちにどう手助けをするのか</p> <p>②同じく足を奪われて、投票へ行かなくなる人も増える。行政は、この人たちにどう手助けをするのか</p>
		2. 姉妹都市の交流について	<p>【菊陽町は屋久島町と姉妹都市を結んで交流を図っている】</p> <p>①交流の現状は</p> <p>②今後、交流をより発展させるには、どういうことを考えているのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 改正教育基本法について	<p>教育基本法が60年ぶりに改正され、平成18年12月22日公布施行された。</p> <p>【1】改正内容の1つには、教育理念が「伝統継承」と「公共の精神尊重」へと根本的に変わり教科書も教育内容も「愛国心」「道徳」「伝統尊重」へと大きく変わる。従って、行政はこの理念と目標に基づき指導しなければならない。</p> <p>①愛国心のかん養について、どう指導し取り組むのか</p> <p>②道徳心を培うという目標に向かって、どう指導し取り組んでいくのか</p> <p>③伝統尊重という指針に向かって、どう指導し取り組んでいくのか</p> <p>【2】新設された条文として家庭教育がある。第10条の主旨は、家庭教育が子どもの教育の基本であると位置づけ、国、地方公共団体は家庭教育に対し、より積極的な支援に努めなければならないとある。</p> <p>①この指針に基づき、行政は家庭での子育てに関し、どう取り組んでいくのか</p>
3	野田 恭子 (P48～)	1. 菊陽南小学校の通学方法について	<p>①現状はどうなっているか</p> <p>②なぜ、火曜日だけ巡回バスがまわらないのか</p> <p>③子どもたちの安全についてどう考えているのか</p>
		2. 中学校武道・ダンスの必修について	<p>①これまでは体育の授業の中で武道（剣道もしくは柔道）を数コマ指導していたと聞くが、実際はどうだったのか</p> <p>②柔道の事故については、どう考えているのか。また、柔道の場合の指導は教諭だけになるのか</p> <p>③必修になった今後について、武道とは柔道・剣道の他にもあるが、合気道などを検討する予定はないのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	芝 和長 (P57～)	1. 観光行政について	<p>町の観光行政の現状と将来の展望について</p> <p>【1】町の現在の政治・経済、人口動態等を分析しどのように町の姿を認識しているか</p> <p>【2】上記に鑑み将来を見つめたとき、観光の行政をどのようにとらえているか</p> <p>【3】現状の行政施策で、先に策定した第5期菊陽町総合計画にのべられている住民の安心・安全、活力にあふれ、にぎあうまちの幸せな生活が確保出来ると考えられるか</p> <p>【4】町の現状の行政施策で将来も発展を継続できるか</p> <p>①観光施策は</p> <p>②商業施策は</p> <p>③農業施策は</p> <p>④工業施策は</p> <p>【5】観光行政の軸となるものはどんなものがあるか</p> <p>①その軸は、他の市・町・村住民が魅力を感じて訪れてくれるか</p> <p>②例えば、鼻ぐり井手などを、学術あるいは歴史遺産としてとらえるか、又観光資源としてとらえるのか</p> <p>③菊陽町歴史探訪マップが作成されているが、その活用（観光としてどれだけの人々を集められているか）状況</p> <p>【6】観光行政で経済的効果についての検討はしているか</p> <p>例：埼玉県川越市の年間観光客600万人</p> <p>【7】町の産物と観光行政を一体として将来の遺産として長期的展望はないか</p>
5	佐藤 竜巳 (P75～)	1. 環境問題に町長はどのように考え、対応するのか	<p>①新清掃工場について</p> <p>②耕作放棄地を、集結し自然エネルギー（メガソーラー）を積極的に活用しては</p> <p>③節電（10%以上）に、向けた町の対策は</p> <p>④町有林（中部小に使用する森林）の跡は、また植栽をするのか</p>
		2. 光の森（35,000㎡）の町の土地について	<p>①仮称光の森複合施設に対して、PFIやリース方式の導入の考えは</p> <p>②多目的広場を今後どのようにするのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
6	小林久美子 (P87～)	1. 地域経済の活性化について	①生活に密着した公共工事の計画は ②地元優先発注の考えかたは ③県内でも、住宅リフォーム助成制度を取り入れる自治体がひろがっているが、町でぜひ導入を ④小規模事業者登録制度の実施状況は ⑤公契約条例の制定について町の見解は
		2. 登下校中の児童の安全対策について	①登下校中の児童たち歩行者が犠牲になる交通事故が全国で続発している。児童の安全が優先される対策についてどのように対応しているのか ②交通量が増えているなど、町内で対策が必要なところの認識と対応は ③信号機の設置や、歩道と車道の塗り分けなど要望・計画しているところはどれ位あるのか
7	梅田 清明 (P100～)	1. 交通安全対策について	①通学路の安全対策総点検はしているか ②危険箇所は何ヶ所くらいあるのか。その安全対策は ③県道337号線（旧国道57号線）、中尾入口に（押しボタン式）信号機設置を ④柳水農面道路、先日死亡事故があった交差点の安全対策は
		2. 陳情について	①23年度各課への陳情数は何件か ②その内処理したのは何件か ③その他はどのように対処しているのか
		3. がん対策について	①町の検診において「がん」と思われる検診結果はどうなっているか ②がんの手術費用はだいたいどの程度か ③胃がん検診項目にピロリ菌検診を追加できないか ④ピロリ菌の除菌治療への町の補助はできないか
8	渡邊 裕之 (P115～)	1. 「菊陽町地区公民館整備費補助及び融資に関する要綱」の規定の見直しについて	自治会・行政区の人口規模の差がある中での補助額一律を見直すべきである。基本額に人口、人口の伸びなどを加え、地域事情により算定すべきではないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 公立保育所の社会福祉協議会への指定管理者移管について	<p>【23年6月議会で質問した際に町長は「民営化も中断しているという内容も含め、先進地の紹介や提言もありましたので、今後の検討課題の中で十分詰めていきたい」と答弁された。その後の取り組みを問う】</p> <p>①昨年度末で退職した職員数と理由  ②継続審議中の民営化のその後の取り組みは  ③社会福祉協議会への移管の検討はされたか。また取組まないのであれば理由は何か</p>
		3. 本町を取り巻く地域自治体の適正規模について	<p>①町が想定する自治体規模について、職員数、歳出額行政サービスなどから地理的に可能で適正な規模はどのくらいと考えるか  ②菊陽町と適正規模の自治体、東熊本市構想（菊陽町、大津町、旧合志町、旧西合志町）との比較、効果を問う（職員、歳出額、議員定数など）</p> <p>東熊本 一人当たり歳出総額 円/人  適正規模 一人当たり歳出総額 円/人  菊陽町 一人当たり歳出総額 313,567円/人</p>
9	吉本 孝寿 (P133～)	1. 町営住宅家賃の滞納について	<p>①町営住宅の軒数は10団地262戸存在するが滞納世帯数とその金額は【昨年度までのトータルでの未納額】  ②最も長い居住者の滞納月数は。また収入超過にあたる方は何名か。該当者がいれば、その実態調査と対応は  ③菊陽町営住宅入居者募集要項12の1「家賃3ヶ月以上滞納すると住宅を明け渡していただくこととなります」とあるが、実際に明け渡し請求をしたことはあるのか  ④町営住宅に入居希望の方に家賃滞納の実態をどのように説明するのか  ⑤町営住宅に居住する方々の不平等をなくすために、住宅等家賃滞納整理事務処理要綱を定め家賃滞納ゼロを目指すべきではないのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 鼻ぐり井手公園周辺整備について	<p>①広場整備は白水地区発展のための目的なのか手段なのか</p> <p>②人口減少が著しい白水地区の発展を考えると、広場整備を行う25年度・26年度が非常に重要と考えるが、町が考える地域活性化の拠点となる鼻ぐり井手公園周辺整備は</p> <p>③本年度用地を取得し整備を行う広場のイベントは考えていないのか</p> <p>④集落内開発の効果は出てきているが、更なる人口増を見据えた町営住宅建設の考えはないのか</p>
10	甲斐 榮治 (P147～)	1. 菊陽町立菊陽中部小学校改築について	<p>①現在の進捗状況を示せ</p> <p>②小学校北側山林の開発整備費の概算を2億5千万円から6億5千万円に引き上げた理由等についての確認</p> <p>③上記6億5千万円の事業を「7～8本の工事に分けて発注する」という答弁であったが、その後の処置を示せ</p> <p>④スカイビレッジ下の擁壁について（安全対策など）</p> <p>⑤防空壕跡の状況とその処置はどうしたか</p> <p>⑥菊陽町の教育方針を校舎や施設の配置・構造及び用地の活用等にどう反映させたか</p>
		2. 鼻ぐり井手公園の拡張整備について	<p>①事業の目的は何か</p> <p>②事業の内容を示せ</p> <p>③事業は地域の支持を得ているか</p> <p>④事業費用の概算を示せ</p> <p>⑤同公園が今後地域に対してどういう役割を果たすと考えているか</p>



# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成24年6月4日（月）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成24年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成24年6月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第27号から諮問第2号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5番 渡邊裕之君

6番 坂本秀則君

7番 石原武義君

8番 甲斐榮治君

9番 芝和長君

10番 岩下和高君

11番 佐藤竜巳君

12番 福島知雄君

13番 川俣鐵也君

14番 加藤眞佐男君

15番 上田茂政君

16番 小林久美子君

17番 梅田清明君

18番 大塚昇君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

17番 梅田清明君

1番 中岡敏博君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

副町長 中富恭男君

教 育 長 赤峰洋次君

教育次長 鶴田義晃君

総務部長 松本東亜君

福祉生活部長 阪本修一君

産業建設部長 坂本恭一君

会計管理者兼  
会計課長 平野誠也君

総務課長 實取初雄君

総合政策課長 吉野邦宏君

財政課長 阪本浩徳君

税務課長 阪本章三君

人権教育・  
啓発課長 堀川俊幸君

福祉課長 宮本義雄君

健康・保険課長 佐藤清孝君

介護保険課長 渡邊幸伸君

環境生活課長 大 山 陽 祐 君  
武蔵ヶ丘支所長 堀 川 正 信 君  
建設課長 松 村 孝 雄 君  
下水道課長 今 村 敬 士 君  
総務課庶務  
法制係長 中 島 秀 樹 君  
図書館長 堀 行 徳 君  
生涯学習課長 服 部 誠 也 君

町民課長 山 崎 謙 三 君  
農政課長 志 垣 敏 夫 君  
都市計画課長 小 野 秀 幸 君  
商工振興課長 吉 川 義 則 君  
教育審議員 矢 野 陽 子 君  
学務課長 松 本 洋 昭 君  
農業委員会事務局長 荒 木 一 雄 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

それでは、ただいまから平成24年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、17番梅田清明君、1番中岡敏博君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る5月28日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より6月12日までの9日間と諮問することに決定しました。

会期日程につきましては、別紙のとおりとしたいと思います。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月12日まで9日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月12日まで9日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（2月、3月、4月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、全国町村議会議長・副議長研修会が5月29日から30日まで東京メルパルクホールで開催されました。全国町村議会議長・副議長研修の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、今回受理しました陳情等は、別紙のとおり配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成24年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、菊池環境保全組合の組合長就任について報告します。

皆様既にご存じのことと思いますが、本年5月1日付をもって前組合長の家入大津町長の後任として、菊池環境保全組合の組合長に就任しました。また、菊池広域連合の方も、福村菊池市長から荒木合志市長に交代されております。いずれも各市町村間の負担の均衡を図るのが主な理由であります。

環境保全組合では、現在、新環境工場の建設という大きな課題を抱えております。この環境工場の建設は、処理区域14万人の将来にわたるごみ処理を安定的かつ確実に処理するためになくしてはならない施設であります。このようなことから、議員の皆様におかれましては、本町のみならず組合運営につきましても引き続き格別のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、菊陽町地域防災計画について報告します。

6月は大雨による災害の発生しやすい梅雨期に入りますが、被害を最小限に抑えるよう本年度の菊陽町地域防災計画を定め、去る5月31日に菊陽町防災会議を開催し、関係機関や地域等との連携による災害への予防、緊急震災対策等についてご協力をお願いいたしました。

次に、菊池郡市民体育祭の結果について報告します。

第63回菊池郡市民体育祭が去る5月20日及び5月27日の2日間にわたって開催され、菊陽町から13種目192名の選手が出場いたしました。菊陽町ではバスケットボール男子及びサッカーが優勝の栄冠に輝き、来る9月15、16日に開催される第67回熊本県民体育祭に出場することになりました。今年は12年ぶりに菊池郡市がこの県民体育祭の会場となりますので、皆様の応援をよろしくお願いいたします。

次に、町有林伐採について報告します。

町有林伐採については、菊陽中部小学校改築工事に木材として使用するため、平成23年度において瀬田裏の町有林のうち約3ヘクタールのヒノキの伐採搬出作業を菊池森林組合に委託しましたが、その結果が分かりましたので報告します。伐採樹木数量540立方メートルのうち、菊陽中部小学校改築工事に使用する木材が134立方メートルでした。規格外とされた残りの木材につきましては、木材市場で販売し約300万円の収益となりました。今後伐採した跡地には植樹を進め、森林の保全、育成を図りたいと思います。

次に、本年度のニンジン焼酎「酔紅」の販売について報告します。

平成22年4月から本格的に販売されたニンジン焼酎「酔紅」は、菊陽町特産である甘いニン

ジンを使用したフルーティーな焼酎です。本年も2,000本限定で6月15日から販売される予定であります。特に本年は、菊陽町商工会ニンジン焼酎部会のご努力により、本町と姉妹盟約都市である鹿児島県屋久島町の焼酎「三岳」とのセット販売が実現しました。「酔紅」と「三岳」の2本セットにオリジナルグラス2個がついて3,000円、960セットの限定販売となっております。

次に、消費生活相談窓口及び出前講座の実施について報告します。

本年4月19日から毎週木曜日の午前10時から午後4時まで、専門の相談員を配置した菊陽町消費生活相談窓口を開設しました。4月から5月28日現在までに9件の相談が寄せられています。相談窓口の設置のお知らせは、各家庭へのチラシの配布や広報紙等でお知らせしましたが、消費者被害を未然に防ぐためにも民生委員の総会や区長会などで窓口開設の周知を行ったところです。また、各地区や団体ごとの出前講座を行い、悪質商法の被害に遭わないための対処法などを紹介し、消費者自身のレベルアップを図ろうと考えております。

次に、熊本空港北側メガソーラーについて報告します。

熊本空港北側のメガソーラーにつきましては、5月20日の新聞記事に掲載されたところですが、翌21日に県の方から詳しい説明がありました。この新聞報道内容は、正式な公表に基づくものではなく独自の取材によるものであり、三菱グループとの最終的な契約には至っていないということで、県としては今後も三菱グループと協議、検討を進め、正式に決定した際は県から町に対して説明していくということであります。県の説明や新聞報道記事を総合すると、造成費6,900万円、面積は3ないし4ヘクタールを造成し、メガソーラーの出力は2,000キロワット、用地は有償貸与で予定していること、また熊本産の設備で整備を行い、発電された電気も熊本で使用することから地産地消の整備を目指していること、現在想定している日程は平成24年度6月補正費に造成費を計上して、その後12月までに造成を完了し、1月から3月までにパネル等の機械を設置し、平成24年度内には発電を開始したいと考えているとのことでした。町としましても、県と連携をとりながら誘致に協力したいと考えております。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出議案第27号から諮問第2号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第27号から諮問第2号までの件について一括して議題といたします。

議案は、先に議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成24年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は15件であります。内訳は、議案9件、報告5件、諮問1件についてご審議をお願いするものであります。

付議事件の順に申し上げます。

議案第27号は、菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、住民基本台帳法の改正及び出入国管理法の改正による外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民の印鑑登録について改正するものであります。

議案第28号は、菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、道路改良に伴い新たに駐輪場を整備したため、条例改正を行うものであります。

議案第29号は、菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、現在の条例は、本町に工場等を新設または増設しようとする者に対し、工場等の立地を促進するため予算の範囲内において補助金を交付しておりますが、対象業種を統計法に定める製造業及び電気、ガス、熱供給業を営む者並びに開発研究施設と限定しており、今回これらに情報サービス業等の業種を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第30号は、菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、議案第29号と同様に情報サービス業等の対象業種の追加を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第31号は、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。新年度に入って2カ月余り経過したところであります。総務費、商工費、教育費などで急を要するものが生じたので補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に673万円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億9,673万円と定めるものであります。歳入では、県支出金を173万円、諸収入を500万円増額し、歳出では、総務費を179万3,000円、衛生費を69万6,000円、農林水産業費を80万円、商工費を131万8,000円、教育費を281万8,000円増額し、予備費を69万5,000円減額するものであります。

議案第32号は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本市が平成24年4月1日に政令指定都市に移行したことにより、熊本県市町村総合事務組合の事務所の所在地に区名が表示されました。これに伴い規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本市が平成24年4月1日に政令指定都市に移行したことにより、熊本県後期高齢

者医療広域連合の事務所の所在地に区名が表示されました。これに伴い規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、都市公園を設置する区域についてであります。2つの公園について提案するものであります。

まず、ふれあいの森公園ですが、公園区域に追加する予定地は、ふれあいの森公園と菊陽北小学校に挟まれた山林であり、地域の環境改善上、必要な土地であります。次に、鼻ぐり井手公園ですが、今回公園区域を追加する予定地は、県道瀬田熊本線より南側の三角形の台地であります。この区域を整備することにより、地域活性化を図るものであります。

議案第35号は、町道路線の認定についてであります。内容は、武蔵ヶ丘北1号線ほか17路線を新たに町道として認定するものであります。

報告第1号は、平成23年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

内容は、平成23年度菊陽町一般会計予算の継続費について逐次繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

報告第2号は、平成23年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した平成23年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

報告第3号は、平成23年度菊陽町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した平成23年度菊陽町下水道特別会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

報告第4号は、菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

内容は、菊陽町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成23年度の決算に関する書類及び平成24年度事業計画に関する書類を提出するものであります。本土地開発公社は、菊陽町からの依頼によりまして原水工業団地の造成事業を行っています。

報告第5号は、有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてであります。

内容は、有限会社さんふれあの平成23年度決算に関する書類及び平成24年度事業計画に関する書類を別添のとおり提出するものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

内容は、人権擁護委員の候補者として菊陽町大字馬場楠5番地にお住まいの上村隆一様を平成24年9月30日の任期満了に伴い、5期目の再任の推薦をするものであります。



以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、研修報告を行います。

5月16日から17日に東京で開催されました地方自治経営学会研究大会に坂本秀則君外3名の議員が参加されましたので、代表で坂本秀則君に研修報告をお願いします。

○6番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

去る5月16日から17日まで、東京のお茶の水にあります明治大学アカデミーホールにて平成24年度地方自治経営学会研究大会に活性化委員長の私と副委員長の吉山議員、それに新人研修で希望された吉本議員と野田議員4名で参加してきました。素晴らしい研修でございました。

では、内容を紹介いたします。

まず、第1日目に午前中に、片山学会会長開会のあいさつから始まり、まず大阪都構想の新しい動きと問題をテーマに討論と講演がありました。内容は、日本経済新聞社の谷隆徳氏が府と市がばらばらにやっていった港湾、下水、信用、観光事業等を統合できたのはかなり素晴らしいことになりそうだということで、それに加え、スピード感がある点はいいことだが、悪い点は教育面、特に家庭教育まで足を突っ込んでくることは好ましくないだろうということでした。総論としまして、都政をしいた場合は、都と区の間で財政調整を実際にやるとなれば困難を伴い、最後は府民、市民の覚悟が必要で、やるべきことは国から地方に財源を移譲することだとのことでした。また、政策研究大学の飯尾潤氏は、橋下市政は政策の中身の議論が足りない、財政調整を真剣に正面からやって、東京をやっつけるのではなく東京の元気をもらい、基礎自治体の範囲をしっかりと決めなければならない、また元気あるグローバルシティをつくるべきであるとの見解でした。その後討論会があり、これからは大都市は高齢化が進み公共サービスも増え、楽ではない。居住区と職場が別なのが好ましくなく、しかしながら大都市はさまざまな情報が集まることなど有利な点があり、これからはグローバルシティを目指してまちづくりをしていく必要がある。行政はもっと情報の開示が必要で、例えば各審議会や予算のヒアリング等等ガラス張り化をしていかなければならないだろうと。大事なことは公共サービスの供給と需要のバランスで、失敗を恐れず行動することが大事だということでした。

午後は、地方議会の改革徹底討論でした。

第1部は、日本全国から選ばれた議長によるパネルディスカッションがありました。テーマは、第1に、一問一答式の導入、2番目、議員間の自由討論、それに市長等の反問権の付与、正副議長立候補制の導入、通年制議会の導入、議会報告会の開催（議会と市民との意見交換）、議案に対する全議員の賛否の公開、議員提案の条例で討論がなされたか。

参考になった点を二、三、申し上げますと、議員間の自由討論で、犬山市では委員会で最初に議員の委員だけが問題点や課題点を討論し、それから執行部と委員会を開くそうです。最終的にまた議員だけで討論協議し、修正点などがあった場合、動議で一部修正などを提出して議会に向かうそうです。通年議会開催に当たっては、三重県議長が発言し、平成20年から年2回定例会を開催し、会期が1年で230日から240日の会期でやっているそうです。その結果、専決がなくなり、議会自体が何をしたいのかと目的を持って開催されるようになったということでした。もう1点、議会報告会で、会津若松市で、報告会は2種類行うそうです。住民間と別に各種団体との意見交換を2種類行っているそうです。もう一点、逗子市においては、自治基本条例と議会基本条例をつくれと住民から意見があつて対応しているそうです。

まとめとしてその後第2部で、朝日新聞の坪井ゆづる氏からの講演があり、これからは公共サービスを削る時代になっていくので、住民に分かりやすい説明責任が生じてくるそうです。議会は住民からの意見を集約し、どんどん条例をつくらなければならない。これからは、議会だよりよりホームページになっていくが、住民の関心がある議案を審議し、それを掲載すれば、議会だよりも読まれるようになるとのことでした。

続いて、片山会長より、議会は地方の諸問題を解決する機関であり、自治体の問題、地域ことは地域の皆様が責任を持って決める、地域は課題がいっぱいであるということ、京都でありました通学中の事故を持ち出しまして、早急に生活道路の、特に通学路の点検をしなければならない、地域の町道であるからこそ、いろんな対策がとれるのではないかとということでした。また、通学路の点検に関しては、教育委員会が責任を持ってやるべきであるということをおっしゃっておりました。この点は、吉山議員が一般質問されるとのことです詳しくは申しません。

続きまして、片山氏から、政策の情報は議会、議員、自ら得る仕組みとして確立すること（県、国の情報）です。

続きまして、議会事務局の充実、特に秘書を置くことが大事だろうということでした。議会改革はこつこつとやって、市民が違和感を持つところを改善していくことだと。質疑応答などは、1対1でなく数人が質問するラウンド方式を採用してはどうかということでした。

最後に、会派制は拘束を改善し思つたとおり行動しろと。議案に対してはだめだが、個人の思いを会派制でも優先する必要があるのではないかとということでした。

続いて、2日目に参ります。

2日目は、白鷗大学の福岡教授からでした。福岡さんは、福岡さんが言ったとおりのこと言います。「野田総理は行動が遅過ぎる。野田総理は大蔵省のパペット。あやつり人形じゃなくパーのペットだ」と。何か分からなかったですが、「何も決められない民主党。みんなの党は、維新の会へと。公明党も水面下で協力。永田町は金の切れ目が縁の切れ目だ」だそうです。

その中で、日本の中で発展するのは東海道新幹線の東京から大阪までぐらいじゃないかとい

うことで、民主党は今度惨敗して大連立しかないということで、今からは日本は人口減、シルバー大国になり、就職はないし、デフレ国家20年、交通弱者も増え、郊外より町なかへ特に集合住宅等が必要となるのではないかということで、人材育成で若者はコミュニケーション能力がないため、今からは懇親会やコンパをしてどんどん酒を飲んで、コミュニケーション能力を高めてくれということでした。これ本当です。

続きまして、総務省自治行政局長からあり、霞ヶ関で決めていたものを地方自治体で今後は決めなければならない、なぜなら地方自治体が住民の民意を的確に判断しているからだそうです。その後、地方自治体の合併は今から別に進めなくてもいいだろうと。例えば、教育委員会や農業委員会など広域連合、一部事務組合で対応できるところは、そっちの方で対応していけば十分に機能できるのではないかということでした。行政が住民の生活実態を把握できなくなった理由は、職員不足と無縁社会になったからだそうです。

2日目、特に感じたのは、地方分権が進まない建前と本音ということで申されましたが、本音は地方の方が財源移譲等を本心から望んでいないのではないかということ、なかなか進まないのではないかということでした。

これ以外に課外授業で2日間、御船町の山本町長と昼食をともにすることができました。その山本町長からちょっとアドバイスを受けて、「議員必携」の著者であります鹿児島におられます池田先生の講演を聞けば大変ためになるのではないかということを知りましたので、その旨を局長にもお知らせして、できれば職員の皆さんと議員みんなで池田先生を招いて講演会などできれば、これからスキルアップにつながるのではないかと思います。

2日間の研修、本当に与えてもらえまして大変ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（大塚 昇君） 研修報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時35分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成24年6月5日（火）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成24年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成24年6月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 17番 | 梅田清明君 | 1番 | 中岡敏博君 |
|-----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|               |       |                |       |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 町 長           | 後藤三雄君 | 副町長            | 中富恭男君 |
| 教育長           | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 鶴田義晃君 |
| 総務部長          | 松本東亜君 | 福祉生活部長         | 阪本修一君 |
| 産業建設部長        | 坂本恭一君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 平野誠也君 |
| 総務課長          | 實取初雄君 | 総合政策課長         | 吉野邦宏君 |
| 財政課長          | 阪本浩徳君 | 税務課長           | 阪本章三君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長           | 宮本義雄君 |
| 健康・保険課長       | 佐藤清孝君 | 介護保険課長         | 渡邊幸伸君 |
| 環境生活課長        | 大山陽祐君 | 町民課長           | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長       | 堀川正信君 | 農政課長           | 志垣敏夫君 |
| 建設課長          | 松村孝雄君 | 都市計画課長         | 小野秀幸君 |
| 下水道課長         | 今村敬士君 | 商工振興課長         | 吉川義則君 |
| 総務課庶務<br>法制係長 | 中島秀樹君 | 教育審議員          | 矢野陽子君 |
| 図書館長          | 堀行徳君  | 学務課長           | 松本洋昭君 |

生涯学習課長 服部 誠也 君

農業委員会事務局長 荒木 一雄 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野 豊徳 君

書 記 山野 光子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、本日は一般質問を行います。

質問の通告があつておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告します。

1番吉山哲也君、2番石原武義君、3番野田恭子君、4番芝和長君、5番佐藤竜巳君、6番小林久美子君、7番梅田清明君、8番渡邊裕之君、9番吉本孝寿君、10番甲斐榮治君の順となっております。

なお、今回は3日間の予定でありますので、本日は1番から4番までの方をお願いします。

質問される方に念のために申し上げます。通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしく願いいたします。

傍聴者の皆様に申し上げます。

本日はご多用の中に傍聴においでいただきありがとうございます。

会議中は、私語や拍手などなされないようお願いをいたします。

それでは、吉山哲也君、一般質問を許します。

○4番（吉山哲也君） おはようございます。議席番号4番、吉山哲也です。傍聴席の皆様には、足元の悪い中、本日の一般質問の傍聴大変ありがとうございます。平成24年第2回の菊陽町議会定例会一般質問におきまして、最初の登壇を許可いただきました議会に対しても、感謝申し上げます。

さて、一般質問に入っていくわけですが、その前に一件ご報告をさせていただきたいと思ひます。これは、昨日の本会議におきまして、議会活性化特別委員会委員長の坂本議員より研修報告ということでありましたけども、その研修に私も参加させていただきましたので、具体的な内容は昨日報告いただきましたのでさておきまして、私なりの感想を一言ご報告させていただきます。

2日間の研修におきまして、いろんな方々の意見を聞きながら感じたところは、まず地方議会の各議長さんたちの熱気を帯びた活性化の動きというようなことで、それに対して菊陽町議会としても、昨年より始まったところですけども一朝一夕でなせるものでもないというようなことを改めて感じたところです。ただ、自分たち議員一人一人が、研さんと議会の創意で、これはもう確実に進めていかなければならないというようなことを改めて感じたところです。そ

ういうことを、簡単ではございますが報告をさせていただきます。

では、一般質問の方に入りたいと思います。質問はお手元にあります通告書のとおりでありますので、以下具体的な質問については質問席の方からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） それでは、通告書に従いまして一般質問の方をさせていただきます。

今日の新聞でも九州南部が梅雨入りをしたという記事がありましたけども、まだ北部地方の方はまだ入っていないというところですが、この6月、今から約一月から一月半梅雨の時期というようなことで、菊陽町におかれましても、いろんな場面で安全・安心への影響が出てくるのではないかなと考えるところでもあります。また、町内各地には白川をはじめとする河川、そのほか多くの農業用水路とかが所在しているところがございます。また、国道、県道等、こういう主要幹線道路におきましても、水没とかそういうことで、小規模ながらも多少の影響が毎年起こっているような状況があり、警戒、心配もされる場所と考えます。特に、行政の方で危険箇所として把握されてるところのパトロール、こういうものにつきましては、日々の中での安全管理と申しますか、そういうものの重要性が問われてくるというようなふうにも考えます。

今こういう季節になってきたところですけども、今回私が質問事項として上げておりますふるさとづくりということについてであります。だれもが住んでよかったと、住んでみたいと思えるようなそのふるさとづくりを、町当局としてはいかがな考えがあるのかという部分でお尋ねをしてみたいと思います。

現在も、町の方では各種地域活性の施策ということで、例えば鼻ぐり井手周辺の整備等が行われているところがございますが、真の地域活性に向けた動きと申しますか、そういう部分では先ほども申し上げましたが、だれもが住んでよかった、住んでみたいと思えるような地域づくり、まちづくりというのが必要ではないかなと考えるところでもあります。町の第5期総合計画前期基本計画におきましても、まちづくりの目標、都市像の第2の目標として「暮らしやすく安全で安心なまち」づくりを掲げているところがございますが、本町の特徴としまして、先ほども述べました白川とかという河川がある、国道がある、また自然の豊かな地形があるというようなところで、そういう社会資源と申しますか、そういう部分を生かしたまちづくり、地域活性化、基本計画の方で上がっているかというところも多少疑問な点もございまして、質問するところでもあります。しかし、そういう部分は置いて、基本計画ということでその遂行を今後、今まさにやられているところですけども、遂行の行方は、町民にとっても今後の町の事業展開というような広がりが見える部分だと思えます。

ただ、そういう各種社会資源という、一言でいうとそういうものになると思いますが、それが例えば白川、それとか馬場楠井手土地改良、それとか国道、県道とかそういう部分におきましては、町の管理体系とまた国、県の管理体系というような部分でのことがありますので、そ



の辺でなかなかすぐに対応するというようなところは難しいのかなとも考えます。ただ、白川とかそういう社会資源、基礎資源といった方がいいかもしれませんが、本町内に所在する資源でありますので、何とかこれをまちづくりに生かせる方策、考えはないのか、そういうところでもあります。具体的に事業計画云々ということではありません。本町の特性という部分で、まちづくりに今後どのように生かされていくのかということでお尋ねをしたいと思います。

まず1番目に、都市像2の施策の大綱1で、「環境に配慮した緑豊かなまちづくり」というようなことで掲げてあります。これに対して、こういう部分で白川をいかに生かしていかれるのか、その辺で質問の方をさせていただきたいと思います。まず、答弁をいただく前に、私の知る範囲での白川の現況といいますか、そういう部分で申し上げておきます。

白川というのが、多分もう今護岸工事も進みますが、これがたしか昭和50年代だったじゃないかなと記憶しております。昭和28年の水害以降、特に本町内においては大きな水害、洪水というのは被害は聞き及んでないところでもあります。白川の護岸の方も、50年代の工事におきまして自然の地形、要するに川の流れを生かした護岸のつくりになっていると思うんですけども、そういうことをやっていただいて、河岸部の自然も多く残っております。石や砂利等のある河原、そういうところも少なからずまだ残っている箇所があります。安全・安心という視点からいきますと、これはもう100%でき上がっているという分ではないですけども、そのころの事業効果が今上がってきているのかなと思います。

ただ、自然が多く残っているといいましても、見方を変えればうっそうとした自然といえますか巨木、もう樹齢50年を超していると思うんですけども、巨木がそびえる、もう人も入らないような河岸部ということがあります。また、河原におきましては、アシが繁茂して人の姿が見えないと、人の声が聞こえないという、自然と親しむ場といえますか、安全な場とは言えない状況があるわけがございます。ただ、河岸部あるいは河原の景観といえますか、その辺を多少整備といえますか、そういうことをやっていただければ、自然を生かした菊陽町にとって貴重な自然というものと触れ合える場の創出ができるのではないかなと考えるところでもあります。

このような状況で町行政として、管理体系の違いもありますけども、ふるさとづくりの遂行の一環としていかに考えておられるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） おはようございます。じゃあ、ご質問にお答えします。

白川は、自然環境や社会全体にもたくさんの役割を果たしています。その役割は、大きく分けると3つに分かれていると考えられます。まず、雨水を集めて、洪水被害を与えないように安全に海まで流す治水の役割を持っています。2つ目は、河川は農業、工業、水道などに使う水を供給してくれる利水の役割です。熊本地域では地下水が豊富で、白川の役割としては主に農業用水をうまく供給するという大きな利水の役割を担っています。3つ目は、河川は貴重な

自然空間として、我々人間にとって潤いや安らぎを与えるとともに、多くの生物の生息、生育している場所を生み出しているという、自然環境の役割があると考えられます。この中の治水や利水の役割については、国や県といったそれぞれの管理者や事業者がおり、直接的に町が何らかの事業を行っていくものではありませんが、治水や利水も流域住民に大きな影響があるものですから、町は住民の立場に立って、主体的に管理者や事業者に住民の思いや現場の状況を伝えていく役割があると考えています。

また、環境という視点からは、第5期基本構想の前期基本計画でまちづくりの目標、「暮らしやすく安全で安心なまち」の施策の大綱で、「環境に配慮した緑豊かなまちづくり」を掲げていますので、本町の豊かな自然環境の保全にも努め、自然との共生の場の提供や良好な住環境を形成するいやし空間の形成を図るため、町ができる役割を果たしていきたいと考えています。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今いやし空間というような言葉もいただきましたけども、基本計画においても協働のまちづくりということで、都市地域、農村地域との交流というようなこともうたわれております。そういうところからも、今言われたいやし空間の創出というようなことで、白川を利用したイベントとかそういう部分で、計画等の実現に向けて動いてもらえたらいかかなというようなことも考えておりますがいかがなものでしょうか、そういう部分では。例えば、小・中学生の交流とかそういう部分で行っていただければ、子どもたちにとっても将来的に、子どもたち自身が、自分のふるさとということで誇りに思えるまちづくりの一環ということにもなっていくのではないかなと思いますけども、先ほどの答弁でいやし空間の利用というようなことを言われましたので、何とかその辺を少しずつ、一つずつでも構いませんので、やっていただけないかなというような要望をお伝えしておきたいと思います。

担当課の方からも今話がありましたけども、河川管理というような部分で3つのことを言われました。安全とか利水あるいは自然環境へのということと言われましたけども、ここはまちづくりとの関係においては、まちづくりと河川整備の連携とか地域のニーズを反映させた河川管理というようなことを通して、やっぱり個性豊かなコミュニティといいますか、そういう形成を促す必要もあるかと思えます。ですから、そういう部分でも町行政のいろんな計画も出てくるかとも思いますが、国や県とその他各種行政団体等との連携の中でありますが、町自体が主体的な参画を持って、そういうまちづくり、子どもたちに伝えられる、未来に伝えられる菊陽町の自然というような部分でもいろんな取り組みをしていただきたいというふうに考えますが、よろしく願いしておきます。第1の質問はなかなか大きな問題ですので、一言でああだこうだと言える部分もないかなと思いますけども、以上のような部分をちょっと希望としてお伝えしておきたいと思います。

さて、続きまして2番目の質問の方に移っていききたいと思います。

2番目は、土地改良事業というようなことで掲げております。これも、居住環境や快適でゆ

とりのあるまちづくりというようなところに関係してくるのかなと思います。特に、馬場楠堰土地改良事業というようなことで上げておりますが、それは現在も鼻ぐり井手周辺の整備等着実に進められておりますが、井手全体、馬場楠から始めて熊本市内まで行っております。ただ、熊本市までのところは整備ができていると、菊陽町内だけの部分が整備もできていないという部分があります。そういうところで考えていたわけですが、最近の土地改良事業というようなことで、今実施に向けている動きがあるというようなことも聞いておりますので、まずその辺の状況について説明の方お願いをしたいと思いますのですが、よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、馬場楠堰土地改良事業の現状はということで、ご質問にお答えします。

馬場楠堰土地改良事業につきましては、これまでの経緯を申し上げますと、平成13年に熊本市と協定を締結以来、県営土地改良事業採択に向けて要望活動を重ねてきたところでございます。そして、平成21年度に、県営ため池等整備事業の新規対策に向けた県の調査計画費200万円のうち、100万円を地元負担金として負担しています。その事業計画書等の完了に伴い、地元協議をはじめ県、熊本市との協議を経て、平成23年11月に新規採択県営事業として申請を行うとともに、熊本市との地元負担協定を締結して、平成24年度から事業着手となったものです。事業の内容は、平成24年度から28年度の5年間の事業で全体事業費が4億3,200万円で、その内訳は国費2億1,600万円、県費1億2,528万円、熊本市5,724万円、町費3,348万円でございます。また、工事の内容は、水路延長が2.8キロ、護岸コンクリートブロック積みが右岸、左岸合計で3,549メートル、取水ゲートが6カ所、排水ゲート1カ所を整備する予定です。平成24年度におきましては、工事を行うための測量試験費3,000万円が予定されているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、事業の状況について説明いただきましたけども、そういう大きな事業を予定されている中で、先ほどの白川というところでの質問と重なってきますけども、その事業とともにまちづくりという部分、その視点では町としては今後どのような考えでいらっしゃるのか、これについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 県営事業で行いますので、県営事業へのかかわり方ということでご説明申し上げます。

事業主体は県でございます。事業費の地元負担金につきましては、熊本市と菊陽町で負担しますが、事業を実施する上での地元と県との調整につきましては、町が仲介していきたいと思っております。また、今後の予算要求に関しましては、できるだけ早期に事業を完了するように働きかけは十分行いたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今、費用的な部分とか手続的な部分で説明いただきましたけども、この井手というのが、白川と並行している部分、県道と並行している部分というふうなところで、これはただ単に土地改良の問題だけではないとも思います。河川の方との関係も出てくる、県道との関係も出てくる、これはもう本当にまちづくりの大きな要素であって、これをいかにしていくかというようなことで関係してくるとも思います。これはちょっと参考まで、私が把握している部分ですけども、例えば馬場楠区のことですが、平成9年農業集落排水の事業が完了しまして浄水センターができております。それと並行して、県道の拡幅あるいは馬場楠井手の拡幅というようなこともできておりますんで、そういう総合的な部分での事業展開といいますか、町行政としてまちづくりの一環に何とか、そういう大きな事業なもんですから生かしていただけたらと思っております。それが先ほどの白川の件についても同様ですけども、かけがえのない町の財産であるし、社会資源でもありますんで、何とか生かしていただければと思います。

例えばのことですけども、総合計画の中、基本計画においては、町域の周回遊歩道というふうな事業の展開もうたってあるわけですけども、こういうものも何かこう自然を生かした部分でできないのかというふうに考えます。そういう部分での管理体系の問題もありますけども、何とかそういうスタンスといいますか、そういう部分でまちづくりのために何とか町行政が主体となって動いていただけたらと思います。

2番目は以上にします。

最後に移りますけども、通告書に書いております町内の道路、これは先ほども申し上げましたけども、国道とか県道、町道、里道というようなすみ分けがあるかと思いますが、生活道路であったり通学路であったりという部分があります。それを安全・安心なまちづくりのためにどのように生かしていくのかという部分で、質問をしたいと思います。といいますのは、最近の状況で通学路での大きな事故も取り上げられております。やはり言葉ではありませんけども、国道からの抜け道というような事情もありまして、そういう場所が通学路として使われているという箇所では危険性も大きいのかなというふうに思います。町内においても、同じような状況が多々あるかとも思います。それについては、町の方でも当然のこととして把握、認識をされていることと思います。ちなみに、通学路の点検、整備については、今年の3月定例会においても答弁をいただいておりますが、そういう中で町道とかそういう部分では早急な対応も町の方としてもしていただいているというふうな状況があると思います。ただ、そこが国道とか県道とかそういう管理体系が異なってきた場合に、現状としてはなかなか進んでないのかなというように感じも受けますので、その辺もやっぱり子どもたちとか地域の人々とか、そういう方たちにとっては日々生活のことなもんですから、なるべく早くの解決をというような声も聞き及んでおりますんで、そのあたりに対してお尋ねするところであります。

通学路というような状況で、自分も今南小の安全マップというようなことで見ておりますけれども、具体的な質問としまして安全マップ、これの作成の経緯を含めましてマップに記載の危険箇所の認識について、簡単でよろしいので質問をさせていただきたいと思います。通学路という部分でも構いません、はい。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのお尋ねの方が、通学路という形での安全マップの作成状況かと思しますので、学務課の方でその状況をお答えさせていただきたいと思います。

通学路におきましては、まず学校において指定していいという状況でございます。学校といえますのは、校長という形になろうかということです。各学校で、まず年度初めに家庭訪問等を行います。その際、学校職員及び地域の保護者などにより、通学路の点検調査を行います。そして、その点検調査をしまして、状況に合わせて安全で最良の通学路、要は今現在ある通路、道路、構造条件を見ながら、一番安全である部分ということで通学路の検討をしまして、学校から通学路の指定を行います。そしてまた、通学路の指定等を行いまして、必要に応じてその途中で子ども110番の設置のお願い、そのあたりもやっていますが、それとあわせてその後の子どもに対する地域へ対するお願い、それから指導関係を含めまして、その状況を手づくりのマップを学校ごとに作成していきます。そして、最終的に大体7月、早ければ6月の当初ぐらいには学校での手づくりの安全マップができてくるという状況でございます。そういう中で、マップの方が作成されているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） 今説明いただきましたけども、新学期当初に点検まで、町と学校の方と保護者の方で点検をするということを言われましたけども、ここで町独自で例えば安全マップというようなことであれですけども、ヒヤリ・ハットというような、こういうデータの部分でそういう集積を行って、こういうマップ、危険箇所の把握をされているのか、その辺はどんなですか。ただ保護者とか学校とかが、ここは危ないですよと、地域の人が危ないですよと言われた部分を点検に行って、ああ危ないですねという部分での危険箇所の認定なのか、それとも現実に何度か危険なことがあったというようなデータの部分での集積もあつてのことか、そういう部分ではどんなでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 町でも危険箇所のマップ等を作成されてるかと思えます。その辺はまた答弁があろうかと思いますが、学校の関係ではそのあたりの情報が各学校でできまして、それから経年引き継ぎをされまして、学校の方も職員も数年では、異動関係もございましてその辺は順次その時点時点で年度当初なりに点検をして、継続して危険箇所を打ち合わせながら、マップの中に交通量の多い、または構造上ちょっと狭いとか、スピードが非常に出る車が多いところであるとか、不審者が出没するとか、そういう環境を十分図面の方にも落としまし

て、地域のパトロールをお願いをしている方等にその辺の周知もやっているというような状況で、蓄積したデータと現状に一番適した通学路という形での指定をなされているということでございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） はい、分かりました。

今のような質問をなぜしたかといいますと、やっぱり先ほども言いました町道とかそういうところであれば、学校とか地域とか行政の方でそこを点検をして、早急な改善とか、そういうのもできていくと思うんです。ただ、そこが国道とか県道とかという部分になってくると、管理体系が違いますのでなかなか難しい部分もあるかなと。そこをやはり町が主体となってやっていただくと。そのためには、そういうヒヤリ・ハットのデータの集積もやっぱり必要なかなというように思いましたので、お尋ねをしたところであります。そういうヒヤリ・ハットといいますけども、そういうデータの集積で県とかに働きかける必要性も、やっぱりそういう管理体系の中では必要になってくるのかなと思いますので、今後ともその辺もよろしくをお願いしておきます。なぜならば、やっぱり子どもたちの安全・安心ということもありますけども、地域住民の日常生活の安全・安心というような部分もありますので、管理体系を超えた中での町の主体となった動きをそういう形をお願いをしたいところであります。

以上のようなところで、通学路等については具体的にほかの方でもあると思いますけども、そちらの方にしていただければと思います。

さて、今までこの3点について、ちょっと確認的な部分もありましたけども、このような状況がある中、本町だけではございません、そういう中で世情的にも社会的、経済的な情勢の変化、あるいは地方分権というような大きな流れの中でもありますけども、そういう中で町行政としても新たな役割も出てきているのかなというふうに考えます。それが、新しい時代のまちづくりというようなことじゃないかなと思うんですけども、そういう新しい時代のまちづくりというようなことで考えた場合ですが、それはすなわちこれも短絡的な考えかもしれませんが、地域の歴史とか自然、今ある資源、先ほどから言っておりますいろんな形での基礎的な資源、そういう部分の再認識しての活用というようにところから、ふるさとの文化、菊陽町の文化、こういう部分のはぐくみというようなことだと思います。そして、それが最初に申し上げましたが、だれもが住んでよかったとか、あそこだったら住みたいというような気持ちを植えつけていく、醸し出すようなそういう状況が出てくると思います。一言でいうと、人々の心をとらえて離さないとか、町の求心力といいますか、そういうまちづくりをしていただきたいと、それが最初に申し上げたふるさとづくりではないかなと考えるところであります。そういう中で、第5期の総合計画基本計画に基づいてまちづくりが遂行されているわけですけども、本当に町内のいろんな資源、そういうものを生かした部分で、町の主体的な考えでそういうまちづくりをやっていただけたらと考えます。この辺について、町長、一言答弁の方お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今日、吉山議員の方から、だれもが住んでよかった、住んでみたいと思えるふるさとづくりについてということで、3つの視点からご質問いただいたところでありますけれども、白川をいかに活用するかということでありますが、これにつきましては、過去平成4年にガーデンサバークふれあいの里づくりの中で、白川を生かせるようなところで、当時の計画として白川の右岸の方のところに桜を植えて、そこを周遊できるような動きもあって、これも当時の建設省の方に要望した関係がありますけれども、内容としましては、結果としましてはそこに桜並木ができれば、堤防の方のそういったものに影響を与えるということで、実現しなかった経緯があります。そして、この鼻ぐり井手の対岸の方ですけども、この方も一部は公園化しとるようなところもありますけれども、こちらの方と南側をつなぐようなこともできないかと、そういうところもあったところでもありますけれども、やはり水辺でありますので、危険性等もあってなかなか実現してないところがありますけれども、そういった中でもいろんな活用できる部分、そういうものについては今後も取り組んでいく必要があると考えているところであります。

馬場楠井手関係の方の土地改良事業につきましては、さっき農政課長が申しあげましたように、これも政権がかわった中で土地改良費の予算がつかないような状態でありましたけれども、昨年国の方に直接4土地改良区で陳情等も行って、そういった中でこの事業も進んで、今年から具体的な事業費もついてきているような状況であります。ただ、ここは鼻ぐり井手の周辺でもそうですけれども、ほとんど築造以来手のつけてないようなところがあるということで、そういった面の整備が今回の事業の中では中心になってくるかと思えます。

そして、最後の道路の関係でありますけれども、まちづくりの中で、町民の幸福を願って、町全体の安全向上を図るためにできる限りの措置を講じていくのが、住民福祉の最前線に、いわゆる菊陽の町の中に国道、県道、そういうものも実際所在しとるわけでありますので、そういった視点で取り組んでいく使命があると認識しております。そのような観点から、危険箇所であればどうしたら改善できるか、町民の皆さん、そして国や県等当事者とともに考えて、町独自でできる分については町が対応し、それが例えば国の改良を要するものであれば国へ要望しますし、県道であれば県へ要望し、国道の場合も443号につきましては県の管理になるということでありまして、今現在県の方に24年度の事業要望ということで、県の方も非常に財政的な厳しい状況もあって、継続で引き続き要望しているところもありますが、合わせますと全体で今36カ所についてはそういう整備を要望しているような状況であります。そして、信号機など安全施設に係るものであれば、公安委員会の方に要望しまして、その改善を図っていきたいということで努めております。

また、国道関係で具体的に申し上げますと、国道443号、これは旧の県道大津甲佐線が昇格して国道になった部分でありますけれども、これにつきましては今1市7町で整備促進期成会をつくって、町の方は特に道明から馬場楠、あそこの橋梁も入れまして、そういった改修の要望

の活動を今続けております。国道57号線につきましては、菊陽町の中、整備は終わりましたけれども、これも整備促進期成会があるところでもあります。そういったところでやっておりますけれども、町が最近独自で取り組んだ事例としましては、花立のここは、県道と町道が交わる場所がありまして、町道から出てくる部分で、子どもたちの通学上非常に危険性があったところにつきましては、町の方から地権者の方に大変理解をいただいて、大事な部分の土地を分けていただいて整備したという経緯もあります。

そういうことで進めておりますけれども、そしてもう一つ大事なものは、いかにこのハードの部分を改良しましても、歩行者や運転者が交通安全意識が低いと事故を防ぐことはできないところでもあります。そういうことで、警察やいろんな関係者と連携しながら、そして地域の住民の皆さん、そして町の方で今持っておりますスクールパトロール隊等のそういうものと連携しながら、交通安全意識の向上につながるような取り組みも継続して実施しているところでもあります。

私もそれから副町長も教育長もそうでありましたけれども、春の交通安全期間中に学校の前で直接保護者の方、交通指導員の皆さんと安全指導に立たせていただきましたけれども、やはり交通ルールやマナーの大切さを守るために、指導者の方が非常にご苦労される場所を実感したところでもあります。

これからも、そこに住んでおられる町民の皆さんの目線に立って、町の安全・安心の向上に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君。

○4番（吉山哲也君） ありがとうございます。

多少時間もありますけれども、今回こういう質問をさせていただきました。やはり、菊陽町のまちづくりでありますので、何度も申し上げますが、町が主体となって、そういう動きの中で将来に誇れるようなまちづくりをやっていただきたいというような希望をお伝えしまして、私の一般質問の方終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大塚 昇君） 吉山哲也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石原武義君、一般質問を許します。

○7番（石原武義君） 議席番号7番、石原武義です。傍聴席の皆さん、今日は足元の悪い中傍聴に来られ、大変ありがたく思っております。



先月5月11日から13日にかけて、沖縄に行つてまいりました。目的は、祖国復帰40周年を祝い、尖閣諸島を守ろうという集会に参加することでありました。菊陽町から私を含めて2人の方が参加されました。他方、アメリカは出ていけ、基地はやらないという集会もありました。それはそれでよいとして、翌日ホテルで新聞を見ました。沖縄には2つの大きな地方紙があります。見てびっくりしました。アメリカは出ていけ、基地はやらないという記事は、大きく詳細に書かれていました。私どもの記事は全く書かれていませんでした。公共性の強い新聞が主観によってのみ記事を選択し、そして書くということはいかかなものかと強く思いました。

以上の経験から、新聞を読む場合、その記事が主観に左右されていないか、また客観的事実が述べられているか、つまり新聞を読む場合は眼力を常日ごろから養っておかなければならないとつくづく思いました。

また、先日の日曜日、ゆめタウンで北朝鮮拉致被害者を救う署名活動をしました。中岡議員も一緒でした。今回も多く署名が集まり、いずれ内閣へ送付されます。しかし、事態は一向に改善される見込みはありません。全くの泣き寝入りの状態が続いています。ここで、また強く感じましたことは、常日ごろから自分たちの国は自分たちで守るという国防意識が必要だということでした。

さて、私ども議員有志は、菊陽町議会防衛議員連盟を近々発足すべく今準備を進めています。発起人は芝議員であります。その目的は、国防思想の普及、啓発を図るとともに、自衛隊の充実発展に寄与し、もって日本の平和繁栄に貢献するとあります、まだ案でありますけども。そこで、議員各位に賛同をよろしくお願いいたします。

以上、前置きにしまして、今回の質問は3つの項目を用意しました。1つは、高齢化社会の問題点、2つ目が姉妹都市の交流について、3番目が教育基本法の改正について、以上の3つであります。個別的、具体的な質問は、質問席から行わせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） では、大きな項目が3つありますけど、その第1番目、高齢化社会の問題についてとしております。

その1番目に、①として、地域の小売店がなくなる現状で買い物難民が増える、行政はこの人たちにどう手助けをするのかという項目を取り上げました。今回は、高齢化社会の問題点として2つばかり質問事項を用意しました。その1つとして、今先ほど申し上げましたことです。菊陽町は人口がどんどん年々増え、人口増加率は全国一、二番目であります。ということは、菊陽町は非常に若々しいというイメージがありますが、その菊陽町も御多分に漏れず、高齢化もどんどん進んでまいっています。一方では、小規模小売店がほとんどなくなっております。したがって、遠く離れたスーパーまで買い物に行かなければ食料品等が手に入らない状況になっております。高齢化によって免許証を返上したりして足を奪われた人たちが——悪いんですが買い物難民と今ちょっと書いてしまいましたけども、昨日ですか熊日新聞に買い物弱者という形で農林水産省の調査が載っておりました。全国で820万でしたっけ、熊本県は全人口

の8.3%、そういうふうになっていると書いておりました。これほど大きな社会問題が今差し迫ってきております。というわけで、一番身近で一番重要な問題、つまり避けて通れない問題だと思っています。このことは、私の質問の趣旨であります。

では、質問事項の①、地域の小売店がなくなる現状で買い物難民が増える、行政はこの人たちにどう手助けをするかとしています。この問題をどうとらえ、どう取り組んでいるかお尋ねしますが、この問題の解決方法は2通りあると思います。1つは、買い物ができる場所を身近なところに提供する、2つは買い物の足を提供するということです。まず、1番目については、昔の行商みたいな形で週2回ぐらい、公民館なら公民館で買い物ができないか、具体的には業者とタイアップして、また商工会等の支援を受けて、移動しながら食品等を販売する、例えば「さんふれあ」の品物を移動しながら販売するということが考えられます。2番目については、巡回バスをもっときめ細かく運用する、タクシーを料金等で支援し、利用しやすくするかということも考えられます。町長、この2通りの考えについて、いかがお考えですか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

我が国の人口は近年横ばいでありまして、人口減少局面を迎えております。平成67年には9,000万人を割り込み、65歳以上の高齢者は3,646万人となり、高齢化率は40%を超えるとの推計が出ております。本町も例外ではなく、高齢化は進んでおり、平成23年9月末現在の高齢化率は16.1%と、県内では最も低い位置づけにありますが、平成37年では9,666人で25.6%との推計が出ております。このように高齢化が進んでまいりますと、医療費や要介護者の増加が懸念され、また高齢に伴い体の自由がきかなくなり、外出や近所づき合いが少なくなる等が原因となり、買い物難民増加等の問題が生じると考えております。

ご質問の買い物難民とは、先ほど議員もおっしゃったように、買い物弱者、こういう言葉もございます。厚生労働省の定義によりますと、住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人たちのことを指しております。高齢者を中心に全国で600万人いると推計されております。その主な要因として、大型店舗の出店や高齢化及び人口減少などの影響で利用者が減少し、身近にあったお店が撤退や閉店する地区が増えていることや、高齢により自動車の運転ができないなどの理由で、お店まで出かけることが困難な高齢世帯や、高齢単身世帯が増加していることが上げられます。このような高齢者世帯の増加に対して、町や社会福祉協議会では現在次のような事業を実施していますので、ご紹介いたします。

1つ目が、軽度生活援助事業です。町の社会福祉協議会へ委託している事業で、介護保険の要支援、要介護に該当しない、町内に居住するおおむね65歳以上の単身者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者を対象としています。この事業は、家庭での食事の用意や掃除、洗濯、そして買い物等を援助するサービスであり、事前に登録することにより午前8

時から午後7時までの間で利用できます。利用料は1時間当たり200円としています。昨年は延べ127人の利用がありました。2つ目がキャロットサービス事業です。こちらは、町社会福祉協議会独自の事業で、数種類のサービスの中で、買い物代行や家事援助も対象としています。この事業は住民参加型福祉サービスとの位置づけで、サービスを届ける方、協力会員が、サービスを受ける方、依頼会員の依頼を受け買い物や家事援助を行う事業であり、両会員は事前の登録が必要です。午前8時から午後7時までの間で利用可能で、利用料は30分当たり400円としております。昨年は延べ293人の利用がありました。3つ目は、買い物代行サービスの取り組みで、こちらも社会福祉協議会独自の取り組みとして、武蔵ヶ丘ホットステーションにおいて、本年3月から5月までの3カ月間を試行期間として、武蔵ヶ丘1、2町内の住民を対象に、買い物代行サービスを実施しました。試行期間中の述べ利用件数は36件でした。また、軽トラックを購入し、野菜等の販売を試行しておりますが、今後トラックを利用した移動販売を、事業として実施できるのかなどの検討を行っているところであります。

今後、これらの事業実施のための検討やPRにも力を入れ、町民の皆様方に利用していただきたいと考えております。今後は今申し上げましたような……。

(7番石原武義君「はい、分かりました。ありがとうございました」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 石原武義君。

○7番(石原武義君) 介護保険課長の渡邊さんが答弁するとは思いませんでしたので、申し遅れましたけども、4月でしたか、緑ヶ丘の公民館で介護保険の出前講座をしていただき、そしていろいろとお話をさせていただきました。これは、みどり会、老人会の方からの要請でありましたけども、大変ためになったとみんなが言っておりました。大変ありがとうございました。

答弁を途中で打ち切りましたけども、私は移動販売、これがもう一番いいんじゃないか、身近なところに公民館なら公民館の方に移動して販売する、これが一番いいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ町長、検討いただけないかと思っております。いかがでしょうか。

○議長(大塚 昇君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 移動販売の方をということでもありますけども、今渡邊課長が申しあげましたように、社会福祉協議会の方では軽トラックを購入しまして、野菜等の販売を試行的にやっているとというような状況であります。この件につきましては、「さんふれあ」の方にもそういう話を持って行って、何かそういうのができないかということでも話をしておりますけども、今「さんふれあ」の方で取り組んでいるのは、現時点では「さんふれあ」の方に来て、温泉と、それから食事に来ていただいた方々に買い物をしていただいて送迎をする、そういうことはやっておるといっては言っておりました。さらに、デイサービスに通っておられる方は、そういう施設の方が帰りのときに「さんふれあ」を経由して寄って帰る、そういうこともされておるようなことでありましたけども、ただこれが事業として展開する場合には、いろんな福祉的な面でもとらえる場合と、やはりある程度の民間でいろいろやる場合は、採算がとれるかという

課題もあるかと思えます。

ただ、時代的に非常に都市化はしており、その中で若い人も増えておりますけども、一方で高齢者の方々も着実に増えておられるところであります。そういった中で、いろんな事業の方を十分検討して、取り組んでいかなければならないという、そういう姿勢でおりますけども、今後におきましても、現在いろいろ実施しておるサービスもありますので、PR不足もあるかなというところもあるかと思えます。そういうものを充実させながら、商工会や農協あるいは生協等の宅配や移動販売事業、そういうものを参考にしながら、将来的に町内の各団体と連携をとって、安全確認も含めたサービス、今ひとり暮らし、高齢者……

(7番石原武義君「町長、分かりました。ありがとうございました」の声あり)

そういうことで、取り組んでいきたいと思えます。

○議長(大塚 昇君) 石原武義君。

(町長後藤三雄君「すみません、慌てて」の声あり)

○7番(石原武義君) 採算面、経費、当然それは考えなければならないことですが、当然ながら弱者の支援という形ですので、町も金銭的な支援はある程度は必要かと思えますので、その点を考慮に入れてぜひ移動販売ができないか、前向きにちょっと検討していただきたく思います。

確かに、夕食などをつくって配達されるとか、それからホームヘルパーさんたちが自宅に来て料理をつくるとか、そういうこともありますが、これはもうあくまでも最終段階でありまして、まだそこまでいかない元気な方は、まずは自分で買い物をする、あれが足りない、これが足りないということをいろいろ考えて、このことが非常に脳の活性化に役立つんじゃないかと思っております。そしてまた、自分で好きなものを買おうとする、この楽しみもあります。したがって、認知症の予防にもなると思えます。

以上申し上げまして、②の同じく足を奪われて、投票へ行けなくなる人も増える。行政はこの人たちにどう手助けするかとしております。

日本の社会は、民主主義を標榜しております。民主主義の根幹は、選挙、つまり投票により自分たちの代表を選ぶ仕組みです。ところが、高齢化社会が進むにつれて、免許証を返上したりして足を奪われた人たちがたくさんおられます。投票しようにも投票所へ行けない、物理的に投票する権利を奪われた人たちをどう手助けするかという問題が生じています。この問題意識のもとに、この事項を取り上げました。

昨年9月議会で、有権者の高齢化とともに足を奪われ投票場に行けなくなる人が多くなる、その対策の一つとして、現在運用中の巡回バスを利用、運用したらどうかという提案をしました。町長の答弁として、現在の巡回バスは道路運送法上では路線バスと同じ取り扱いとなっており、定時、定路線での運行が前提であり、巡回バスの選挙時における利用はできないとのことでした。そこで、ちょっとここでまた提案いたしますけども、それならこれはちょっと

ふれあいの森センターを念頭に置いて質問しておりますけども、常時常日ごろから路線に組み込んで、定時、定路線での運行ということが組み込んでおれば、定時、定路線での運行ということになり、選挙ときにおいても巡回バスの利用が可能になります。ぜひ、検討が必要ではないでしょうか。町長、もう一度お考えをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいまご質問があった件につきましては、選挙の投票に関する部分ということでもありましたので、私の方からご答弁させていただきます。

特に、9月の町長の答弁の中で、一般的な送迎バスとしての投票に向けた取り組みは厳しいということで申し上げられました。ただし、今石原議員もおっしゃったように、選挙には期日前投票というものがございますので、その期間を活用いただいて積極的に投票に来ていただく、その場合に投票場所が、今のお話ですとふれあいの森研修センターではなく役場の方になりますけども、場所は違いますが巡回バスに乗って活用いただくことによって、期日前投票に来ていただくということは十分可能ではなかろうかと思っております。ただし、巡回バスのルートあるいは時間等々は定まっておりますので、そういった定まった時間の中で、例えば途中下車等々をして、図書館とか「さんふれあ」とか、いろいろなルートの中で立ち寄りしていただきながら、一日かけて投票いただくような形になろうかと思っておりますけども、そういったことで投票に来ていただくということは十分可能かと思っております。

また、総合政策課の方では、地域公共交通について、平成24年度においてトータル的な検討を行っておりますので、巡回バスのルートあるいは時間帯等々、住民の皆さんがよりご利用いただきやすい方向で検討していくものと思っておりますので、その結果として巡回バスを期日前投票等に活用できるということがあろうかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 期日前投票は当然知っております。それを利用する手もありますけども、これだけに頼ってほしいという意味じゃなくして、今先ほど述べられましたように、常日ごろから巡回バスがふれあいの森センターに行っておれば、選挙のときもそれに乗ればいいということでもありますので、ぜひこれは積極的に取り入れてほしいと思うんです。どうもこれは、投票所の問題は過去私何回も質問しましたけども、私がこれは積極的だなという印象の答弁はどうも一度も記憶にありません。ですから、今回は最後ではございませんけども、ぜひ投票して、もうこれが民主主義の根幹ですので、足を奪われた人たちをぜひ助けてもらいたいと思います。

もう一言つけ加えますならば、旧原水にすれば、1カ所にしたからいろんな問題が出てくるんですね。1カ所にする以前の問題は、あそこの公民館、ここの公民館というだけで、非常に近場にあったわけですよ。だから、そういう点も一方的に投票場を1カ所にしてしまった、原水地区にはふれあいの森センターですけども。1カ所にしてしまったということが、旧原水の

地区の人たちがぜひ1カ所にしてくれという強い要望を持って、町政がそれにこたえたというんじゃないで、町政が何らかの理由で1カ所にされたんですから、ここはそこでまた、足を奪われた弱い、投票難民じゃないんですけど、行けなくなった人がたくさん出てきますので、それは当然前向きに積極的に支援といいますか、そういう対応が必要じゃないかと私は思っております。

以上を申し上げまして、項目2番目の姉妹都市の交流についてとしております。その①番で、交流の現状はと質問事項を掲げております。ひとつ、現状はについてお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 屋久島町と姉妹都市を結んでおりますが、その交流の現状はというご質問でございます。

屋久島町でございますけども、屋久杉が多く育っております。菊陽町では、豊後街道菊陽杉並木を歴史的な遺産として保存しており、その杉が加藤清正公が屋久杉を植えられたとの関連がありまして、菊陽町への屋久杉の補植から始まり、姉妹都市の盟約を締結しております。交流の内容としては、両町への森の精、これは菊陽町役場であれば役場の前にございます。や菊陽杉並木公園への屋久島の森、これは公園の南側の方でございます。の整備、毎年交流を重ねている産業祭、子ども会や婦人会での交流会があり、その他文化、農家や商工会、区長会、町職員などの交流や、相互の研修を行ってきました。例えば、産業祭ではそれぞれの町から15名程度の参加で、特産品の紹介や即売会などを行い、農業を中心とする意見交換などを行っております。また、直近の子ども会交流事業としては、平成22年度に菊陽町の小学生16名、中学生8名の計24名が屋久島町を訪問し、平成23年度には屋久島町の小学生12名、中学生7名の計19名が菊陽町を訪れ、交流を深めました。また、これも直近の婦人会交流事業では、平成22年度に屋久島町の婦人会24名が菊陽町を訪れ、23年度には菊陽町の婦人会21名が屋久島町を訪問し……

（7番石原武義君「よく分かりました」の声あり）

もう少しお願いします。

（7番石原武義君「いえいえ、もう。まだ後がつかえておりますので」の声あり）

はい、分かりました。

○議長（大塚 昇君） 石原議員に申し上げます。議長から指名があつてから発言をしていただきたいと思ひます。

石原武義君。

○7番（石原武義君） 交流の現状は今述べられまして、いろいろなことが行事としてされてるといふことがよく分かりました。

2番目に、今後交流をより発展させるにはどういふことを考えているのかとしておりますけども、ここは私の方から1つ、2つと提案させていただきます。これは、5月でしたか、連休

の後かな、中岡議員、野田議員、吉本議員そして渡邊議員が交流の一環として屋久島町に行かれました。そこでどうだったかを聞きましたけども、一番あれは野菜を販売したと。イチゴ、ミニトマト、アスパラという、ほかにもあったかと思えますけど、非常にあっという間に売れてしまった、ばかい合うようにして、奪い合うようにして売ってしまったということを知りましたので、このことから、野菜をどんどん向こうへ持って行って売れる、そういうシステムというものができないもんか、一つこれも提案しておきます。

そしてもう一つ、今後交流が末永く、そしてもっと拡充していくためには、私は今ちょっとばかり旅行に行ったりしておられる菊陽町の町民もたくさんいらっしゃるかと思いますけども、1学期なら1学期期間と期限を限定して、1年でもいいんですけども、中学生の子どもさんたちを先方にホームステイさせる、または逆に向こうからこちらにホームステイをしてもらう、こういう交流が一番いいんじゃないかと思えます。一番多感なときに、向こうに友達ができ、また向こうに親御さんがわり、知り合いもでき、当然ながら今後ずっと親戚みたいなつき合いができていくんじゃないかと思っております。そして、親元を離れて、1学期期間なら1学期期間そこで暮らすということは、非常な多感な時期において自立心というものも自然に備わってくるんじゃないかと思っております、これはいい方法じゃないかなあと思っておりますけども、この点ちょっとお伺いします。どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 子どもたちのホームステイということでありますので、お答え申し上げたいと思いますが、貴重なご提言として受け止めておきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 貴重なご提案は、よく私が大変立派な提案だと思っておりますのは分かりますけども、少しばかりじゃあやってみようかどうか、その辺のところまでちょっと踏み込んで今後考えていただければと思えます。

以上をもちまして大きな項目の2番目の姉妹都市の交流についての質問を終わらせていただきます。

大きな項目の3番目、改正教育基本法についてとしております。その(1)について3つの項目を取り上げております。先ほど教育長が姉妹都市の件でも答弁されましたので、ちょっと申し遅れましたけど、遅まきながらまずは2期目のご就任おめでとうございます。この4年間、ご承知のように中部小の建て替え問題で大変苦勞されたことと思えます。中部小の問題が議会を二分するほどの大きな争点で、また一番身近な問題でしたので、改正教育基本法についての質問は今まで遠慮していました。この問題も、中部小学校の建て替えの問題ですけども、一件落着し、教育長も2期目ということで気持ちも新たにしておられることと思ひ、改正教育基本法についての質問をすることにしました。

ご承知のように、教育基本法は平成18年度末60年ぶりに改正されました。そこでまず、ちょっと改正基本法の問題について、具体的な質問に入る前に素朴な疑問がありますのでちょっと

お聞きします。教育問題について質問すると前もって事前通告していますが、教育委員長は出席されていません。と申しますのも、以前は三島教育委員長でしたか、必ず出席されておりましたので、なぜだろうかと思っています。教育長と教育委員長の職務責任も違いがあるかと思えますので、その点を含めてちょっとお聞きいたします。いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 石原議員に申し上げますけど、通告にされておられませんので、別の質問に移ってください。

○7番（石原武義君） もう教育に関して、教育問題についてなぜ教育委員長が出てないのかという、これは別に全くのやけの話をするわけでもありませんし、全くそれは通告外というふうにもならないかとも思いますが、分かりました。

では、以上を申し上げまして、具体的質問に入ります。

先ほど述べましたように、教育基本法が60年ぶりに改正されました。要約しますと、教育理念が伝統継承と公共の精神尊重へと根本的に変わりました。そこで、教科書も教育内容も愛国心、道徳、伝統尊重へと大きく変わることになります。したがって、教育行政はそこにうたわれしました教育の理念と目標に向かって努力しなければなりません。そこで、①として、愛国心の涵養についてどう指導して取り組んでいるかを取り上げました。改正教育基本法第2条の教育目標、その第5項、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、以下云々とあります。この第2条第5項は、今回新たに新設、追加されたものであります。ということは、これまで以上にこの件について積極的に指導をせよということでありませう。そこで、愛国心の涵養についてどう指導して取り組んでいくかについてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 失礼します。ご質問にお答えいたします。

60年ぶりに改正されました教育基本法の第2条に、教育目標がご存じのとおり5つ掲げてございます。その中の1つに、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと明記されています。子どもたちにとっては、家庭生活が充実し、家族を愛し、生まれ育った郷土に誇りを持ち、郷土を愛する心が芽生え、ひいては国を愛する心の涵養へとつながっていくものだと思います。学校現場におきましては、体育大会や運動会、そして入学式や卒業式などの大切な儀式的行事におきましては、全員が起立し、国旗掲揚や国歌斉唱が行われています。これらの行事におきましては、児童・生徒のみならず来賓や地域の方、保護者の多数の参加もあり、国を愛する心の涵養につながるよい機会ととらえております。そして、学校で毎週1時間行われております道徳の授業におきましては、小学校3年生以上では、国を愛する心にかかわる授業が必ず行われるように新学習指導要領で明示してあるところです。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 質問を続けます。

愛国心、国を思う気持ち、それから国防、国を守る意識、そして平和、これは三位一体であ



らと思っております。したがって、当然ながら平和教育は国を思う気持ち、国を守る気持ち、こうした観点、視点が必要であります。教育長はどうお考えですか、この点をお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 全体的に愛国心そのものという言葉は出てまいりませんが、今次長が申し上げましたように、国を愛する心ということでの表現になってますが、いずれにしてもこの根源になるのは家族愛であり、地域愛であると、そういったものであろうと思ひますし、家庭があり、地域があり、そんな状況の中でいろいろと、ふるさとを愛する、そんな子どもたちが育っていくだろうと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 国を愛する気持ち、国を思う気持ち、つまり愛国心、これと平和は表裏一体であると思っております。また、国を守るという意識と平和もまた表裏一体であると思っております。つまり、国を愛する気持ち、国を守る意識がなくして平和は達成、維持できないのであります。学校教育では、この点の教育指導が欠落しているのではないかと思っております、国防についてです、国を守るという意識で。学校では、平和教育に対しては熱心に行われております。それを否定するものではありません。例えば、修学旅行で長崎の原爆資料館、具体的にはっきりした名前は知りませんが、に行くとか、沖縄のひめゆりの塔に行くとかして、戦争の悲惨さ、それから平和の尊さ、ありがたさを教える、それはそれでよしとして、平和とは先ほど申しましたように、愛国心、国防意識とともに表裏一体であります。この愛国心、国防意識をどういう機会にどういうふうに教えていらっしゃるのか、この点についてお尋ねします。

（「すいません、もう一度」の声あり）

最後の方ですね。平和とは先ほど申しましたように、愛国心、それから国防意識と表裏一体でありますと考えます。この愛国心、国防意識をどういう機会に学校教育でどういうふうに教えているかをお尋ねしたいということです。つまり、もっといいますと、修学旅行で長崎の原爆資料館に行くとかひめゆりの塔に行くとか、そして感想文として戦争の悲惨さがよく出てきます。それはそれでいいとします。そして平和のありがたさ、尊さ、それを学ぶ、それはそれでよしとして、平和というのはやはり国防、国を守るという意識があつてこそ維持、達成できらと思っておりますので、国を守るという意識、国防意識を学校教育でどういう機会にどういうふうにしてご指導になっているかということをお尋ねしております。

○議長（大塚 昇君） 答弁者に申し上げます。国防以外についてのみ、答えてもらつても結構です。

教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お尋ねの件ですけれども、学校教育は子どもたちの全人格の成長にとって、バランスよく調和のとれた成長を行うところだと考えております。国を大切にす心、愛する心、今ご質問がありました愛国心につきましては、道徳の授業でも必ず取り上げるようになっておりますし、またさまざまな学校行事、例えば修学旅行、小学校は長崎、中学校は沖

縄ということでの機会を利用しての平和教育等も行われております。国防ということにつきましては、やはり国を愛する、国を大切にす、人命を、それを構成している国民の命を大切にす、そういうところから発していくものではないだろうかと考えております。その点につきましては、いろんな行事それから道徳等のそれぞれの項目をバランスよく子どもたちに教育していくことで、指導していくことで培われていくものだと思っております。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） 要は、平和と国防は表裏一体であるから、国防は平和だけを、学校教育で平和、平和と言わずに、国を守るという意識も必要でないかということで、どういうふうにご指導なさっているかという質問でございますけども、これがだめだとおっしゃるならば、もう一つ質問いたします。

現在、北方領土、現実にはロシアに実効されています。竹島は韓国に実効されつつあります。尖閣諸島は中国に実効されつつあります。この事実をどう知らせ、教えていくつもりかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 質問者に申し上げます。もう一度質問をしてください。申し訳ありません。

○7番（石原武義君） 今までの質問の延長線上にありますので、別に全く関係のない問題じゃないと思います。つまり、北方領土、現実にはロシアに実効支配されています。竹島は韓国に実効されつつあります。尖閣諸島は中国に実効支配されつつあります。こういう事実をどういうふうに知らせ、そして教えていくつもりかについてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 質問者に申し上げます。通告外でもありますし、関連はしているかもしれませんが通告してありませんし、文言が竹島等も入っておりませんので、別な意味で質問していただきたいと思ひます。

石原武義君。

○7番（石原武義君） いつの議会からでしたか、制限回数はないということで、大きな教育問題ですからいろいろ質問していいんじゃないかと思ひて、いろいろ書き並べて質問しようと思ひてやりましたので、やっぱり細かく一々書いておく必要がありますかね。そういうところをちょっと知らなかったものだから。今日はこれでいいんですよ。

○議長（大塚 昇君） 質問者に申し上げます。通告以外のことは一応関連になりますので、避けていただきたいと思ひます。通告のみ質問をしていただきたいと思ひます。

○7番（石原武義君） はい、分かりました。

じゃあ、②道徳心を培うという目標に向かってどう指導し、取り組んでいくかとしております。大変大きな問題でありますけども、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

道徳心を培うということについて、やはり中心的な役割を果たすのは学校における道徳の授

業です。新学習指導要領では、その内容が小学校の低、中、高学年、そして中学校においてそれぞれ4つずつ示され、さらにその中に具体的な項目として、小学校低学年で16項目、中学年で18項目、高学年で22項目、中学校で24項目が示されています。そして、それらの項目を授業の中で必ず取り扱うこととされています。その道徳の授業を通した学びの中で、児童・生徒がそれぞれの発達段階に応じた道徳心を培っていきます。教育委員会としましては、年2回の学校訪問や、教育事務所の協力を得ての総合訪問で、実際の授業を参観したり、記録簿を見たり、調査によるチェックをしたりして、児童・生徒の道徳心を培うため、学校に対して適切な指導を行っているところです。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） はい、分かりました。ここでちょっと自分の意見といえますか、申し述べさせていただきます。

今年の3月まで大津高校で校長をされていた白濱裕先生がおられます。私と高校が同窓ですので、講演を聞いたり、あるいは個人的に教育について話したりしています。その白濱先生が産経新聞の紙上で、あやかる偉人を見つける教育をと題して述べられています。要約しますと、書き出しの部分では、戦後の歴史教育において、戦前の皇国史観の裏返しとして英雄、偉人を抹殺し、下部構造たる社会経済史や民衆史に重点を置いた人間不在の歴史学に偏ってきた嫌いがあるということは否めないと述べられております、書き出しの部分の要約ですけども。そして、中段で人は何のモデルもなく、立派に生きようとしてもスローガン化した徳目だけが空回りしてしまう。すぐれた人物に会合し、その生き方や考え方に共鳴し、あやかろうと努力することによって、豊かな人間性が培われていくことができるのではないかと思うと書いてあります。生徒たちがあやかる人物を見つけることが、現在の歴史教育や道徳教育において欠落していることが残念でならないと述べられています。最後に、今後全国各地の学校で偉人、英雄の発掘と教材化が進められ、子どもたちがあやかる人物を発見することで自らの生き方の指針を見出し、郷土や祖国に対する誇りと愛情がはぐくまれていることを期待していると結んでおられます。私もまさしくそのとおりじゃないかと思っているものですから、ぜひ学校教育においても教材化というんですか、歴史上とかそういう偉人とかばかりじゃなくして、私どもが知らない身近なところにもこういう偉い方がいた、こういう人生を渡っていったという、それをひとつ教材化すると、それを結局生徒たちも、おお、よし、私どもも自分もこういうふうな生き方をしてみようというふうに出てくるんじゃないかと思います。これは道徳教育の一つのありようじゃないかと思って、ここに紹介といっちゃあ失礼ですけども、したところでございます。

次に、伝統尊重という指針に向かってどう指導し、取り組んでいくかという項目を設けております。これもまた、ちょっと私も分からんところがありますので、どういう指導をし、取り組んでいくのかということをもたお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

前に述べました道徳の授業では、小学校1年生から地域や国の伝統や文化を大切にしている項目が盛り込まれておりますし、また小学校3年生以上から始まります総合的な学習の例示として、新学習指導要領では地域の伝統と文化が追加されております。中学校における武道の必修化も伝統尊重の一例でございます。菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校ではともに剣道の授業が実施されております。

また、昨年度は日本の伝統芸能であります歌舞伎を鑑賞した小学校もありました。また、本町の大切な農業土木遺産であります鼻ぐり井手につきましては、校区内の菊陽南小学校3、4年生が総合的な学習の時間の学習テーマとして取り上げ、授業が行われております。今年度は、その学習はさらに発展し、中央公民館主催で5回開催されます子どもガイド養成講座に参加した後、11月18日の鼻ぐり井手祭で、子ども観光ガイドボランティアとしてデビュー予定であります。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） ありがとうございます。ぜひ、拡充、充実させていっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

そして次は、いよいよ最後の(2)の項目、家庭教育に移ります。

新設された条文として家庭教育があります。教育基本法第10条の趣旨は、家庭教育が子どもの教育の基本であると位置づけ、国、地方公共団体は家庭教育に対し、より積極的な支援に努めなければならないとあります。この趣旨に基づき、行政は家庭でも子育てに関し、教育にどう取り組んでいくかお尋ねいたします。簡単で結構でございます。

○議長（大塚 昇君） 中央公民館長。

○教育審議員（矢野陽子君） ご質問にお答えいたします。

行政が取り組む家庭での子育て支援についてでございますが、教育委員会では菊陽町家庭教育学級実施要綱に基づきまして、家庭教育の自主性を尊重し、保護者に対する学習機会及び情報の提供等の支援をしているところです。まず、学習機会の提供支援の取り組みといたしましては、子どもの人間形成にとって家庭の果たす役割は極めて大きいという認識のもとに、家庭教育の実現を図るため、教育委員会が家庭教育学級を開設しまして、町内小学校6校、それから中学校2校を通じて、各PTA会長さんから家庭教育に関する年間計画等を作成していただきまして、その計画に基づきまして学習を進めていただいております。1学校に1学級といたしまして、3万円の助成を行いまして、学習回数は年間3回以上としております。平成23年度の学習内容を見ますと、講演会、意見交換会それから情報交換会などを通じて学習されて、PTA活動を主体として、保護者自ら生涯学習の観点で、年間を通してさまざまな分野でのPTA会員相互の交流学習が進められ、地域や家庭の抱える課題について学習を深めていただきました。このほか、就学時健診を利用した家庭教育関係の講話を各小学校ごとに実施しております。

次に、情報提供支援の取り組みといたしましては、熊本県が作成いたしました「早寝早起き朝ごはん」運動、それから熊本家庭教育10カ条の配布もしております。

また、青少年育成国民会議、県民会議にかんがみ、青少年健全育成町民会議が町長を会長として昭和56年に設立されまして、町全体を対象として、次の世代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、行政、町議会、各小・中学校、各PTA、子ども会、少年指導員それから少年補導員ほか24団体で町民会議が組織されております。この組織では、啓発部会、環境部会、家庭部会を設置し、それぞれの部会では地域や家庭の抱えるさまざまな課題について協議され、家庭や地域社会の教育力の向上を図る事業を展開しています。また、教育基本法の第17条の第2項で、地方公共団体における教育振興の施策に関する計画を策定する努力義務が定められております。菊陽町では、教育振興基本計画の生涯学習の推進の中で、家庭教育環境の整備と支援を内容に位置づけ、これまで……

(7番石原武義君「議長。ありがとうございます」の声あり)

はい。

○議長(大塚 昇君) 石原武義君。

○7番(石原武義君) 残りが少なくなりましたので、ちょっと。

いろんなことされてることが分かり、大変ありがとうございます、懇切丁寧に説明いただき。

6分ぐらいしかありませんので、ちょっと早目に述べていきたいと思います。

以前、教育長は知徳体のバランスのとれた発育には、食育が最も重要であると述べられました。これは、多分、結構もう3年か4年、私の教育問題に関する質問の中の一つの答弁としておっしゃられました。つまり、朝食を毎日きちっとする習慣等で、そういうことをおっしゃいました。なるほどなあと思いました。そこで、同じ食育でも一人で食べるのと、家族全員で食事をとるのとでは、家庭教育の面から見れば効果は随分違うと思います。つまり、家族全員での食事、家族団らん、このことが必要と思います。しかし、昨今の状況では、父親は残業で遅くなり、子どもは部活や塾で遅くなり、全員がそろうことはめったにないかと思います。大変難しくなっております。

そこで、提案があります。父親は最低1週間に1度は残業をしない日を設け、子どもは部活等を早く切り上げる、こういう環境を町が支援してつくり上げる、つまり1週間に1度は家族団らんデーを設ける運動を町を挙げて行ったらどうかと思いますが、この件についてちょっとだけご答弁をお願いいたします。

○議長(大塚 昇君) 教育長。

○教育長(赤峰洋次君) ちょっとだけでやりますので。取り急ぎ申し上げます。

(7番石原武義君「4分しかございません」の声あり)

すべての教育の出発点というようなのは、家庭教育だと思います。生まれたときから育てるのは家庭でありますから、家庭教育が一番であろうと思いますが、そういった面では学校教育

あるいは社会教育が一緒になって、そのことについては取り組んでいきたいと思います。今ご提案のファミリーデーというようなものも、とても素晴らしいことだと思いますが、なかなか学校等でも残業をしない日というのを設けてますが、現実にはできていかない状況もありますし、機会を見ながらそういったものも指導してまいりたいと思いますが、それぞれの勤めの状況に応じてなかなか一貫になってというのは非常に難しいかなと思いますが、でもいいことではなかろうかなと思いますので、いろんなところでそういったお話もしていけたらと思います。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君。

○7番（石原武義君） ありがとうございます。

こういう提案もあったということを、教育長ぜひ心の片隅に止め置いていただければと思います。

これで教育問題についての質問を終わらせていただきますが、最後に一言述べさせていただきます。

長らく教育に携わってこられた教育長に対して申し上げるのも、釈迦に説法のたぐいで恐縮でございますが、お許してください。教育の本質を問うという言葉はたくさんありますが、その中に教育は事務にあらず感化なり、事務は事務処理の事務、デスクワークの事務です、それから感化する、魂を吹き込むといいますが、そういう意味での感化であります。教育は事務にあらず、感化なりという言葉があります。これは、130年前済々黉を創立された佐々友房先生の言葉であります。なるほどだなあと思いました。また、同じようなことを実践された人がいます。札幌農学校のクラーク博士であります。在職期間1年にも満たない中で、教え子数十人の中から内村鑑三、新渡戸稲造、有島武郎といった歴史に名を残した人たちが生まれました。これこそまさに感化の力だと思っております。これが教育の本質じゃなかろうかと思っています。

以上を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 石原武義君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時58分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野田恭子君、一般質問を許します。

○2番（野田恭子君） 議席番号2番、野田恭子です。

議員になりまして1年が経過いたしました。1年間いろいろな方と出会い、日々勉強させていただいております。先日、知人より聞かれました。野田さんはどんな議員活動をされていますかと尋ねられました。1年勉強いたしまして、私は今何をすべきなのか改めて考えさせられました。そういったことを踏まえまして、今回の一般質問は菊陽南小学校の通学方法について、中学校武道、ダンスの必修について、以上2点を通告させていただきました。続きは質問席よりいたします。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それでは、通告書に従い質問をいたします。

1番、菊陽南小学校の通学方法についてです。

まず現状、菊陽町の巡回バス南部線が平成19年より開始されているかと思います。今現状、こちらの南部線を使って子どもたちは通学していると聞いております。この南部線が月、水、木、金、4日間の運行となっておりますが、現状はそれで間違いございませんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

南部線の町の巡回バスを利用しております南小学校の通学方法という形でございますので、私の方でこのあたりを答弁させていただきたいと思っております。

町内巡回バスにつきましては、今議員のお尋ねのとおり、町内巡回バス自体が火曜日が運休しておりますので、それ以外についてはこれを利用して、4日間の通学に利用しているという状況でございます。通学の現状という部分をちょっとお話ししたいと思います。

校区内は6行政区ございます。そして、そのうち井口、辛川、道明、戸次、これらの4行政区の児童につきましては、登下校に路線名が、今申しましたように南部線になりますが、町の巡回バスを利用して通学しております。また、曲手それから馬場楠、これらの2行政区につきましては、児童は町巡回バスの利用ではなく、徒歩による集団登校を選択されている状況です。児童数で申し上げますと、菊陽南小学校の現在の全児童数でございますが、71名おります。そのうち、巡回バスにより通学をしている児童が43名、それから徒歩による通学、これが25名、それから保護者の送迎が3名となっている状況です。保護者の送迎につきましては、身体的な障害関係があつたりという部分がございますので、保護者による送迎が行われているという状況です。

なお、町の巡回バスにつきましては、今火曜日は運行されておられませんので、火曜日の通学は保護者が送迎されております以外の生徒につきましては、6行政区のすべての児童が徒歩による集団登下校を行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 現状は、やはり火曜日だけは送迎、心配なご家庭は送迎をされておしま

す。また、火曜日だけ歩きという子どもさんもいらっしゃいます。

2番の質問、なぜ火曜日だけ巡回バスが走っていないのか、ここは非常に疑問に思いましたのでお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） なぜ、火曜日だけ巡回バスが回らないのかということにつきましてお答えします。

菊陽南小学校の児童が利用します南部線は、児童の安全と効率的な運行の確保を目的に、先ほど申されました平成19年10月から他の路線の削減とともに新設されております。南部線の新設に関しましてはアンケート調査や現地調査などを行い、通学路に危険箇所が多く、対応策としての県道拡幅などの早急なハード面の整備は難しいことから、巡回バスを利用する方が検討されてきて、その後住民の皆さんへの説明会で運行の内容の説明を行い、運行を開始しております。

ご質問の火曜日が運休という件ですけれども、巡回バスはすべての路線が火曜日、土曜日、日曜日は運行しない曜日となっています。そのため、巡回バスとして組み立てられています南部線についても同様に、火曜日は運行しない曜日となっています。巡回バス全体が火曜日に運行しない大きな理由につきましては、巡回バスが図書館や「さんふれあ」などの公共施設を中心に組み立てておりまして、休館日が火曜日であるというようなことがあります。また、経費を抑えるために、1台のバスが1日に複数の路線を運行する方式を採用しておりますので、住民の利便性の向上と適切な運行経費、それと南部線の場合につきましては、児童の通学の安全性確保ということを精査しまして、月曜日及び水曜から金曜までの運行が適切であろうということで、運行を開始している状況でございます。運行開始の際に、住民の皆さんのご意見としまして、火曜日に運行しないことにつきまして反対との特段のご意見はございませんで、児童の体力向上、校区住民の方とのつながり、集団登校の重要性などの要因等で、地域や学校の方には了承されておったのではというふうに解しておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 火曜日が運行されていない理由は分かりましたが、逆に火曜日も回した場合というのはどれぐらいお金がかかるのかというのをお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 巡回バスにつきましては、幾つものルートを持っておりまして、その中で南部線の火曜日を組み入れることについてちょっと全体的に見る必要がありますので、今ここで特段の経費というのは即答はできないでおるところなんですけれども、後ほどでよろしければお知らせできるかと思いますが、現在は分かりません。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。



○2番（野田恭子君） 火曜日が回っていないのが、図書館、「さんふれあ」がお休み、公共施設がお休みということなんですけれども、大きいスーパー、イオン菊陽ショッピングプラザ、俗に言うサンリーですとか、ゆめタウン光の森店さん、もしくはその他病院、火曜日がお休みのところというのはありますでしょうか、余り思い当たらないんですが。こちらはちょっと主婦感覚なんですけれども、スーパーイオン菊陽ショッピングプラザさんというのがスーパー火曜市という安売りをやっております。また、ゆめタウン光の森さんもスーパー安火曜市ということで、火曜日に安売りをやってるんですね。巡回バスは、こちらはスクールバスといいますか、南部線だけでなく火曜日を回しますと、ほかの安い買い物をしたい方も使えるのではないかなという思いもあるんですが、そこはまた調べていただいて、もし火曜日に回した場合というのでも検討いただければと思っております。

3番に続けていきますが、では火曜日だけ親は心配していなければいけないのかということになりますよね、今月曜日、水曜日、木曜日、金曜日、バスに乗せていただけてますと、親御さんの話を聞きますと非常に安心して学校に送り届けられるといいますか、安心していられるという声をよく聞きます、大変助かっていると。ただし、火曜日だけが心配していなければいけない。京都の事故もございました。もしも、万が一があってはいけないというのは、皆さんお分かりかと思えます。確率的に火曜日に事故があるというのは、数字的には低いかもしれませんが、そういったときに限ってというのがございますよね。学校の通学というのは、うちの娘、息子は中学校に自転車で通っておりますが、先日自転車の荷物の積み方から細かく指導がありました。事故があってはいけないからということでした。そこを考えますと、できれば火曜日でも回していただく方向でお願いしたいところでの、子どもたちの安全についてどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これにつきましては、火曜日の運行がどうのこうのという答弁ではございませんが、学校側、教育委員会としての今の状況での問題点といいますか、このあたりを若干答弁させていただきたいと思えます。

今現在、南小学校はバスが運休しているときに、火曜日につきましては集団登下校と、これは全校、菊陽町の場合小学校は集団登下校を行っているんですが、その集団登下校のメリット、これは教育の関係、安全面ということでは若干ご心配されているかと思えますが、学校では週1回ではありますが徒歩による登下校をすることにつきまして、1番目に校区住民と児童がお互いあいさつすることなど、顔見知りになるという部分がございます。また、児童は見守られているということが実感できて、結果校区住民の方との強いつながりを持つことができるという部分があるかと思えます。それから、2番目でございますが、実際徒歩で登下校することで、校区の自然環境、またそれから季節の移り変わりを体験でき、児童の情操面の効果があるというふうに考えています。それから3点目は、これは教育委員会として一番心配しとったことですが、安全とは裏腹になるかもしれませんが、当初巡回バスに乗ること

では、当然学校側等教育委員会としましても、児童の体力が落ちるだろうなあということが一番心配しとったところでした。こういう面が一つあるというのは心配をとりました。それから、4番目でございますが、何らかの理由で巡回バス、たまにはバスの故障であったりとかということもあり得ます。そういう中で、児童は学校から徒歩で帰宅できるようになっておかなければならないという、指導的な立場からでございますが、ということで、徒歩での週に1回の登下校でございますが、重要であると位置づけをされているところでもございます。

また、集団登校で今火曜日をやっておりますが、学校での対応というのも若干ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。

巡回バスの運行日につきましては、児童の下校時間に縛りがございます。時間表とか見ていただくと分かりますように、帰りの時間が2回に分けてというような部分が、低学年、高学年というような形で配慮しながら、時間が決まっております。そういう関係で、どうしても一緒にバスに乗って下校するという部分がございますもんですから、学校での全校行事の関係につきましては、火曜日等に合わせて行事を計画しているというのが現状でございます。

それから、火曜日の集団登校で、巡回バスを利用している4行政区の児童でございますが、学校長が各行政区を、直接今現在出発点から早く行きまして、校長が安全指導を行いながら輪番で登校等の安全指導を図りながら登校しているという部分がございます。それから、集団下校につきましては、1から3年生、また4年から6年生に分けて行っております。その際、1年から3年の下校時につきましては、1人となる区間がどうしても発生します。やっぱりその年々で変わってまいります、児童に合わせまして教員がついて、1人にならないように送り届けているというのが現状でございます。

それから、4月でございますが、安全指導のため地区ごとに担当の教員を配置しまして、班について下校の指導を行っている、安全指導が当然この時期に行うという部分が年度当初あるという状況でございます。

以上、ちょっとこの辺をちょっと紹介しておきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 行政の子どもたちへの安全の配慮は分かりました。ただ、最近起こっている事故は、確かに大人がついていても車が突っ込んできたらどうしようもありません。体力面も仮に週1日歩いたからといって、1日歩くのと歩かないのとどれだけ差があるかという数値的なものも分かりませんし、子どもたちは一たん家に帰って遊びに行きますよね。そのときに歩いていきます、親が一々送っていったりはしません。そこから先の安全面はと言われますと、これはもう家庭の責任といいますか、家庭の方で考えることかとは思いますが、やはり学校の行き帰りぐらいは安心して送り出したいという切なる思いがございますので、できれば前向きに検討していただきたいと、総合政策課の話だということで分けられずに、お互いちょっと共通の思いを持って前向きに考えていただきたいと思っております。

続きまして、すいません、次の質問に参ります。

中学校武道、ダンスの必修についてです。1、これまで体育の授業の中で武道（剣道もしくは柔道）を数コマ指導していたと聞いておりますが、実際はどうだったのかお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

これまでの学習指導要領では、武道とダンスはいずれかを選択して履修することになっておりました。菊陽中学校では、男子が武道、剣道か柔道かを生徒が選択をして、女子がダンスを履修しておりました。また、武蔵ヶ丘中学校では、男女とも武道とダンスの両方を履修しておりました。それぞれ10時間程度行われておりました。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 恐れ入ります。私の娘は今菊陽中学校の3年生でございますが、剣道の授業を受けたことがあると申しておりましたが、それは3年生になってからということなんでしょうか。細かいことなんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 確かに、新学習指導要領の全面实施は、中学校は本年度から、小学校は昨年度からですけれども、本年度から全面实施をしていたのでは現実的に間に合わないということで、前倒しをされていた学校もあり、またどちらかを選択していいということであれば、両方とも実施をされていた学校もあるということです。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それで、ちょっと授業の内容についてなんですけど、剣道か柔道ということで、柔道ではこれも詳しく調べたわけではないんですが、10時間の間で俗に言う黒帯のようなものがもらえていたということを知ったことがあるんですが、そのところは本当でしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 全くの素人が授業で10時間して、黒帯といいますのは初段という意味でしょうか。初段を取れるかどうか私も全然把握はしておりませんが、現実的には厳しいのでは。指導者講習会に参加をして10時間程度、そのあたりの程度で学校の武道の指導をするということで、段位が授与される、最終日に試験を受けて授与されるという例はございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 指導者ということですね。はい、分かりました。

ただ、指導者が子どもに教えるために受けたのが、詳しく十何時間で指導用の資格を得れるということでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 武道の指導をしているのは保健体育の教員であります。保健体育の教員は剣道、柔道、それぞれ専門的にクラブ活動でやってきた者ばかりとは限りません。免許を取るために、それぞれ大学で武道の授業もありながら、必修単位を取って、履修をして教員免許状をいただいております。ご質問の10時間程度でできるのでしょうかということにつきましては、それぞれの協会の専門、連盟や協会の専門の指導者がついて、授与できる技能に達したということで授与されるものだと思っております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、2番の最近よく取りざたされてます柔道の事故については、いかがお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

柔道の場合、相手を投げる、倒すなどのわざがあり、投げ方や倒れ方、受け身のとり方により事故が起こる場合が予想をされます。授業では生徒の安全が最優先されなければなりません。毎年、県教育委員会主催によります剣道と柔道の指導者講習会が開催をされ、中学校の保健体育の教員が参加しております。その中で、指導者自身の技能の向上とともに、生徒の事故防止についての講習が行われております。事故についてはそのような方策がとられております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、事故については十分、予防線といいますか配慮されているということでしょうか。

では、3番に行きます。

必修になった今後についてなんですが、今までは剣道もしくは柔道、この2択だったかと思えますけれども、ほかにも武道といいますと合気道や中岡議員がやられてる空手、もしくは町の自主講座でもございます四半的（しはんてき）弓道というんですか、4つ……。間違いました。

（「しはんまと」の声あり）

四半的（しはんまと）、失礼しました。四半的弓道ですね、座って弓を引く、または通常のと申しますか、弓道、大津の方でやってらっしゃる方がいると聞いておりますが、また相撲、菊陽北小学校の方に土俵がございますね、相撲なども日本の武道に入るかと思えます。全国では、剣道、柔道のほかに少林寺拳法なども導入されているところがあると聞いております。

そこで、今後このまま剣道、柔道だけでいくのか、もしくはそのほかの武道を考える余地はあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） お答えいたします。

中学校は本年度から新学習指導要領が全面実施され、武道とダンスが必修化をされました。

中学2年生までに、武道とダンスをそれぞれ10時間程度履修することとなっております。新学習指導要領では、武道の例示として3つ挙げてあります。剣道、柔道、相撲です。また、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道についても履修させることができると明示されています。今お尋ねがありました合気道、空手、弓道も武道の一つと考えられ、履修させることは可能です。その場合、地域や学校の実態、指導者の確保等を十分考慮しなければならないと考えております。そのことを学校が総合的に判断し、決定することとなります。現在、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校では、ともに剣道の授業を実施しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 剣道だけですか、柔道……

（教育次長鶴田義晃君「現在は剣道」の声あり）

剣道のみ、のみですか。

○議長（大塚 昇君） 教育次長。

○教育次長（鶴田義晃君） 現在は、2つの学校とも剣道のみです、武道は。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 剣道といいますと、道具が必要ですよ。昨年、うちの娘が体操服の上に道具を着て、剣道の授業を受けたと言っておりました。想像しただけでちょっとおかしいなあ、変な格好だなあと思いました。また、剣道は道具、お面をかぶりますよね、「お」はつけないですよ、面をかぶりますと、この辺がちょっとほかの方と接する形になりますよね、衛生的にどうなのかなというのは、そこまで細かいことは言いたくはないんですが、道具が必要ということで、よければほかの合気道などは将来的にも使える、将来的にといいですか、女子がいざというときの心構えができるんじゃないかと思うんですけども、すいません、ちょっと話が前後しましたが、町長が出されてます第5期菊陽町総合計画に学校教育の充実というのがございまして、この中に特色ある学校教育の推進というのがございます。ここに、創意工夫を生かした各学校の特色ある教育活動を進めるとございます。右に倣えの剣道ばかりでなくて、町にいろいろな指導者の方がいらっしゃるかと思えます。先ほど申し上げました四半的、これは自主講座でございます。また、スポーツクラブきくようの中にも、合気道の万生館合気道、こちら和田さんという方がご指導されているところがございます。武道教育というものは、技を競うわけではなくて、礼儀作法を教えるために必修になったと聞いております。その点はいかがでしょう。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） お答えをしたいと思います、いろんな選択肢があつていいと思います。私は体育の教員であります、しかし学校では選択をする場合には指導者がいなければ指導ができないわけでありますから、体育の指導者がいてそれなりの指導ができて、外部からそういう補助的に指導者を招くという状況は可能かと思えます。しかし、指導者がつかなければ

ば、体育の教員がいなければできないわけでありますから、まず選択するには自分でできる、指導ができる種目を選択をしていくという状況もあるわけですから、現在武蔵ヶ丘中学校と菊陽中学校には体育の教員の中にも剣道が堪能というような先生がいらっしゃいますから、剣道を選択しているという状況です。例えば、野田議員の子どもさんが合気道か何かやってらっしゃるのかなあとと思いますが、合気道を持ってくるにはそれなりの指導者がいないと持ってこれないという状況があります。年間105時間という限られた時間の中で割り当てをしていきますから、幾つもの種目はできませんし、現在はそういった形で剣道を選択していると。特色ある学校というようなのは、そういった武道等だけじゃなくて、いろんなものを含めて取り組みをするという意味での特色のある学校づくりでありますから、体育の授業における状況というようなのは、指導者がやっぱりまず存在しないと授業そのものが成立をしないというようなことでもありますから、学校の選択肢というのは非常に大きなウエートを持つものだと思います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 地域の人材を生かした、かつ推進事業として、今後体育の先生が資格といえますか経験がなければ、例えば合気道なんですけれども、体育の指導される方が合気道の経験がないと入れられないというわけではないですね。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） そういうことじゃありません。体育の教員はすべての種目ができるということじゃないですから。指導というようなものは、技術が伴うものと伴わないものがありますから、例えば私はバレーであります、バレーしかしらんかという、指導は剣道ができますし、柔道ができますし、鉄棒もできますしという、そんな感じでありますから、すべてそれが専門的にというようなことでのやつは非常に難しゅうございますが、ただ例えば地域に合気道の指導者がいらっしゃれば、この学校ではぜひ合気道というような形で体育の担当が考えれば、そういったのも可能になってきますが、限られた人数の中で事業実施をしていくわけがありますから、そういったのが、あれがやりたい、これがやりたいという授業の中では、それはかなり厳しいんじゃないかなと思います。例えば、部活動であるとか、そういったものは指導者がまた存在すればできるわけありますから、授業の中ですべてのいろんな希望を聞きながらやっていくというのは非常に難しいかなと思います。ですから現在は、先ほど言いましたように、菊陽中学校も武蔵ヶ丘中学校も一つの選択肢として剣道というようなことになっておりますので、指導者がたとえ剣道が堪能でなくても体育の教員としてやれるという状況があれば、それは可能かなと思います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 実は、地域の方々も、学校と交流を持ちたくてうずうずしていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるかと思います。こういった形で学校側から募集をかけていただければ、喜んで手を挙げていただける方がいらっしゃるかと思います。そこで、技術、わざだけでなく地域の方とのコミュニケーション、もしくはいろんな方の考え、その中で礼儀作法など

覚えていくことができるのではないかと思いますので、今すぐとは申しませんがぜひ選択の余地をいただければと思います。

今回、全体的にやはり子どもの関係の質問を2つさせていただきましたが、年齢が近いせいか、私がそういう子育て世代のせいか、そういったご相談が割と多うございます。私、議員としまして、やはり皆さん町民の方の身近な存在でいなければいけないと思っておりますので、今回こういった質問をさせていただきました。子どもは家庭で育てます。ただ、地域でも社会でも育てていかないと、未来が成り立たないと思います。火曜日の巡回バスにしましても、未来への投資だと思って考えていただければと思いましたが、中学校の武道、ダンスの必修につきましても、いろんな選択肢の中から子どもに選ばせたいと思う部分もございました。また、安全に健やかに子どもたちをみんなで育ててきたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時32分

再開 午後1時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君、一般質問を許します。

○9番（芝 和長君） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問をいたします。議席番号9番、芝議員です。

質問については、観光行政についていたします。菊陽町に、私は希望と夢を持って人生最後の居住地と決めて、東京から帰ってこの6月でちょうど8年を迎えます。その間いろいろ、議員にならせていただいているいろんなことを考えました。しかし、この町はどんな町だろうと、いきなり知らない町に飛び込んできたわけですから。希望や夢は大きかったんですけども、るる失望の方がだんだんだんだん膨らんできた、そういう状況でありますけども、この町をよくするために努力をしなくてはいけないと自分に言い聞かせております。

光の森については、熊本市の東に隣接をする新興の近代的に整備された団地であるぐらいの認識でありました。菊陽町に移り住んで初めて国道57号線、それから町の南側に白川が流れていると、山もない、谷もない、平凡な町であると。地形的に見て農村型の土地であり、阿蘇から熊本市を経て有明に至る白川、町の南側を流れておりますけれども、この恩恵は農業用水として非常に甚大な恵みを受けているわけでありました。しかしながら、熊本には4河川、大きい川が流れております。北は菊池川、それから白川、緑川、球磨川、この4つの河川を一般的に考えていろいろ思い出すと、菊池川には菊池溪谷、あるいは清らかな水、それから白川、何に

もないなあ、ただ流れているかなあと、それから緑川、これは宮崎県の方の県境を境として流れてくる清らかな水で、それから溪谷もありダムもあります。球磨川、これも五木村等の、それから五木山の方から流れるきれいな水、それらによって人吉、温泉まちを起点として川下りができると、そういうふうなのを活用できる、川を活用できる状況にある。しかしながら、白川は何にもできないなというところに一つ絶望をしているわけであります。しかしながら、我々は祖先から残された遺跡とか遺構とか、あるいはすばらしいものについて残していく、継承していくという責任はありますけれども、新しく自分たちが後世に残すという事業をなし得なければ、やっぱり生まれてきたかいがないんじゃないかなあというふうに思います。

そこで、この町の現状の姿を将来に置きかえて、観光行政についていろいろ町の方にお尋ねをしたいと思います。

まず、町の観光行政の現状と将来の展望についてというふうに、それから第7項まで分けて質問者席で行います。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） まず、町の現在の政治、経済、人口動態等を分析して、どのようにこの町の姿を認識されているかということをお尋ねしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

町では、昨年策定いたしました第5期の総合計画の中で、将来像を「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」ということで定めております。この中の生活都市という表現でありますけれども、これは第2期の総合計画、昭和56年4月に策定しております、31年ほど前になりますけれども、当時から菊陽町、単なるベッドタウンではないという意味でありまして、本町が生活機能に加えていわゆる生産機能も持つということで、食住の秩序ある均衡が人、緑の中にあるという意味の将来像を表現してきたものであります。この生活都市を実現していくための環境整備としまして、本町の南部台地の方に熊本空港を有し、そして国道57号JR豊肥本線が横断し、九州縦貫自動車道の熊本インターにも近いといった、大変交通の利便性等を生かしまして、東西に走る道路に加えまして、当時H字型軸構想というか、いわゆる南北の路線が非常に弱かったところでありまして、そういった南北に走る道路の整備も進めてきたところがあります。そして、これらの基幹となる道路網を軸に、土地区画整理事業や都市計画道路、あるいは公園といった整備を進め、さらに下水道事業等も進めて、着実に都市機能を充実させていく施策を長年にわたって進めてきているところであります。

このように、菊陽町は昭和30年に合併しておりますけれども、57年間にわたって行政、それから議会、そして町民の皆さんの理解を得ながら、このような施策を進めたことによりまして、本町の全体的な利便性を向上させ、地域のにぎわいも生まれまして、人口につきましては国や県内の多くの市町村が人口減少している中で、昨年策定しました構想、32年度の目標人口4万3,000人ということで、今非常に将来計画で将来の人口を伸ばすようなところは難しいところ



がありますけども、本町の場合はそういったこともできておるといことで、元気のあるまちづくりを進めている数少ない町であるというふうに認識しているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） いろいろな政策によって努力をされていることは非常に喜ばしいことですが、このままの姿勢で町がずっと100%発展していくかということ、やはり常に疑問視して考える余地があるんじゃないかと。そのためには、新しいアイデアあるいは努力によって後世に、先ほど申されましたように5カ年計画にのせられた町の人々が安心・安全、そしてここに住んで幸せだったという希望が持てる町にしていきたいと思います。そういうことは一朝一夕にはできないかもしれませんが、長い目でやはりプランを立てて、それを地道に進めていくというのが大事じゃないかと思います。

上記にかんがみまして次の質問に移りますけれども、将来を見詰めたとき、観光の行政をどのようにとらえていらっしゃるか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 観光事業についてということでありまして、観光事業といいますと、いわゆる人が魅力を感じる観光資源を活用して、宿泊施設を中心とした施設を整備したり、またその中から雇用を創出させ、観光旅行者の消費にもつなげて、地域の活性化に資するということが大事であると考えております。本町におきましては、芝議員が言われますように、大きな山等ありませんけども、自然環境、熊本市の隣にありますけども、隣の中で農地を持っております田園環境というのはあるところでありまして、そういった自然環境や歴史的な景観、文化財を資源とした観光の振興が考えられると思います。1つには、400年ほど前に加藤清正公が屋久島の屋久杉を取り寄せて植えられたと伝えております菊陽杉並木であります。これは旧豊後街道を東西に6キロ続きまして、幅40メートル、旧の国道57号線とJR本線がその中に並行して走っておりまして、その壮大さというのは非常に、規模に、圧倒されるような状況であります。そして、この杉並木が今一番残っておるのが、菊陽町の中です。

さらに、加藤家の改易によりまして熊本藩主となった細川忠利公の命によりまして創設された鉄砲小路がありますけども、ほかに類例を見ない大規模な鉄砲衆の集落であります。その創設のねらいは、非常の場合に備えての軍備の強化であり、未開墾地の開拓でありました。現在は、地域住民の皆さんによってこの生け垣の整備が維持されているところでありまして、祝祭日には各戸の木戸口の方に日の丸が掲げられ、そして生け垣の景観、大変手入れが行き届いているところでありまして、平成元年には熊本県の第1回の景観賞を受賞されております。そして、この鉄砲小路の裏を流れております上井手から鉄砲小路地区内では堀川という河川になっておりますけども、ちょうど今の時期、私も先般見に行きましたけども、今非常に蛍が大変出て、飛び交っております。そういったものもあそこ、裏に堀川の整備によって道路をつくってありますので、そういったこともきちんと手入れとすれば、さらに町民の皆さんの今の時期の見る場所、さらに本町にはここ以外の方でも、そういう蛍が飛び交う水路等もあるところで

あります。

また、歴史的な農業土木施設であります、今何度もほかの議員さんからも出ておりますけども、鼻ぐり井手であります、これは専門家の学者の方々から見られますと、世界的にも非常に希少価値のあるものであって、今後はこの歴史的遺産であります鼻ぐり井手を整備、保存することや、前に申しあげました杉並木あるいは鉄砲小路あたりを生かした、そういった面の観光の振興、そういうことで、できれば全国にも発信することができたらと、いろいろ考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） いろいろ町としても着実に実施をしておられることがうかがえますが、将来の観光行政を見詰めたときにこれだけでいいのかと、あるいは杉並木にしても、栃木県日光市の今市ですか、あそこの日光街道の杉並木、それから神奈川の大磯町、あそこの松並木、いずれもこれは道路の両側に植林をしちゃって、非常に景観がいいわけです。しかし、菊陽の杉並木は、僕がこちらに帰ってきたときに余りにも欠けていて、これは杉並木と言えるのかなというふうに感じたんで、やっぱり早急にこれらを復元をする努力が必要だと思います。

そこで、今どおり、日光とか大磯あたりは非常に景観がいいわけですから、こちらの今国道57号線が表の方に移りましたから、車の通行量も昔よりも減ったわけですね。それで、手当てをすれば昔ながらの杉並木が復元できるんじゃないかと。立派に復元できたら、それこそまた町の誇りになるという思いが私的に思っているわけです。杉並木というけども、これは欠け過ぎの状況じゃないかなというふうに、いつも車で通るたびに思います。その原因をつくった我々は車を運転をしているから、その一端も本当に責任を感じているわけであります。

それで、次に3番目の現状の行政施策で、先に策定をされました総合計画に述べられている住民の安心・安全、また活力にあふれ、にぎわう町等の幸せが確保できるかというふうに述べておりますけれども、その辺は非常に難しい答えだと思いますけども、町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 町長ということでございますけれども、第5期総合計画についてということで、私の方から少しお答えさせていただきたいと思います。

基本構想や基本計画等の総合計画は、自治体の将来目標とその実現のために施策方針を明らかにするものでありまして、自治体の総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、最上位の計画に位置づけられております。第5期の菊陽町の総合計画も、本町を取り巻きます現状を踏まえまして、平成32年度を目標年度として目指すべき姿を定め、それに向けて実施する政策の方向性を明らかにしたものでございます。

ご質問の現状の行政施策で第5期菊陽町総合計画の住民の安心・安全、活力にあふれ、にぎわう町の幸せな生活が確保できるかということでございますけども、本町では第5期総合計画に掲げる事業を効率性や緊急性に配慮しながら、着実に実施しているところでございます。計画を実行していくに当たりましては、目標達成に向けての進行管理を行ってまいりまして、計画に

定める都市像の実現に向け、目標に対してどの程度の成果が上がったのか現状を評価して、目標達成に必要なことを検討の上、施策や事業を再構築していくことになります。このために行政評価を行いまして、内部評価に限らず、外部からの評価も実施しているところであります。総合計画には目標年次を掲げておりますが、計画自体に終わりがあるというのではなく、新しい状況への対応が必要になってくるものと考えます。事業を進めるに当たりましては、町民の皆様これから住み続けたいと思われるような菊陽町にしていきたいということで事業を進めているところでありまして、そのような意味で、ご質問の現状の施策で町民の皆様の幸せな生活の確保については、満足いただけるように進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今述べられたことは非常に、これが完全に実施されればすばらしい町になると思います。しかし、今社会問題として提起されているのが、限界集落という言葉がありますね。これは、何も山の中の農村だけではなくて、都会にもこういう現象がもう既にあらわれてきているという状況にあるわけです。例えば、東京の多摩ニュータウン、それから大阪万博の跡に建ちました千里ニュータウン、このあたりは非常にもう限界に来ているわけです。これは、都会の中の限界集落だと。非常に社会的問題になっておるといふふうに伺っております。

読売新聞で現在連載が出ていろいろあってますけども、この中で住み方の転換というふうに取り上げられておりますが、新しいニーズに合った住宅地を建て替えてそこに若者を引き込むと、そして活気ある団地に取り戻すというふうな計画を持って、今いろいろ政策が進められているということです。そういうのは、やっぱりもう当時何十年か前に建てられたのは、経済成長のさなかですから、大きいものをつくれればいいということで、余り段階的にいいものはできてないと思うんですけども、現代の若い人はやっぱり新しい住みよい住宅等を求めるから、そこで縮小して新しい団地に建て替えて、住民を呼び込むというふうな考えだろうと思っております。

限界集落なんて都会の団地だけというんじゃないかと、我が町にもあるんじゃないかなと。だから、その辺の感覚はどのように考えていらっしゃるんですか、伺います。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 限界集落というような考え方はございませんけれども、やはり菊陽町におきましても、東部地域の高齢化、あるいは西部地域におきましても7、8町内あるいは向陽台、そういったところの高齢化の問題もございます。そういった町の状況というのを詳しく把握しながら、そこに必要な手だてが何なのかということを考え、あるいは考えてあることを修正しながら、新しい状況には常に対応していかなければならないと、そういうふうにご考えておるところです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今おっしゃったとおり、菊陽町の高齢化率は先ほどのだれかの質問で15%ぐらいというふうにおっしゃったですね。それは、新しい団地に新しい家族、若い家族ができてきて、全体の年齢層のあれを引き下げているわけですからね。そこのところをやっぱりよく考えないと、ただ高齢化率が低いから大丈夫だというんじゃないくて、平成11年の統計によると、町の入り人口、それから出ていく人口の比率で一番高かったのは福岡県です。非常に人口が入ってきて、出ていく人が少なかったということで、全国一になってるわけですね。そういうことでありますので、そこに人口動態がどのようになっているかということをよく、やっぱり表面的なだけの分析ではなくて、なぜ抑えられているか、新しい人が来たから下がって抑えられているんだと。これは何十年かしたらまた上がっていくというふうな結論もあるわけですから、その辺は常時気をつけていただきたいと、このように思います。

次に、町の現状の行政施策で、将来も発展を継続できるかという、はっきり答えが出ないような質問を考えたんですけども、観光施策、商業施策、農業施策、工業施策、いろいろ先ほど町長が述べられましたように、工業には工業団地を招致をしているというふうなことを言われました。それで、今問題になっているのは2000年、大型店舗法が廃止をされて、どこでも大きな店舗ができるようになった状況にあるわけですね。菊陽町もそのしかり、その恩恵を逆に受けているような状況にあるわけですけども、そこで既存の商店街、これがだんだんシャッターを閉めて、近くで買い物ができないと、歩いて買い物ができないという人口が増えているわけですね。

そこで、商業施策については非常に難しい問題もあると思いますけども、そういうことにかんがみて、総合的に私は今ここで述べますけども、後で簡単に各4施策についてはお答えをいただきたいと思います。

また、農業で実際この町が生計を立てられるかということもありますけれども、先日新聞を読んでいましたら、徳島県の上勝といいますか、ここは刺身なんかのつまに、つまといったらおかしいけど、いわゆるもみじの葉っぱだとか、それから竹の笹とかそういうものを、都会のいわゆる料理店とかそういう販売店とか食関係の商店街が欲するわけですから、それを手がけて、人口1,900ぐらいの町なんですけども、90歳のおばあちゃんが年間100万円か200万円の売り上げがあると、そういうちょっと考えられないような状況なんですよ。90歳のおばあちゃんがどうしてそんな、それは何回もテレビに出ましたけど、葉っぱを摘んでそれをパックに入れて出荷されるわけで、それを農協あたりが集荷をして都会に出すというふうな政策をやっておられると。そういうちょっと考えたらだれでもできるやというような政策ですけども、実行に移すとなるとなかなか問題点があるんじゃないかなと、小さい苗木から育てて出荷をするというふうになりますので。そういうこともあるということを紹介をしながら、まず4項目の1項めから、簡単でいいですからお答え願いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） ただいまのご質問に対しまして、商工振興課よりお答えいたしま

す。

まず、第1点の観光施策はということで、先ほど芝議員がおっしゃられましたとおり、なかなか本町におきましては厳しい状況になっております。しかしながら、菊陽杉並木公園や総合交流ターミナル、「さんふれあ」と申しますけれども、そこを核としまして夏祭りやすぎなみフェスタなどのイベントを開催することにより、年間を通した交流人口の増大に努めております。さらに、本町の持つ自然環境や歴史的景観、文化財などにスポットを当てまして、それぞれの保護、保存、活用を進めるとともに、経済効果につながる観光の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） そこで、いつも毎年定期的にゴルフのシーズンが熊本にやってくるわけですよね。あの辺で、私はいつもテレビで見るのは、ゴルフはやりませんのでテレビ観戦だけです。いつも何千万円という賞金がかかって、こんな小さな玉を打って幾らというのは私が考えるにしたら、これは本当にこんなスポーツがこんなに発展していいのかなというぐらいな、それはやらない者のひがみかもしれませんけども、そういうふうに思います。それで、菊陽町にあるゴルフ場、これは一大宣伝効果には非常にいい素材でありますけども、余り見ても菊陽町は協賛ぐらいの段階ですよ。だから、もっといい宣伝に使えるような方策はないものか、その辺がいつも疑問に思っていたわけですけども、その辺はいわゆるレディースのあれに大体町がどれぐらい関与しているのかということ、あるいは商品を出したり、そういうことができるのかできないかと、そういうふうなことは、私は詳しいことは分かりませんが、私が願うのは要するに町としての宣伝効果を上げると。それを利用して上げるというふうなのができないかということをおもって考えてるわけですから、その辺いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） なかなか難しい問題で、ちょっとお答えします。

多分、4月に熊本空港で行われている西陣レディースのことだと思っておりますけれども、一応こちらにつきましては全日本女子ゴルフ協会の方が公認で、たしか主催は西陣、それと熊本県民テレビが行っていたかと思っております。本町におきましては後援ということで、熊本県、熊本市、熊本観光協会、大体後援団体が19団体ほどありましたけれども、それにあわせて菊陽町も後援させていただいております。確かに、テレビのときには必ず熊本県菊陽町のこととで放送されていたかと思っておりますので、少しはアピールできているかと思っております。ただ、なかなかそこに関与というのは、今の段階では難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 大体仕組みは分かりました。私の疑問も解消されたわけですけど、本当はただで宣伝するというのが一番いいわけですからね。人目につく、それから全日本的PRがあ

るわけですから、非常に効果は抜群であるけどもいろいろ制約があるということで、端っこの方の協賛の一員ということでやっているということでもありますけども、私の娘も埼玉の川口で開業してますけど、近くの駅に看板を大きく出しております。これで、時々行って見て、ああ宣伝効果は上がっているなというふうに思いますけど、今はインターネットが発達をしましたから、患者さんも栃木とかそういう遠いところからインターネットを見て来てくれるということで、非常に商売的には繁盛しておりますから喜んでいますが、そういうふうに今宣伝の時代ですから、いろんな機会をとらえてやっていただきたいと。また、菊陽がニンジンの町ということはほとんど知られておりませんので、国道の出入りに大きくニンジンの看板でも立てて、ここはニンジンの町だよというのを周知徹底をするような施策もやってもらいたいなというふうに思っております。その辺は、町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） さっき熊本空港カントリークラブである女子のゴルフ大会がありましたけども、あそこには後援のときに以前1回行ったことがあります。商品か何かを町の方から出させていただいてPRしてもらおうならと言ったんですが、そのときはニンジンの話をしてもニンジン1年間分とか、なかなかそういうものがないものですからお断りされて、ただ菊陽町の出身でプロゴルファーの、ご存じかと思えますけども笠りつ子さん、彼女は今年の大会では最終日はベストスコアを出されて、今年もう既に優勝された経験もあって、今賞金関係ではトップクラスを走っておられるような状況であります。だから、あの方が空港カントリークラブで優勝していただければ、菊陽町のことを語っていただけるならと思うて、優勝されることを願っておりますけども、そういう選手としても非常に全国に名が通った選手が出てきておるような状況です。

そして、そういうPR関係については、まだ確かにPR不足のところがありますので、いろいろ別の議員さんからもそういうのをきちんとPRするよということでありまして、今バイパスの交差点、暫定的な菊陽バイパスから図書館の横を通るところの道路ですけども、信号はつきましたけども暫定的でありますので、ああいうところを整備する中で、できたら阿蘇に観光に行かれた方がきちんと右折もできるようになった場合、観光バス等も誘導して、「さんふれあ」がまた道の駅的なところまで持っていったらということで、いろいろ担当の方、それから関係の団体の方とはいろいろ話を進めているところであります。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 機会をことごとくとらえて町の宣伝をやって、認知度を高めていただきたいと思えます。

あと、観光施策だけ突出して伺いましたけども、商業施設というのは、町のところどころに大型店舗ができると、やっぱり従来の小売店の方々が非常に寂しい思いをするから、その辺の対策も十分考えていただきたいと、このように思います。例を言いますと、富山県の富山市、これは新しいところで大型店舗が郊外にできるから、中の方で小売店がシャッター通りになら

ないように、新しい交通システムを駅を中心にして、あるいは空港を中心にして町の中に引きこんで、小型店舗の繁栄の手助けをするというふうな施策を今打ち出してやっているそうです。そういうこともいろいろ勉強されて、しっかりやっていただきたいと思います。

次に、観光行政の主軸となるのはどんなものがあるかということで、主軸は他の市町村民の方々が魅力を感じて訪れてくれるか。例えば鼻ぐり井手、これは学術あるいは歴史的遺産としてとらえるか、または観光資源としてとらえるか。それと菊陽町の歴史探訪マップを作成しているが、その活用状況、これについてまとめてお願いをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） それでは、1番、2番、3番、まとめてよろございますか。

（9番芝 和長君「はい」の声あり）

まず、①のその主軸は、他の市、町、村住民が魅力を感じて訪ねてくれるかということにお答えしたいと思います。

国の観光政策審議会では、観光の定義を、余暇時間の中で日常生活圏を離れて行うさまざまな活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするということとしております。本町におきましては、学ぶ場所としまして鼻ぐり井手や鉄砲小路の生け垣などがあります。また、触れ合い、遊ぶ場所としまして菊陽杉並木公園やふれあいの森公園などがあります。鼻ぐり井手につきましては、平成20年11月に鼻ぐり井手築造400年祭を開催しております。その翌年から、鼻ぐり井手祭と名を変えて地域住民、ボランティアが主体となって、現在町内外にアピールしているところでございます。また、菊陽杉並木公園は、家族連れやキッズサッカーなどの触れ合いの場として、ふれあいの森公園はバーベキューが無料でできる公園として近隣、特に熊本市の住民に人気があります。そして、バイクツーリング者のキャンプ地としての人気スポットとなっておりますところでございます。

2番目の、例えば鼻ぐり井手などを学術あるいは歴史遺産としてとらえるか、また観光資源としてとらえるかということでございますけれども、鼻ぐり井手は現代にも生き続ける歴史的農業土木施設ということで、歴史的遺産として町内外に情報を発信しているところでございます。昭和54年2月23日に菊陽町の文化財指定をしております。町では、平成24年度から26年度の3カ年で測量、調査等を行いまして、熊本県指定文化財を目指しております。あわせまして周辺地域の整備も検討しており、この鼻ぐり井手は歴史的農業土木施設として高い評価を受けておるということで、有力な観光資源になり得るものとして考えております。

最後に、3番の菊陽町歴史探訪マップ、その活用状況ということでお答えいたしたいと思っております。

菊陽町歴史探訪マップは、文字どおりこれは歴史を探訪する文化財めぐりのために作成したものであるということで、町内を訪れる町内外のリピーター客には重宝されております。観光という観点から作成したものにしましては、商工振興課の方で作成しております「歴史、ひと、未来、ふれあいのまち菊陽」というのがございます。現在、これの2つの冊子をJR三里木駅の

情報プラザをはじめとします町内外の出先機関に設置しております。年間大体7,000部ほどの利用がございます。これからは、町内のみならず町外にも広く情報を発信していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 鼻ぐり井手、これは非常に貴重な文化財でありますよね、学術的にも非常にすぐれていると。昔の加藤清正さん、土木学をこんなに学んでいたのかなということですね。

それから、1番目の近隣の市町村、あるいはよその県の方が魅力を感じて訪れるかということとはやはり疑問であります。今、日本は高齢化が進んでおるわけです。それなりに、年寄りには余裕のある生活を送っていると私は感じております。まず、年よりが余生を楽しく過ごすということは、美しい花を眺めたり、きれいな景観を眺めたり、おいしいものを食べたりと、それぐらいのことで満足をするわけですよ。だから、そういう施設、あるいは花の名所とか、そういうのをこれからつくって、将来の菊陽町の資産として残す、そういう施策を僕は考えてほしいなというふうにも考えてるんです。隣の西原村、あそこの旧河原の益城町の境界から、あそこは木山川がありますけど、あそこの土手にずうっと上の方の部落まで何キロか、今桜の苗木が植林をしてあります。今年は小さな可憐な花を、もう二、三年前から咲かせてると思うんですけど、あれが何十年かしたらすばらしい観光名所になるんじゃないかな。そういう遠大な計画を持って将来の、この町に余り鼻ぐり井手とか鉄砲小路とか、限られた観光資源しかないというふうにとらえてみたときに、そういう桜並木をつくるとか、あるいは花の名所をつくるとかというふうに施策をやってもらいたいと思います。さんさん公園の中に池がありますね。ただ、何回かあそこに行ってみても、殺伐として水がたまっているぐらいで、余り心を引きつけるものはありません。あそこのところを改良してハナショウブでもいっぱい植えたら、群生したらきれいに見えて、ハナショウブを見に行こうという方がいらっしゃるかもしれません。

今、新聞紙上には、玉名とか、それから荒尾の方にもハナショウブの名所、それから宇土の方にもありますね。そういうところは、結構お年寄りたちが訪れております。そういう余り、あの池を見たときに私は、ここにはもう改良してハナショウブでも植えて管理しよったらきれいに咲くんだなと思うんですけども、そういう違った観点からもう一度施策を考えていただいたらどうかなというふうに、私自身は思っております。

最後に、6項目の観光行政で経済的効果についての検討をしているかどうかと。ここに埼玉県の川越市の年間観光客600万と書いておりますけど、この人たちが1,000円使ったら幾らですか、60億円ですよ。2,000円使ったらこの倍、お金が入るわけですよ。よそから来る人の、川越市の入り込み観光客数の推移という一覧表を川越市の観光課が出している資料ですけど、600万といたらちょっと気の遠くなるような数字ですよ。それで、そのうちの10%が町に



税金として入れば、6億円あるいは12億円というふうになるわけですね。そういうことを考えたら、やっぱり新しい事業を始めて何ら不思議はないと思います。川越市は非常に菊陽町と似たような地形です。あそこは山もない川もない、で川越市です。川はありまして川越、東京都に通じている河川がありますけど、大体市街化区域が29.5%、当町は15.7%です。調整区域は川越は70.5%、菊陽町は84%ぐらいですか。人口は非常に多いです。また、町の面積も10倍ぐらいありますか。ただ、あそこになぜ600万人の観光客が来るのかというのは、まず古い武家時代の町並みがあります。それから、時計台とか古い駄菓子、それから芋掘り、この芋掘りは9月から11月ぐらいまでロングランでやってます。私も孫を連れて毎年行ってました。いつ行っても、川越の観光地になるところは人がいっぱいです。だから、月で割ると60万円、1日に平均すると大体1万6,000円ぐらいですかね。だから、菊陽町の半分ぐらいの人口の観光客が毎日来ているわけです。そういう状況ですので、やっぱりあそこは非常に豊かな町のあれであります。そこで、観光施設、あるいはそういうものに乏しい町としても、経済効果についての検討をなされているかどうかということについて伺います。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） 埼玉県の川越市と比べると、ちょっと菊陽町はかなり見劣りしますけれども、菊陽町に入り込む客ということで熊本県の観光協会が出しております入り込み客の調査によりますと、平成21年度で約114万人、平成22年度が約64万7,000人、平成23年度は約66万9,000人ほどになっております。これは平成21年度から22、23と減っておりますのは、多分口蹄疫と東北大震災の影響ではないかと思っております。それと、本町には宿泊施設がビジネスホテルが3つしかございませんけれども、平成21年度で4万6,605人、平成22年度が5万5,942人、平成23年度が6万人ほどとなっております。観光客と合わせまして、ビジネス客の利用も大いにあるとお聞きしております。観光客としてはカウントしていませんけれども、本町には光の森の商業施設がございまして、大体1日当たり数万人規模の集客があるということでお聞きしております、本町に対する経済的効果は大いにあるものということで考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 川越と比較をすると見劣りをするのは当たり前ですね。熊本県全体としても比較にならないというふうに思います。これは徐々に解消をして、将来は、昔の後藤町政時代はこういうことを残してくれたというふうに子孫が感謝をするような状況に持っていかないといいなというふうに私は思います。

そこで、いろんな経済効果はありますが、やっぱり何か農業にしても、芋でもたくさん植えて、熊本市あたりの子どもたちを芋掘りに誘い込むというふうなこともできるわけですから。ニンジンだけじゃなくて芋もたくさん植えて、逆に観光資源にするというふうな政策をとっていただければ、一番いいんじゃないかなと思います。

最後になりましたけども、一番難しい、町の産物と観光行政を一体として、将来の遺産としての長期的展望はあるかないかということ、町長、伺います。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） 町長ということですが、担当課の方で答えさせていただきます。

本町におきましては、毎年11月に鉄砲小路の秋祭りとおあわせまして、JRの秋のウォーキングが同時開催されております。婦人会等のボランティアが無料でお茶やおにぎりを振る舞う地元のおもてなしが大好評でございまして、リピーター客を含めた交流が長く続いております。平成22年度からですが、国の地域資源全国展開プロジェクト事業等を活用しまして、菊陽町の特産物でございましてニンジンや馬肉を使ったご当地メニューの開発を行っております。この事業により、町内の飲食、菓子店を対象とした料理講演会と試飲試食会と、一般対象の、芋掘りじゃございませぬけれどもニンジン収穫体験と、すぐれた料理を選ぶC-1グランプリ、キャロットグランプリということで開催させていただいております。本年度からは菊陽町商工会と連携しまして、菊陽町の人、物、これ地域資源なんですけれども、地域がプロデュースする着地型観光ということで、この仕組みづくりに向けた取り組みを行ってまいりたいと思っております。また、先にも述べましたとおり、鼻ぐり井手につきましては熊本県の指定文化財を目指してございまして、あわせまして周辺地域の整備も検討しており、将来的には有力な観光資源となり得るものと考えております。

今後も、これら以外の隠れた資源を掘り起こしまして、菊陽町の観光振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 最後に鼻ぐり井手のことが、公園化するという、非常にうれしいことだと思います。これもやっぱりよく考えて、人が集まるには現代では駐車場がたくさん要ると、それからそこに何か目玉的になるものがなければいけないわけですね。鼻ぐり井手だけでなく、それを補てんする花とか何とかがやっぱりないと、ただ井手だけを見に来るのは若干考えるなあという人もおるかもしれないから。駐車場をつくるにあわせて花をたくさん植えるとか、そういうのを両面的に両方ができるようなプランを立ててやっていただきたいと私は思います。

最後に、ちょっと変わったことが新聞に載ったんで拾いますが、住み方の転換で島根県の隠岐の諸島にある隠岐の島町、これは新婚さんができると30万円の町からのお祝い金が出るんですよね。それでまた、孫抱き何とかとあって、両親が人形を持って抱いてパフォーマンスをすると5万円プラスというふうな施策があるんです。こういうことも考えて、それから最後にこれは隣の鹿児島県南さつま市長谷地区ということで、平均年齢85歳、最年少55歳の集落ながら、地区外から年間3,000人の訪問客を呼び込むことに成功していると。理由は、棚田のオーナー制で、菊陽には棚田がないからできませんけども、何か棚田にかわるような農業施策の

イベントを考えていただいて、少しでも人が集まるように、そして金もうけができるように、こそくな話ですけど。よそから来る人から金をいただくというふうな考え方を、まず第一に考えてください。そして、すばらしい遺産を将来の子孫に残せるように今我々はいろんなことを考えて、実行できるかできないかということを真剣に行政も町民も一緒になってつくって、子孫にすばらしいものを残していただきたいと私は念願して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

なお、明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時43分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成24年6月6日（水）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成24年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成24年6月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 17番 | 梅田清明君 | 1番 | 中岡敏博君 |
|-----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|               |       |                |       |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 町 長           | 後藤三雄君 | 副町長            | 中富恭男君 |
| 教育長           | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 鶴田義晃君 |
| 総務部長          | 松本東亜君 | 福祉生活部長         | 阪本修一君 |
| 産業建設部長        | 坂本恭一君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 平野誠也君 |
| 総務課長          | 實取初雄君 | 総合政策課長         | 吉野邦宏君 |
| 財政課長          | 阪本浩徳君 | 税務課長           | 阪本章三君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長           | 宮本義雄君 |
| 健康・保険課長       | 佐藤清孝君 | 介護保険課長         | 渡邊幸伸君 |
| 環境生活課長        | 大山陽祐君 | 町民課長           | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長       | 堀川正信君 | 農政課長           | 志垣敏夫君 |
| 建設課長          | 松村孝雄君 | 都市計画課長         | 小野秀幸君 |
| 下水道課長         | 今村敬士君 | 商工振興課長         | 吉川義則君 |
| 総務課庶務<br>法制係長 | 中島秀樹君 | 教育審議員          | 矢野陽子君 |
| 図書館長          | 堀行徳君  | 学務課長           | 松本洋昭君 |

生涯学習課長 服部 誠也 君

農業委員会事務局長 荒木 一雄 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野 豊徳 君

書 記 山野 光子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

傍聴者の皆様に申し上げます。

本日は大変ご多用の中に傍聴においでいただきましてありがとうございます。

会議中は、私語や拍手などはされないようお願いいたします。

佐藤竜巳君、一般質問を許します。

○11番（佐藤竜巳君） 皆さんおはようございます。

朝早くから傍聴いただきましたことに感謝申し上げます。

ただいま議長から許可をいただきましたので、町民を代表いたしまして質問させていただきます。

その前に、4月29日日曜日に菊陽町杉並公園スポーツ広場で第5回鼻ぐりカップが開催され、県内外から45クラブ、134チームの選手と保護者並びに関係者を合わせて3,500人以上の参加をいただき、前回の大会を大きく上回りました。これもひとえに後援いただきました菊陽町教育委員会、県、町のサッカー協会、RKK、熊日新聞社、また協賛いただきました皆さんへ主催者にかわり感謝申し上げます。

このイベントを通じて、鼻ぐり井手をはじめとした地域のPR活動、地域の経済活性化、地域を担う人づくり、さらに翔陽高校の生徒が菊陽町の特産であるニンジンで甘いジュースやパウンドケーキを無料で配られて大人気でした。

また、富士フィルム会社から134チームに1チームごと無料で写真を撮っていただき、各チームに記念としてお配りいただきました。ほかにも、いろいろな方々に協力と支援をいただきました。イベントを開催することで、町にも、さらに「さんふれあ」への売り上げにも貢献したのではないかと自負いたしております。次回の大会開場と開催について町長の理解と協力と支援をよろしくお願ひし、一般質問に移らせていただきます。

今回の質問事項は、お手元に配付した、1、環境問題点から、2、光の森3万5,000平米について質問させていただきます。よろしくお願ひします。

あとは質問席から質問させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） まず、1番目の質問事項ですが、環境問題に町長はどのように考え、対応するのか、①新清掃工場について質問させていただきます。

この新清掃工場については初日の4日の定例会後、全員協議会にて選定委員会の答申の報告と説明が課長からありました。

○議長（大塚 昇君） 質問者に申し上げます。マイクを少しこっちにしてください。聞こえませんか。

○11番（佐藤竜巳君） 説明があり、この問題に対しては触れないと思いますが、触れさせていただけませんが、町長の行政報告の中で菊池環境保全組合2市2町の首長で互選で平成24年5月から組合長として就任されたと聞きましたが、互選でということ間違いありませんでしょうか、町長。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） はい、この件につきまして関係の市長、それから町長、4名でその中で前組合長が辞退と申しますか、辞任したいということでありましていろいろありまして、その中で互選という形で私が引き受けるところになったところでございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） なぜ確認したかという、やはりうわさが飛んでまいりまして、首長から首長という話があったものですから、この場ではっきりさせていただきました。確認のため、またお尋ねしますが、私が平成23年12月に一般質問した中で、この清掃工場について私個人的には工場は来てほしいと思うがに対して町長は、我が町に来たときはきちんと対応しながら迷惑施設ではない、十分理解していただきたいと考えていますという答弁がいただきましたが、今でも変わりはありませんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきまして佐藤議員も今回組合議員となられたというところでありまして、現在この用地選定委員会の方から答申がっております。そして、機種選定委員会の方も着実にその機種の選定に向かって今進んでおるところでありますけれども、そういった中でそれぞれの市町から出されておる候補地についてこれから具体的に一つ一つを検証していくというような段階に来ておりますので、そういった中でこの場所というのが決まっていくかと思っておりますので、本町の方ということで決まった場合についてはそれはもうそれでまたきちんと対応していかなければならないというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 次に、新清掃工場を進めるに当たって、組合長として、また町長としていろんな人たちに対応しなければならないと考えられます。そういった点から、町の体制と対応について副町長にお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（中富恭男君） ご指名でございますのでお答えいたします。

体制と申しますか、環境保全組合の業務は基本的には組合の事務局がやるものでございます。そうはいつても、やはり町長に係る負担というのは格段に大きくなっていきますので、私



自身組合に何の役職もあるわけではありませんけれども、やはり気持ちとしては組合長補佐のつもりで臨みたいと思っております。しっかりと前さばきをきちんとやる。担当部長、課長、課員とともに、その辺は何もかも組合事務局の方におんぶにだっこじゃなくて、町としてもしっかりと検討しながら、町長、組合長を支えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひよろしくお願ひしときます。

また、新清掃工場についてはさまざまな問題が予想されるため、町と町長とのセキュリティーをどのように考えているのか、お尋ねいたします、副町長に。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（中富恭男君） セキュリティーということではありますが、私は後藤町政の基本スタンスは開かれた町政であるというふうに思っております。ですから、時間が許す限り町長自身、いろんな地域、団体の会合とか、行事とかに顔を出し、役場内外でもいろんな方々とお会いして話をするというところでいろんな施策構築してきているというふうに認識しています。そうはいっても、組合長となるということで業務の幅が広がる、当然そのお会いする方々も増える、そういったことはございますので、そういう点につきましては正直なところそのセキュリティー、余り考えたことはなかったんでありますけれども、今改めて考えてみますと、1つは役場に危機管理室はあります。以前からありますけれども、今年度、これを危機管理室長を総務課長から総務部長に格上げしました。ほかの部長につきましても室員と位置づけて、危機管理については役場全体で取り組む、組織的に取り組むという体制強化を図ったところでございます。こういう体制もきちんと生かしながら対応していきたいというふうに思いますし、また町長へのいろんなアポイント等につきましては、前さばきといいますか、交通整理はより一層きちんとやろうというふうに考えております。私自身も補佐役でもありますけれども、最後のとりでという気構えは持って臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） この問題は清掃工場という問題で出しましたけれども、やはり組合長になられた後藤町長がいろんな面で開催する場所があるということで補佐役として本来ならば家入大津の町長が副となっていますけれども、いろんな形づけでやっぱり副町長の方からもサポートしていただきたいという気持ちがあったものですからお尋ねいたしました。よろしくお願ひしときます。

次に移らせていただきます。

次は、②の耕作放棄地を集結し、自然エネルギー（メガソーラー）を積極的に活用してはということですが。

この件に対しては、私と大塚議長が農業委員だったころから耕作放棄地をどのように農地に戻し、作付するのか、農業委員の皆さんと考えてきました。農業を支えることも大変重要だと思っておりますが、年ごとに後継者の減少で町全体の耕作放棄地を減らすことができなかつたのが事

実です。そんなところにいろいろな方々から私に問い合わせがあり、国や企業が進めている自然エネルギーの取り組みについて知ってもらいたいということでお話がありました。そのことから、私自身平成24年2月に農業委員会に対して、仮称スマートタウン菊陽計画案として事業の内容を説明しました。

説明後、委員から、難しい点は幾つかあるが、耕作地の解消になり、一番難しい点は地権者の協力が必要だと思われる、理解と協力があれば前向きに考えてはとの意見が多く聞かれました。この事業計画案は長期にわたって借地権が発生する事業です。関係する課が連携して推薦する事業と考えられます。町長も行政報告の中に、県も空港北側に35ヘクタールのうち数ヘクタールを造成し、建設計画しており、2012年度中に稼働を目標とし調整をしているとのことです。菊陽町も独自の計画を進めることで町のPRとなると思いますので、町長、このプランに対してのどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまの質問に町長にということでしたけれども、新エネルギーにつきまして総合政策課の方で担当しながらいろいろ進めておりますので私の方からお答えさせていただきたいと思います。

ご承知のようにエネルギーの問題につきましては大きな課題でありまして、化石エネルギーの問題、あるいは自然エネルギー等の有効利用、そういったものを大きくいろんな形で取り上げられているかなというふうに思っております。

ご質問の大規模太陽光発電メガソーラーの活用につきましては、熊本県の方でも新エネルギー対策として進められておりまして、メガソーラーの設置の候補地を求められております。候補地としましては、その条件として日照条件がよいこと、おおむね3ヘクタール以上あること、造成や送電線の接続工事に多額の費用がかからないこと、向こう15年以上メガソーラー事業に使用が可能であること、土地利用に当たって法規制等の大きな制約がないこと、加えまして民有地の場合につきましては土地の所有者の了解を得ることとされております。

耕作放棄地を集結することにつきましては、農地の効率かつ総合的な利用が妨げられない場合において農地の所有者と耕作放棄地の所有者との間で土地の権利移転を行うことにより、ある程度のまとまった土地の確保の可能性はあるかというふうに思われますけれども、県の候補地条件に該当する3ヘクタール以上の用地の集積で地権者の同意を得ておくということについては課題が多い状況かというふうに考えております。メガソーラーの活用につきましては、県所有の空港北側の用地の活用が進められていますけれども、そのほかの用地につきましては現段階では本町内で県の候補地条件に該当するような場所はまだ確認できていない状況です。そういういまでも、新エネルギー対策は必要と考えますので、メガソーラーに限らずいろんな新エネルギー対策は今後も必要に応じて検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 課長、それは私も十二分に分かってこの間2月に説明はしているんですよ。私も大塚議長の方にも耕作放棄地に対してはかなりのやっぱり努力をしてまいりました。しかし、努力が至らずに私たちはそういった面で協力をやりたいという会社も来たんですよ。町長には私ははっきりと言いました。この計画は町長が進めるか進めないかで考え方が変わりますし、質問をこれで打ち切らなるところがあります。町長、どういった考えを持っておりますか、お尋ねいたします。

○議長（大塚昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきまして、佐藤議員の方から農業委員会の中で説明がありまして、その情報を得て私もその候補地として耕作放棄地もあるというところでその場所も見に行ったんですけども、さっき総合政策課長が申しあげましたようにこの3ヘクタール以上ということであったもんですから、その辺耕作放棄地になつとるようなところが全部あの周辺見て1ヘクタールぐらいはあるかなという感じはしたんですけども、そうなりますと農地を今度はほかの今使っておられる農地ですね。そういった転用あたりがどうかということがあって、その辺いろいろもう少し検討せんといかんところもありますけども、県内の方の一方ではどういふところが出とるか見てみますと、やはり原野だったり、非常に今耕作放棄されておるようなところ、そういうところがよその市町村から候補地として出とるような状況かなということで見ただけですけども、そういう面でこれ実際つくる場合、農地を残しながらその耕作放棄地になつとるところだけをそうするのか、そういう手法もいろいろあるかと思えますけども、ただ一団としての土地で3ヘクタール以上というのが現在の場合は今集まったようなところはまだ見受けられないというような状況ですけども、そういう可能性についてはまた十分これらだんだん実際あちこちできてきますといろんなことがまた分かっていくかと思えますけども、その辺は十分新しいエネルギーの開発にもなるということで十分状況を見ながら検討していきたいというふうには考えております。

○議長（大塚昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 今、課長と町長が3ヘクタール以上とおっしゃいましたけども、今私が調べる中で業者とのお尋ねしたら5,000坪から1万坪でも可能ですということもありました。ぜひ町長、こういったこともありますので検討され、そして地権者の方にいろいろその農業委員会と組んでいただいて、耕作放棄地と今やっている畑をどうにか違う方向に持って行って耕作地を違うところの耕作地に転作されるような努力もされていけば私は可能だと思います。それをするによって耕作放棄地が減ってくるのだと私は考えておりますが、元農業委員会の志垣局長にお尋ねしますが、現状として今減ってきていないのは事実ですけども、そういった地権者の方々に今つくっている農地を違う方に、距離が遠ければ反対が多いと思えますけども、そういった私の理想は今希望しているのは町長が見に行ったと言われるところは川久保線の吉川酪農の東側ですね。河川よりも北側の東側にずっと耕作放棄地で今荒れているんですよ。あそこの中に町長がおっしゃったように荒れてない土地や耕作されている方もおります。

しかし、それをまとめるのが、私はさっき言ったように各課のことが連携してやるべきじゃなかろうかと思っているんですよ。そういった点から、耕作放棄地に対して志垣元局長の方が詳しいと思いますので、今の現状、例えば荒木局長でも構いませんので、そういったどちらでも結構ですので把握でけて、それが可能か可能でないか、そういった場合どのような努力をしたらいいいのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 農業委員会のお話としてということですので、お答えいたしたいと思います。

今おっしゃられている地域は、確かに用水路、排水路わきのところは耕作放棄地でいいですよ、もう解消不可能というようなレベルの農地でございます。斜面に狭い農地がずっと張りついているということで、ここをやってくださいと言っても農家の方がやれる話ではないというふうな土地、その上になりますと今度は狭い700から800ぐらいの土地が道路がついておらず密集したような状況になっており、道路つきのところは何か高齢者の方がされておりますが、これは今後耕作放棄地になっていく農地じゃないかというところで農業委員会の委員さん方も心配されておった地域でございます。具体的にその仕事として進んでおりませんので、委員さんにつきましても、事務局においてもお話を直接所有者に持っていったことはございませんが、地域の方々によるとやはり何かしないとここは現状が悪くなる一方で困っておるとというのが実際のお話でございます。状況としては以上のような状況です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長、そういった考えを含めながら前向きにどうぞよろしく願いします。

次に移ります。

次は、③の節電に向けて町の対策はということでございます。

東京電力の福島第一原発事故を受け、家庭や企業に10%以上の節電を7月から9月まで要請するのを前に九電から町に協力の呼びかけがあったと思われま。夏の省エネと温暖化対策に対して町がいろいろと取り組んでいる中で、ゴーヤ、アサガオ、他の植物のグリーンカーテンを進め広げることによって決め手となる夏場のエアコンの消費電力が左右されます。さらにエアコンの設定温度を26度から28度に上げることで10%の節電につながると考えられます。また、家電の能力に合った使い方をすれば節電につながると考えられます。

南方区でも節電の目標を立て、平成23年7月から現在まで毎月の使用ワット数や料金をチェックし表にまとめられ、一番使用する電力が必要な月を調べたり、また節電に対して協力者を増やすための努力もされております。代表にお聞きしましたところ、節電効果は上がり、理解をする人も増えてきたということでありました。こうした取り組みをしている区があることを踏まえ、町はどのように取り組み、進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） 皆さんおはようございます。

この夏に向かひまして電力の需要が高まるこの時期に非常にタイムリーな節電10%に向けた町の対策はというご質問をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、お答えさせていただきます。

厳しい電力受給の見通しが示されたこの夏の町が行うべき節電対策は、町行政自らが率先して行うべきものと、町民、事業者の皆様方をお願いする節電要請、啓発の2つの側面、対策がございます。

まず、町自らの節電の取り組みといたしましては、地球温暖化防止CO<sub>2</sub>削減という目的もありましたことから、これまで庁舎、町民センター、学校など、町の施設を対象に平成16年に策定しました菊陽町温暖化防止計画をもとに取り組んできたところであります。その内容としましては、まず議員申されたようにクーラーの稼働温度、設定温度の工夫を行ひまして、これに対応するためのクールビズの導入も今年は前倒しで行っております。また、町施設へのゴーヤのカーテンの設置や休憩時間の消灯、印刷機等の電源オフの徹底なども行っているところであります。しかしながら、本年はさらなる節電が求められていますので、これまでの対策をさらに徹底するとともに、新たな方策も検討、工夫し、実施していかなければならないと思っております。例えばノー残業デーの実施、電球、蛍光灯の減灯、間引き、あるいは公共施設の電灯、街路灯のLED化が考えられます。また、特に夏場の昼間の時間帯はクーラーの電気使用量が最大となりますため、この時間帯を避けた会議、講座、室内イベントなどの開催も検討してまいります。さらに省エネチェックリストを作成し、その取り組みを徹底してまいります。

次に、町民、事業者の皆様方への要請、啓発についてであります。町といたしましては今年もさらなる節電意識の醸成、推進を図っていきたくと考えています。具体的には、これまでのグリーンカーテンの町全世帯への普及啓発のみならず、今年の3月にはこれまでおのおのさまざまな省エネ、エコ活動を行っておられたボランティア団体のエコライフサークル、南方グリーンクラブ、グリーン（ゴーヤ）カーテン菊陽、あと地球温暖化防止推進員の皆様方のご理解をいただきまして、町をオブザーバーとし、新たな統合した推進組織、菊陽グリーン（ゴーヤ）カーテン推進協議会を設立していただきました。この協議会は環境省地球環境局長からの登録通知を受けまして、現在同省のホームページでも紹介されているところであります。そして、この7月には、この協議会とNPO法人くまもと温暖化対策センターと町との3者でタイアップしまして、環境省の節電、省エネモデル地区の指定を予定しました節電省エネセミナーを開催する予定でもあります。あわせて、菊陽節電ファミリー、節電事業所と題しましたモデル家庭、モデル事業所の募集を行ひ、実践活動を行っていただきまして、さらにこの活動を題材とした広報、啓発活動を進めていくことを現在計画し、その準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 今の計画どおりに実行されますよう要望とします。

続きまして、先ほど課長がお話した節電効果があるLEDに対して導入の考え、またどういった形でそういった場所や設定ができるのかにお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） お答えします。

町の施設、例えば室内、あるいは室外のその街路灯、防犯灯、あるいはその施設の駐車場にかかわりますLED化というのは節電に大きな効果をもたらすものと思っております。しかしながら、この議場でもわかりますように電球だけをかえてできる電灯ですね。それと、その電灯の本体まで替えなきゃいけないという部分があるものですから、これにつきましてはなるべくLED化の方向で進めたいとは思っているんですけども、もともとつけたやつの耐用年数ですね。あるいは、その補修、取り替えのための費用等もあるものですから、そちらは財政の方か、施設の維持管理計画の中で急には進まないとは思っていますけれども、なるべくできる限りその方向で早目にやっていきたいと考えているところではあります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 費用面はわかりますけども、LEDは今ソケットが39ミリですかね。すぐかえられるんですよ。だから、蛍光灯とかいろんな形は取り替えしなくてはいけないんですけども、そういったもうもともとのあるところをまず消えたところから利用していただいて、どのくらいの時間にそうしますけども、節電ができるのか。また、これはCO<sub>2</sub>の削減にもなりますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

また、よければ試験的な考えがあれば私の方からある人に対してまずLEDをつけさせて試験的にやってもらいたいということも考えておりますので、行政側からぜひ頼むとなれば私も推進したいと思いますので、ぜひその辺は考えを入れて、なるべくLEDにして、LEDの私が申すわけにはいきませんが、例えば今までの体育館使用した水銀灯からLEDにかえてすると、もともとがLEDの価格は高い、3倍ぐらいはあるという価格ですけども、ワット数によって違いますけども、2年で損益分岐が発生して、それから8年後は利益になっていくということで、8年間の利益を比較したところ、資料によるとランニングコストは8年間で1つの球に対して21万円ぐらいの差が出てきますそうです。これはほかの会社がどういうあれで資料は違うと思いますけども、やはり今私たち元気のある菊陽町がこの取り組みにして、将来的にいかにやっぱり人口が減ってくるかと思っておりますけども、今、力のある町がそういったことに取り組んで、将来的なお金の費用が加算せんことがありますので、ぜひその辺は取り組んでいただきたいと思っておりますけども、町長、その辺に当たりましたの考えはお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については今環境生活課長が申しあげましたように順次そういう取

り組めるところから取り組んでいきたいというふうを考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長、ぜひお願いいたします。

次に移ります。

次は4番目ですが、町有林、中部小学校に使用する森林の跡地は、また植栽をするのかについて質問させていただきます。

日本教育新聞によると、学校施設の木材利用で学習環境の改善を国内林業の再生を目的とした公共建築物における木材の利用促進に関する法律が平成22年10月に施行されました。国が管轄する低層の公共建築物については原則としてすべて木造化するという法律です。また、地方公共団体に関しても公共建築物の利用に努めなければならないとの努力規定が掲げられています。学校施設の木造化、木質化を歓迎する声は多く、校舎の内壁、床の木質化等を行うことで、より安全で温かみのある施設となる、児童・生徒の教育景観の改善効果が見込まれるため、教員側や保護者側からも期待されています。

この記事を読んで、菊陽町の町有林とほかの木材を使う中部小学校が平成25年8月に完成予定です。議会で検討を進めて取り組んできたことに対して自信を持つことができました。これからも、公共建築物を使用することで苗づくり農家や林業関係者への期待は大きいと考えられます。このことから、伐採した後の植栽をどのような形で行っていくのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 町有林ということでご質問にお答えをします。

菊陽町町有林は津町の瀬田裏をはじめ4カ所で137ヘクタールほどあります。その中で、23年度に菊陽中部小学校に利用するために瀬田裏の3ヘクタールについて伐採、搬出を行いました。この結果、町長が行政報告で報告されたとおりです。伐採した町有林の形態ですが、育成複層林と申しまして、間伐を行いながら間引いた木の間に苗木を植えていき、伐採が順次できるようにしたものです。今回の伐採はその中の大きな木のみを伐採しておりますので、現地には幼木が残っています。しかし、伐採した大きな木の後にはやはり捕植が必要であります。適切な時期を見て植樹は行う予定にしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 植樹をすることは分かりましたけども、どういった形でやるか。私としては、やはり大きな財産だと思いますので、今森林組合に毎年多額の管理費を支払っています。このことを知って町民が分かっていたくために、まず伐採した後に公募して、予算もあると思いますけども、公募して町民の方や学校関係並びに私たち議員がやっぱりそこに接すべきじゃなかろうかとお考えしますが、町長、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 伐採した後ということで、町有林があるということは議員の皆さん方はご存じかと思うんですけども、一般の町民の方、特に町外にあるということでご存じない方が多いということで、そういった植林の機会ということで、ただ今回伐採したところはかなりこの傾斜地でそこまで行くのに距離的にも結構あるような話は聞いていますけども、教育委員会の方ともいろいろ話をしたんですけども、中部小学校にその伐採した木材を使うようにしてますし、そういう保護者同伴等でもできるようなことがあればそういうものもやってみたらどうかというふうに思っております。いずれにしましてもせっかくの機会ですので、担当課の方で可能かどうかを十分調査させて、可能であればそういう取り組みの方に持っていきたいなというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長、予算も要りますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思えます。

また、私はその植え方によって今志垣課長がおっしゃったように植林するときに杉かヒノキだと思えますけども、よければ私は将来的に考えれば植えられるのならばほかの例えばクヌギとか、お金になる、早くお金になるのを植えられるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 樹種につきましては、これちょっと森林組合とお話ししたんですが、現在ヒノキの幼木が植わっております。実際その土地についてはそのヒノキでローテーションを組むような形に今なっているそうなのでございます。その周りも同じようなヒノキの60年物がありまして、やはり杉っというのがほとんどそこにはございません。ましてクヌギとか広葉樹になるようなそういう樹木が周りはないもんですから、ここはまた樹木の専門家の方とお話ししまして、可能かどうかはまた検証したいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） すいません。なら、そのとおりヒノキの方で植栽させていただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に移ります。

次は、2の光の森3万5,000平米の町の土地についてお尋ねいたします。

仮称光の森複合施設に対してPFIやリース方式の導入の考えはないのかに対してお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ご質問の仮称光の森複合施設に対してのPFIやリース方式の導入はということでありまして、PFI方式というものは、このPFI法に基づきまして設計、建設、維持管理、運営を一括して発注する方式でありまして、またリース方式の方は民間が建設した施設を町が借り上げるというような方式であります。ともに運営の採用方式が異なること



もありますけれども、建設や運営等に係る費用についてはそのすべてを民間事業者が直接資金調達を行うことになるということになっているようです。

P F I 方式やリース方式につきましては、運営、管理等の際に複数の手法がありますけれども、大きな導入のメリットとしましては民間活力の導入ということになるかと思えます。具体的には財政負担の平準化や軽減、民間事業者による運営、資金調達等による経済活性化、運営、維持管理での民間のノウハウの導入というような点が上げられております。

また、逆にデメリットといたしましては、資金調達の際の金利が高くなる傾向にある点、民間事業者の倒産、運営経費の増大等の将来のリスクが大きくなる点、それから募集から契約までの手続きが煩雑で時間や費用を要する点などが上げられます。

そういった中で、今回の仮称光の森複合施設につきましては、この国の事業でありますけれども、都市再生整備計画事業により実施する予定で、国と打ち合わせながら進めてまいりまして、財源につきましてはこの交付金を事業費の約36%を予定しておりまして、またこの交付金を除いた一般財源で対応する分につきましては起債が90%起こされるということで財政負担のいわゆる平準化や一般財源の軽減が図られるというような状況にあります。そして、光の森、この複合施設でありますけれども、この施設が商業的なものじゃなくて、支所機能や地域活動の機能など行政特有の分野ということになっております。さらに、この時点でまたP F I 方式やリース方式を導入するという方向を変えますと、この民間事業者による民間都市再生整備計画の採択のために、また申請のやり直しという事態が発生しまして、本年度からかかって5年間で事業実施することは非常に困難ではないかなというふうになります。このようなことから、光の森複合施設につきましては国の交付金事業としてこれを継続、来年度まで入ってきますけれども継続した事業の中で考えているところであります。ただ、施設の管理面での民間のノウハウ等が活用できます部分については、積極的にそういうふうな取り入れなければならないと考えております。

そして、限られた予算の中で必要な施設を整備し、効果的で効率的な行政サービスを目指す上で、提案のあったP F I 方式をはじめとする民間活力の導入というのは有効な手法であるということで、今後のさまざまな施策、事業の中では十分研究していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひ私も勉強して進めていきますので、皆さんも勉強しながら町の財政が圧迫されないようお互いに力を合わせてこういった手法も考えていくべきではないかと思えますので、町長、よろしく願いしときます。

次に移ります。

次は、多目的広場を今後町長はどのようにお考えになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ご質問のこの多目的広場を今後どうするかということでもありますけれども、

この用地のうち南側の約7,000平方メートルにつきましてはただいま申しあげました光の森の複合施設の用地としても既に計画を進めているところであります。北側の用地につきましては、平成19年にこの南側の用地も合わせて土地取得特別会計でこの21億4,590万円を借り入れてこの土地を購入しておるところであります。償還期間は10年間で、利息も合わせて今毎年償還を行っているところであります。

また、平成21年度に、これは公共用地の先行取得したいということでもありますので、21年度に整地等の工事を仮の形でありますけど行いまして、現在は多目的広場としてグラウンドゴルフ、それから散歩等、そういった含めた多くの方に利用されているところであります。現在は、多目的広場としての仮運営を行っておりますけども、この償還期限であります平成28年度までに本格的な整備をしていく予定としているところであります。

活用の方法につきましては、さまざまなご意見があると思っておりますけども、例えばある程度緑地として保全しながら災害時における避難場所や防災施設、それから仮設住宅地としての利用も考えられますし、あるいは商業施設などの進出を、そういうものも期待されるという声もあります。先般も川俣議員からもいろいろ提案があったところでもあります。また、これ以上過大な投資を適当ではないというような意見もあるところでありますして、いずれにしましても今後の財政状況を踏まえ、皆さん方との合意を得ながら来年度あたりから一方の複合施設の建設もあるところでありますけども、検討の方を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひ今町長が言われた、緑を守りながら防災やいろんな形でつくっていただきたいと思えます。私も緑は賛成ですし、私が個人的に考えているのは、あそこに衣料モールとか、いろんな形を持ってきて税収をいただくとか、いろんな形を持ってきてやっぱり税収に変える今からのセールスマンになっていかない、まちづくりをせんと仕方ないことが発生していくのではなからうかと思えますので、その辺を議会とともに住民とアンケートをとりながら、しながら進めていただきたいと思えますので、町長、どうぞよろしくお願いしときます。

これで私の一般質問は終わりますが、何しろこの今日一般質問したのは町長のやる気がなければ皆さんが動かないので、ぜひ私どもの町長に協力しながら精いっぱい菊陽の町のために努力しますので、ぜひ町長、元気を出していただきまして、体に気をつけて、そして町のために頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

執行部には明確な答弁をお願いいたします。

今日の質問は、1番、2番としていますが、順番を議長にも了承いただいて2番を先にし、1番をその後にしたいというふうに思います。

2番の質問事項は、登下校中の児童の安全対策についてとしています。その1に、登下校中の児童たち、歩行者が犠牲になる交通事故が全国で続発している、児童の安全が優先される対策についてどのように対応しているのか。2番目に、交通量が増えているなど、町内で対策が必要なところの認識と対応は。3番目に、信号機の設置や歩道と車道の塗り分けなど、要望、計画しているところはどれくらいあるのかということを書いていきます。

それから、その次に地域経済の活性化について質問をいたします。その質問の要旨は、1、生活に密着した公共工事の計画は。2、地元優先発注の考え方は。3、県内でも住宅リフォーム助成制度を取り入れる自治体が広がっているが、町でぜひ導入を。4、小規模事業者登録制度の実施状況は。5、公契約条例の制定について町の見解はとしています。

以上、質問席で質問をいたしますので、ぜひ前向きな答弁、また明快な答弁を求めて質問席の方で質問させていただきます。

それでは、引き続き質問をさせていただきます。

第1の登下校中の児童の安全対策についてです。

皆さんもご存じのように登下校中の児童たち、歩行者が犠牲になる交通事故が全国で続発しています。交通事故死者の中で日本の場合、歩行者中死者の割合が34.9%と最も高く、フランスの3倍だそうです。年齢別では65歳以上の高齢歩行者が66.5%に上り、歩行者死者数全体の7割弱を占めています。状態別死者数では、歩行者の事故が一番多いという状況になっています。これは自動車の安全対策と比べ歩行者の安全対策が放置されたままになっているからです。

千葉県のところでは路線バスを待っていた児童4人の列に車が突っ込み、小学1年生の男児が死亡しました。ここは以前から下校時に教職員の方が通学路に出でいかれて見守りを行っていたところだそうです。やはりこういうふうな事故がありまして、県内でも5月25日の熊日では事故、児童を巻き込まれる交通事故を防げということで通学路を安全点検している記事が掲載されていまして、執行部の方もお持ちだと思いますけれども、初日は熊本市北区の楡木小の通学路を点検されたということです。特に警察の方や道路管理者の北部の土木センターの職員、児童の保護者約15人が実際に通学路を歩きながら危険の有無を確かめたということがありまし

て、今日後でも提案しますけれども、ぜひこれを機会に菊陽町でもこのように一緒になって点検し、安全なまちづくりをしていくためにぜひやっていただきたいということが今日一番取り上げた理由です。

それで、まず1番目の児童の安全が優先される対策についてどのように今町が対応していることをまずお聞きしたいと思います。私は西小学校の近くで本当に校長先生毎朝学校の前に立っていらっしゃって、子どもたちが来るのをずっと出迎えていらっしゃることとか、あと各区の区長さんたちも非常に毎日子どもが行くために自分は案内というか、一緒にある程度歩いているんだという区長さんのお話も聞いたりしていますので、ぜひこの児童の安全が優先される対策について、今対応している町の対応についてまず最初にお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、児童の安全が優先される対策についてお答えします。

特に道路における安全対策になるかと思いますが、1つには、道路交通環境の整備でのハード面と、それから歩行者や自転車を含みます車両の交通安全意識を高め、安全に向けて交通マナーを守ることにあるかと思っております。

まず、道路交通環境の整備に当たっては、基本的には子どもたちや高齢の方、障害をお持ちの方などの交通弱者と言われる方々に配慮していくことだと思っております。特に、国、県、町などの道路管理者との連携が重要でありますし、また警察署などの関係機関等との連携により信号機や横断歩道、歩道などの設置を進める一方で、一時停止や速度規制などの効果的な交通規制、警告看板の設置を推進しております。さらに交通安全協会や交通指導員、地域連携の中でカーブミラーやガードレールなどの安全施設の整備を進めております。

次に、交通事故のない安全・安心して暮らせる菊陽町としていくためには、町民の皆様方自らが自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持っていただき、自分たちでできることに取り組んでいただくことが重要と思っております。そこで、町といたしましては、交通指導員16名によります通学路の主要交差点や巡回での児童などに対する指導、あるいは小・中学校における交通安全教室、小学生を対象とした自転車大会への出場と、その練習への支援、また交通安全協会等を中心として事業所における交通安全対策を進め、またスクールパトロールや夜間の職員による交通事故や防犯、犯罪などの抑止を図りするための巡回パトロールを実施し、さらには学校の先生方、保護者、町、青少年健全育成町民会議、防犯パトロール、地域の皆様の協力を得て町全体の交通安全対策に取り組んでおります。

なお、基本的な視点といたしましては、大津警察署及び津久礼駐在所や合志菊陽交番との連携も重要と思っております。

まとめてみますと、生活道路や通学路における安全・安心なまちづくりを進めるためには、道路等の交通環境の整備を進めるとともに町民の交通安全対策に対する意識の向上を図ることにあると思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 一番最初にお話ししましたけれども、今交通指導員の方や巡回パトロール、また警察、そして保護者、PTAとありますけれども、合同で一緒に点検を取り組むという計画、またそういう対応をするという考えはありませんか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 通学路の点検ということでのご質問かと思えます。

学務課の方からも何点か昨日も含めて答弁いたしました内容もありますが、基本的な視点といたしましては、今小林議員がおっしゃった例等々の先進的な取り組みの状況がございますので、本町といたしましても7月を目途に交通指導員の方には通学路等の点検を実施しようということで今調整していただいております、本来であれば春口は先ほど言いました教室、自転車大会等々がございますなかなか厳しい時期でありましたので秋口を目途に点検をと思っておりましたが、今年度は事故等々も多い状況もありましたので7月を目途にやろうと思っております。その中で、今提案がありましたように学校関係者、あるいは保護者の方等々の連携を持って点検するという方法はとれるんじゃないかと思っておりますので、総務課あるいは学務課等と連携を図りまして十分一緒に点検のできるような方策について検討していきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やはりいろんなたくさんの方で見ると保護者の方は保護者なりの視点、その交通指導員の方は交通指導員なりの視点ということがあるかと思えますので、ぜひすごく大変な今までやったことがないし、その総合的にやるというのは今まで町としてはやられたことないかと思うんですけれども、やはり菊陽町は非常に子ども、子育て世代も増えていまして、既存の集落もいろいろ危険箇所とかもありますし、新しくできた光の森等々も私も昨年の6月議会や3月議会等で提案したと思えますが、光の森の中のガードレールや中学校の近く、そしてまた花立の方ということでかなり改善されているところも出てきていますけれども、ぜひこの機会をとらえて総合的に一緒に取り組んで、そしてまたそういうことをすることが子どもたちや住民、高齢者の方にとっても非常に啓発というか、PRにもなると思えますので、ぜひその点は7月中に実施をということで要望しておきたいと思えます。

次に、交通量が非常に全体として増えているんですけれども、特に町内で対策が必要なところの認識と対応はとじていますが、この点については具体的に1つの例で挙げますと、中尾の方から旧57号線に出てくるT字路があるんですけれども、これも昨年やはり非常に危ないという保護者の方の要望がありまして、産業建設常任委員会にも提案をして実際視察にも行ったところですが、このところでの県道だということでも県に信号機の設置とかも上げているけれども実際予算もあり、なかなか改善できないというようなところがあります。このところが1つの例として少し説明をしたいと思えます。また、町にも、また議会にも要望書が上がって

るかと思えますけれども、ここの中尾の方は校区は菊陽の北小学校で、毎日所定の通学路で子どもたちは登下校しています。そのルート上に旧道とかかわるT字路があって、この地点は熊本方面からは緩やかなカーブで大津方面からの道路も鋭角になっているために歩行者の姿が見えにくい状況です。さらに前後に信号機がないため車のスピードが非常に速く、歩道も狭いため危険な場所ということです。現在は横断歩道があって、登校時には保護者の方が交代で旗を持って立っておられますが、いつか事故が起きるのではないかとみんな不安に思っていたところなんです。昨年の11月、小学2年生の男児が下校中に車にはねられて大けがをする事故が起きています。幸い命には別状なかったそうですが、同様の事故が起きるのではないだろうかという懸念をされています。こういうように、子どもたちの安全な登下校のために1つはぜひ信号機を設置していただきたいということですが、これだけだと結局県頼みになってしまいますので、もちろん県にそれを強く要望していただくと同時に、今私たちがそれを改善するために町としてはどういうことができるのかっていうのをぜひこの機会に考えていきたいというふうに思ってこの問題を取り上げました。

また、この保護者の方で交通量の調査を行っていただいて、4月16日から4月27日、午前8時から8時半、午後4時から4時半を各1回ずつ子どもの登下校時に合わせて調査が行われたそうです。私もこれを見てびっくりしたんですけども、その結果、およそ30分間に毎日朝が523台で夕方が392台の車が通過するというので、平均すると1分間に朝は17台、夕方は13台通過する計算になるということで、保護者の方が苦勞して調査をされたということです。

それから、中尾方向から旧57号線を渡ろうと思っても、車はかなりのスピードで通過するために非常に50キロっていてもおおむね60キロぐらい出ている車の流れに沿っていかないといけないという状況があって非常にスピードが出ているということです。

それから、横断歩道の足型の位置に立っても車はほとんどスピードを緩めてくれなかったということです。

また、下校時は熊本方向から緩やかなカーブであり、ガードレールがあるため歩行者を目視しにくい。また、変則のT字路であるが、角が民家の植え込みがあるため登校時は大きく体を乗り出さないと旧57号線の状況を目視できない等々ありまして、要望としては、1、押しボタン式の信号機を設置してもらいたい。また、交差点付近の車道をカラー舗装して離れた場所からでも交差点があることが分かるようにしてもらいたい。旧57号線の南側にガードレール付きの歩道を設置してもらいたい。それから、制限時速を見直してもらいたい。現在、50キロ、40キロというような保護者の方が要望が出されています。これは町長にも届いていますし、またこれから保護者の方からしっかりお話を聞いていただいて、ぜひ改善をしていただきたいと思いますが、こういうような要望が出されているときに町としてどういうふうに今対応しているのかということと、これは一つの例ですけれども、全体としては数十カ所の今対応しなければならぬところの町の認識というのがあると思いますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） まず、中尾入り口の部分で事例を持って危険な状況をお知らせいただきました。

まず、全体的な部分で申し上げたいと思います。特に通学路、交通量が増えており、そういう関係で通学路においてという視点で見ますと、スクールパトロールや交通指導員、町職員の巡回により危険箇所として認識しておりますのは、今お話にもありました車両の通行料が比較的が多い、国道あるいは県道、それから町道、そしてまた交差点や横断歩道、さらに道路幅員が狭い道路でありまして、またそれらの中には地域からの要望があり、信号機の設置や交通規制などを大津警察署の方に要望している箇所とも重複している場合がございます。

なお、県道や町道の比較的交通量の多い箇所を渡るところが通学路となっていて、横断歩道の設置も難しい箇所もありますので、この部分については特に警告看板等の設置が必要などところがあるかと思っております。これらの状況の中で対応ということもご質問にありましたが、生活道路や通学路における安全・安心なまちづくりを進めるためには先ほども申し上げましたように道路等の交通環境の整備を進めるという点と町民の交通安全対策に対する意識の向上を図るということだろうと思っております。小林議員が中尾の事例でおっしゃったように制限速度は50キロメートルであるけれども60キロ出ている車が多いといった部分については50キロの制限速度を守っていただくという点、あるいは横断歩道があるので当然関係の標示がついております。信号機のない横断歩道がある、あるいは歩行者が渡る横断歩道があるということであれば、車はその状況を見て歩行者がその横断歩道に立っておれば当然スピードを緩めて、あるいは停止して歩行者の安全を図るといったこと等ございますので、その辺の意識の高揚も必要かと思っております。

今、特に中尾入り口の部分でご質問があった件につきましては、先ほど質問にもありましたけれども、昨年11月に事故が残念ながらございましたので、総務課の方で緊急に対応できるといったものの対策として強い安全対策ということではありませんでしたけれども、横断歩道の両側に先ほどおっしゃった、止まれ、右見て、左見てのシールを張らせていただきました。小林議員からはそこに足型マークに立って待っても車が止まってくれないというようなことがありましたけれども、そういった対策をし、あるいはこれもなかなか見にくい場所ではありますが、道路の環境等々があり、適切な場所への看板の設置ができにくい場所でもありますが、飛び出し禁止の看板についても南側の方に設置させていただいています。この分については、北側への設置というのも検討いたしましたけれども、北側は狭い歩道でありまして、その歩道に立ててしまうと、その歩道の通行に支障が来す等々もありまして、北側は見合わせた状況でございます。

それと、先ほど申された中尾区の保護者の皆様等々から要望書がというようなお話がございました。議会の方には既に出されているということではありましたが、実は8日の日に町長の方に直接要望書をお持ちいただくということでお話が来ております。具体的な内容は今小林議員

の方からご紹介がありましたので省きますけども、要望書をお出しいただくとともに先ほどの交通量等の調査結果等々をお話いただき、また町の方では道路の環境等々をお話ししながらお互いの意見を交換して、お互いにその現状を理解し合った上でその後の対応を具体的にどう進めるか検討していく必要があると思っております。

それで、次の段階になろうと思っておりますけども、関係が本町であれば学務課、建設課、総務課といった内部の連携が必要でありますし、その調整の上でさらなる交通安全対策の評価に向けては県道の管理者であります熊本県の菊池地域振興局や、規制等を行っております、あるいは信号機の設置に向けて県の公安委員会につないでいただきます大津警察署といった関係機関との協議が必要と思っておりますので、要望を受けた次の段階でそういった取り組みを考えているところでございます。その内容がある程度また整理されていきますと、また地域の方にその状況をお知らせしながら順次進めていくというようなことであろうかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 保護者からの要望でまた今後進めていくということでしたけれども、今中尾のところもそうですが、ほかのところでもいろんな要望が出されますよね。そのときに菊池の振興局や警察、また役場、合同で現地で確認したりということは何のくらいされているのかということと、特に優先順位の高いところでもかなり長い間懸案になっているところ等がありましたら、二、三、教えていただきたいと思っております。花立の方は改善されたということでお聞きしていますけれども、ほかにあるのかどうかという点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） まず、第1点目の合同関係機関、町、あるいはその道路管理者である国や県、それから交通規制等を行う大津警察署、最終的に県の公安委員会、熊本県警察の方になりますけども、そういった合同の協議の場を設けているかということですが、これまではそれぞれの道路管理者の違う場面があったりしておる関係もありますので、事務レベルでは電話等々で状況をお話しして、あるいは対策をお聞きしながら、どういうふうな方向で進めるかというのは相談しておりますけども、現地で立ち会って具体的にどうしようかといった定期的なその協議の場っていうのは今まで設けておりませんでした。そういうこともありますし、また実際はなかなか難しいとは思っておりますけども、今回の機会を受けてそういった場所の協議の場を設けていくといった手法をとっていくことができれば、より菊陽町の安全対策が向上できるのではなかろうかと思ひ、申し上げたところでありますし、今回の件については特に協議の場を設けていく方向で、より強く関係機関に呼びかけていきたいと思っております。

次に、懸案となっている箇所はというようなお話がありました。

例えば信号機の要望とかあっている箇所とかが特に光の森等々を中心としまして交通量が増えておりますので、信号機と信号機の間側に道路の4差路の交差点が入っておったりする場合



など、なかなか横断歩道だけでは渡りにくい、車も出にくいといった箇所が幾つかありまして、そういった箇所の信号機の要望等もあったり、例えば沖野区の子どもたちが西小学校に向かう中で県道を渡る際に横断歩道しかないので、ここも交通量が多く、できるなら信号機を設置していただきたいとかといった要望もあったり、下津久礼区の子どもたちが県道辛川鹿本線を渡って中部小学校の方に行きますけども、そこにはなかなか横断歩道を設置できない状況の中で何らかの対策が要るのではなかろうかといった言えば切りがないような状況もありますけども、そういった状況の中でできることをやっていくということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） いろんな箇所がありまして、ほとんど子どもたちに関係するようなところもあるのかなと、沖野とか下津久礼とかお聞きしましたけれども、1つは信号機の場合は県に要望するというので、ただ県の段階では最近の熊日ではもう新設はなかなか厳しくていろんなところを補修したり交換したりしかできないというような記事をちょっと目にしたんですけども、そうであるならばその町、もちろん要望しながら町として子どもたちが安心して通える、また子育てしやすいまちづくりで何ができるのかという疑問があるんですけども、町としてはその道路によって区分されているということも限界もあるかもしれないんですが、それではその看板を置くだけしかできないのか、もう一步突っ込んでその歩道とかの整備とか、そういうところまでしないと実際問題はなかなか進まないのではないかと思います、その点は町長どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この信号機、あるいは歩道といったものについては、これはもう警察を通して公安委員会の方にしないと、非常に一方ではこの車を規制する形になるものですから、その辺警察の判断っていうのが非常に重要になってくることでありますけども、やはりその現地、7月にそういう関係者、特に県あたり来ていただければ非常にありがたいと思いますけども、そういった中でどういう方策ができるかというのはその場所場所で十分検討していかなければ分からないことでありますけども、子どもたちの安全を守るという意味から申しましてその辺十分できる、どういうことができるかというのは十分共通理解をしながら取り組んでいきたいというふうに考えます。やはり主体的には道路管理者のそういう責任があるということでもありますけども、そこへ言っても県全体で見ればなかなか順番が回ってこないというような事情もありまして、そういう場合、町としてどういうことがとれるかにつきましては7月にそういう集まりもするということでもありますので、その辺で十分検討してみたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、3番の信号機の設置や歩道と車道の塗り分けなど要望、計画しているところはって書いてありますが、今の答弁で大体一緒なのかなというふうに思います

けれども、私たち共産党の県議も県議会の中で子どもの安全のために信号機とともにそれに準ずる、例えばその車道と歩道を色分けするソフト分離とか、あと目立ちやすい看板とか、そういういろんなのにもっと財政的に重点的にやるべきではないかというのを取り上げています。引き続き、県の方からも来ていただいて、町と一緒にそういう取り組みをしていただくようこちらでも要望していきたいと思います。

特に私はこの役場を帰りに見ていますと、ほとんど帰るときは幼稚園から帰ってくる子どもさんたちを待っているお母さんたちが非常に多いんですね。この役場の周辺もそうです。もう出るとお母さんたちがたくさんいらっしゃって、非常に子育て世代が増えてて、子どもを育てやすい安全なまちづくりというのが非常に求められているというふうにも思っています。

それと、このこういうふうな要望をされているお母さんたちは30代、20代のお母さんたちですけれども、そういう若い世代の特に子育てをしている世代の意見をしっかり聞いていくということが菊陽町のまちづくりを考えていく上でも交通問題だけではなくて私は今非常に大事ではないかというのをすごく感じています。お母さんたちはそういう子どもを育てる目線でいろんなことを感じておられます。自分たちのところだけがよくなったらそれでいいという考えではなくて町全体が子どもたちを安心して育てる、そういうまちづくりを、そして自然と環境も大事にしている菊陽町なので、そういうのも魅力があってお住まいになっているということもありますから、こういうのをきっかけに全体のまちづくりというところでも20代、30代、若い方の意見をどんどん吸い上げるような私たち議員もそういう役割を果たさないといけないし、行政もそこに努力をしていただきたいなということを思っています。

それでは、町長の方に要望とかもされるとお思いますのでしっかり議論していただいて、少しでも要望が改善できるように求めて次の質問に移ります。

次は、地域の経済の活性化についてです。

1番に、生活に密着した公共工事の計画はということで上げていますが、ちょっと先ほどの通学路に関連して2009年度まで50年以上も続いた道路特定財源というのがあったんですけども、その中には通学路の整備とかというのが掲げられていたんですが、しかし実際には歩道整備には数%の予算しか回っておらず、歩道整備とか防災対策の強化とか、地域の住民を守る地域密着型の公共事業という点では非常に不十分だったのではないかなというふうに思います。そういうのが前提にありながら菊陽町、この間、富永町政の時代から予算の4分の1は公共土木費などで非常にまちづくりをされてきていますが、ほとんど下水道の普及率も県下でトップぐらいですよ。もうほとんど終わっているという中で、これから生活に密着した公共工事はどういうふうなことを考えていらっしゃるのか。先ほどお話ししました通学路とか、そういうのも1つだと思いますし、また高齢者の方が安心して住める、障害者の方が住める住宅等々も今後の課題ではないかというふうに思っています。

また、人口増に対応した学校の問題などもあります。特に今後予定しているところはどこかというところかということと、あと地元優先発注の考え方は2番に上げていますが、一緒に

お答えいただきたいと思いますが、これを書きましたのは、これは特に大手とか、中堅のところの業者の問題ではなくて、実際働いている大工さん、塗装の方、中小零細企業とか、個人で自営されている方、そういう地元の業者の方ですね。非常になかなか単価が切り下げられて厳しくなって生活も大変だということでもこの間も公契約条例の請願が出たり、町へも要望をなさったりいろいろしていますが、そういう実際働いている方への地元で頑張ってもらいたい、また大工さんでもなかなかもう今の生活では後が継げない、後継者がいないという問題等もありますので、この辺についてまず今の町の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、生活に密着した公共工事の計画はについてのご質問にお答えいたします。

生活に密着した公共工事と申しますと、まず道路の整備があります。今年度の事業としましては、八久保片彦瀬線、杉並台団地内道路、八久保1号線、新山1号線、また通学路でもあります武蔵ヶ丘団地20号線のカラー舗装、三里木北地区狭隘道路などの整備、それから橋梁の長寿命化計画、修繕を含む道路維持工事などがあります。

住宅関連では、現在光団地を建て替えておりますし、その後は古閑原団地も建て替える計画でございます。また、今年度は長寿命化計画を作成することとしております。

下水道事業では、公共汚水ます設置やマンホールかさ高調整、更新、菊陽第二土地区画整理事業地内での区画道路築造に伴う污水管や雨水管の施設を継続して実施しております。

農業集落の生活基盤整備関係では、新町井手の改修、県営事業の上井手と下井手の改修を進めております。主なものは以上です。

続きまして、②も一緒にとということでございましたので、地元優先発注の考え方はについてのご質問にお答えいたします。

公共工事等の入札は、地方自治法第234条の規定による一般競争入札が原則とされておりますが、契約の履行が確実になされるか不安があり、また手続が煩雑で時間と経費がかかることから、資力、信用その他についてあらかじめ適切と認める特定の者を指名する指名競争入札が全国の地方自治体の中で多く用いられております。町におきましても、発注します建設工事のほとんどで指名競争入札を用いております。町には約800の入札参加資格者名簿登録者がいますが、この中から公平性を基本としつつ工事の種別や規模、業者の経営に係る状況、工事の地理的条件、工事の技術的特性、受注状況など、また同時に町内業者育成という大変重要な事項も考慮し指名業者を選定しているところであります。

以上のようなことを踏まえ、町が発注します建設工事で、例えば土木一式工事の指名に当たっては土木工事一式を第一に希望する町内業者を中心として指名を行っております。平成23年度の土木工事一式と舗装工事に係る指名競争入札は50件ありましたが、すべて町内業者を指名しています。

建築工事につきましては、その建築物の種類や規模に応じて町内業者を優先的に指名するこ

とを基本としつつ、菊陽中部小学校の改築や光団地の改築など、大きな工事につきましては全国の大手の業者、県内の業者、あるいはJVなど、町外の業者を指名している状況もあります。

また、工事ではありませんが、樹木等の管理業務につきましては町内業者を指名しておりますし、物品の調達、役務の提供につきましても町内の業者を指名している状況があります。いずれにしましても、入札及び契約の基本は公正な競争と適正な施行の確保でありますので、町内業者育成という中にもこの点を踏まえながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町内の業者の方を優先しているということで、それはいいんですけども、その後その人たちが大体自分たちで皆さんされるのか、それともまた下請とかを雇っていらっしゃるのか。その下請とかになった場合、労務単価とか非常に私が実際聞きますと15年連続で引き下げられている状況の中で非常に以前は、この前阪本課長も聞いていただいたと思いますけれども、1日1万9,000円とかしたところもあったけれども、今はもう1万2,000円ぐらいということで非常に厳しいという話があるんですけども、町としてはそういう下請とかも町内なのかとか、そういうところの指導とかは全然しているのでしょうか。それとも、そこはもう落札された業者任せなんでしょうか。その点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 公共工事の下請ってということでございますけれども、下請っていうのは実際多々ございます。例えば土木一式工事で受けたとしましても、やっぱり特殊な工事もございますので、そういうものについては下請は一般的にあっております。その中でどの程度の賃金っていいですか、金額が確保されているかと申しますと、法律上は最低賃金法の中で地域別賃金というのが定められておりますので、当然それは受注業者としては守られているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それは発注元である役場の方で確認っていうのは今まではそこまではしてないのでしょうか。しているのでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） 私の知る範囲では確認まではしてありませんが、場合によってはしている場合もあるかと思いますが、私の方では今のところ確認していません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私が取り上げている地元業者っていった場合は、もう個人の本当に下請、零細というか、そういう技術はあってもという方なので、やっぱりそういう人たちの生活

を守るというところでこの問題についてはまた引き続き取り組んでいきたいと思います。公契約条例や住宅リフォーム助成制度はその関連もありますので取り組んでいきたいと思います。

それでは、3番の県内でも住宅リフォーム助成制度を取り入れる自治体が広がっているが、町でぜひ導入をとという質問に移りたいと思います。

この点については、今まで議会の中で2回ほど住宅リフォーム制度、やはり地域の経済を活性化させるということと、今景気が落ち込んで、非常にそういう零細の業者の方の仕事を確保するという面からもこの提案をしてきましたが、菊陽町ではなかなか町全体が新築ラッシュでもあるし、また個人の資産形成に資するから厳しいというような意見をいただいていたんですけども、この件について県内の状況や、またこの効果がいかに上がるものなのか、町内で役場の中で集団で検討は今までされたことがあるかどうか、この点についてお尋ねしたいということと、あと今の時点で住宅リフォームについて町でどのように考えておられるのか、お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） ただいまの質問についてお答えします。

ここ数年の現状につきましては、全国の自治体で住宅のリフォームに関する補助制度が広がってきており、東北地方を中心とした自治体で多く実施されていることは把握しているところであります。県内におきましても、条件等の若干違いはありますけれども、一定額以上の工事を地元業者に依頼して行う場合、工事費の一部ですが、10万円から50万円を補助する自治体や地域内で使用できる商品券での補助をする自治体がありますことは確認しております。これらの自治体の制度創設の目的を見ても、小林議員の質問にもあります地域経済の活性化はもちろんです。定住対策の一環や住環境の向上を目的の一つに掲げられておられる自治体が多く見られております。実施されている自治体では、事業に対する目的は達成されているものと思われま。

現在、菊陽町では、福祉あるいは医療制度関係施策としての住宅改造費に対する補助制度、環境対策関係での太陽光発電システムや太陽熱温水器の設置に対する助成制度、また耐震診断、耐震改修に対する補助制度を設けております。小林議員の質問にあるような趣旨での住宅リフォーム助成制度はありませんので、導入することにより関連する地元業者育成に対しては効果があると考えますが、リフォームにより助成を受けられる方と新築あるいは改築される方との均衡の問題、また特定の業種だけが恩恵を受けるというバランスの問題、さらには財政の問題があると考えております。町としては、先に述べました事業等の補助制度を推進しているところであり、当面は導入する計画はありませんが、助成制度を行っている自治体が全国的に増えてきておりますので、この状況をしっかり把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、説明がありましたけれども、今日は個人の資産形成に資するから

だめというのはなかったんですけども、それはもうないんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 個人の資産に関することでもあるというのは認識はしておりますけれども、全国的に全国の自治体からすると約500の自治体がこの制度を行っておるということを知っておりますし、今後こういう制度がどのように広がっていくのか、そういったものをじっくり把握しながらどのようにするかというのを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、個人の資産に資するからだめって言われてた以前の答弁は少し後退しているということだとらえていいのかなと思います。私が思うのはやはり太陽光発電なども結局は個人の資産に資するだけけれども、そういうところは認めてるのにこの住宅リフォームはだめっていうのはちょっと整合性がないんじゃないかっていうのを質問したかったんですけど、今日はそこは明確におっしゃらなかったんで随分変わってきたのかなというふうに思いましたが、あと一つは新築の住宅が今非常に件数が菊陽町はほかの町と比べて、ほかの町では住宅リフォームなどの場合は定住対策というのも過疎地などではあるんですけども、この菊陽町はそこは違いますので、実際この住宅着工件数の推移とか、大まかに今分かるでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） 確かに光の森とか、あと民間の開発している開発地がありますけれども、かなり住宅の着工件数は伸びてきているところがございます。件数につきましては、まだ把握はしておりませんが、そういった情報を把握していきながら、今後菊陽町の住宅行政をどのようにするかというところまでいろいろ検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今日は4番と5番の小規模の実施状況はっていうのと公契約については、時間の都合もありますのでもう触れないというか、ちょっと質問は割愛させていただきます。

小規模事業者の登録制度の実施状況はホームページ等でも出されているかと思っておりますけれども、書類等が手続するときにもう少し簡潔にしていきたいと思いますという要望がありました。

公契約条例については、これは引き続き今検討中の課題ですので、この問題についても引き続き取り組んでいきたいと思っております。

3番の住宅リフォーム、ちなみに県内ではどういうところがしているかっていうのを少しご紹介したいと思います。水俣市はやっぱり環境に配慮した住宅の普及っていうことで、ここは

非常に上限額が大きくて150万円まで、八代市は八代産材の需要拡大と振興で、ここは新築も上限20万円、リフォーム、増改築は10万円、玉名市はやっぱり定住人口増加策っていうのがありまして上限が100万円、これは購入価格500万円以上の住宅を取得した場合、それから住宅リフォームは上限50万円、天草市はリフォームは工事金額の10%で最高30万円、山鹿市がリフォーム工事費用の10分の1で上限20万円、65歳以上の高齢者が居住する住宅は30万円、上天草市は工事総額の10分の1で20万円、多良木は工事費の20%以内で上限20万円、人吉市はリフォーム工事額の4分の1で20万円が上限、長洲町は工事費用の100分の10で上限が10万円、南小国町も保障、補助対象工事の10%で限度額が10万円ということです。

私は今度委員会でもぜひちょっと皆さんに提案をして、この佐賀市の佐賀は県も住宅リフォームを取り組んでまして佐賀市も取り組んでいます。県は基本助成が20万円で、加算助成っていうのがあるんですけども、それが20万円、40万円、プラス佐賀市の事業は50万円以上の工事に対して15%補助で上限が20万円ということで、もちろんその市内に在住する事業者がその事業を請け負うということです。主に対象事業というのはどういうものがあるかっていうことなんですけど、佐賀市が佐賀県や市が非常にいいなと思うのは幅広い事業になっています。屋根のふきかえ、塗装、外壁の張りかえ、床の張りかえ、畳の表がえ、取り替え工事、ほかまだありますけども、そういう事業があって、市の予算は佐賀市で3,600万円です。規模もありますけれども、そういうお金をして経済効果が非常に生まれているということですね。佐賀市も最初担当課の方では需要があるのだろうかとか、個人資産の形成になるのではないかとということで非常にちゅうちょされていたみたいですけども、2011年9月議会で予算を可決して、10月20日に受け付けを開始して2カ月間で949件の申請があって受け付けが締め切りになったということで、実際の工事総額が13億4,000万円、経済波及効果、いろいろそれに伴った効果がどういうふうにあるかっていうことですけども、23億3,000万円というような調査です。私はぜひ委員会でもこういうところを視察に行って、菊陽町でまた取り入れられるところがあればぜひ取り入れて、やはり先ほどお話ししましたように非常に自営等、本当数人で仕事をしている、1人で大工をしている、そういう塗装をしている、仕事がないという相談をたくさん受けますけれども、やっぱりそういう人たちの活性化を図るとともに地域経済の活性化にもなる住宅リフォームについて今後とも提案をしていきたいと思えます。

これをもちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時56分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君、一般質問を許します。

○17番（梅田清明君） こんにちは。

おととい4日に南部は梅雨入りしました。熊本も昨日まで雨が降り、梅雨入りかなと思っていたら、今日はすばらしい天気になりました。台風の影響だったかもしれませんが、去年は6月5日が梅雨入りでした。今年もあと何日かすると梅雨入り宣言するでしょう。

さて、今回の質問、通学路の総点検は。登下校中の子どもたちを巻き込んだ交通事故が後を絶ちません。先月末には文科省、国交省、警察庁が都道府県教育委員会に通学路の総点検を要請しましたので、全国の自治体、議会で90%ぐらいの確率で通学路の総点検を質問されることと思います。今議会においても何人か質問をしているような状態でございますけれども、私も通告どおり行っていきたいと思います。

〇〇〇—————（取消し）—————

—〇〇〇

（16番小林久美子君「梅田議員さん、産業建設でもしてますよ」の声あり）

〇〇〇—————（取消し）—————

————〇〇〇

（16番小林久美子君「梅田議員さん、産業建設で去年取り上げてます」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 静粛にしてください。

○17番（梅田清明君） では、行きます。

最近、児童の集団登校、下校中に車が突っ込み、負傷した事故が頻繁に起きております。先日も京都府亀岡市でも10人もの死傷事故が起きています。大変痛ましい事故でございました。菊陽町においても事故が起きております。菊陽町の第5期総合計画、第3章交通体系の充実の中の基本方針の中にこう書いてあります。だれもが安全で暮らしやすい町とするため、広域的な道路ネットワークの形成、歩行者に優しい生活道路網などの整備、さらには利便性と効率性を両立する公共交通体系を構築しますとうたっております。だれもが安全で暮らしやすい町にするため、歩行者に優しい生活道路網などの整備と書いてあります。菊陽町の小・中学校の通学路の安全対策、通学路の総点検はしているのか、危険箇所の総点検はしているのか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問に学校の通学路という部分でお答えさせていただきたいと思います。



町内すべての小・中学校では、点検者や点検の時期など取り組みは若干違いはありますが、学校、保護者、地域の方など年度当初に実施している状況です。事例を申し上げますと、菊陽中部小学校ではPTA地区委員会が例年5月中旬から6月上旬にかけて点検を実施されております。児童にとって危険だと思われる箇所を地区別に調査し、学校に報告されております。また、学校はその報告を受けて危険箇所の確認、調査を実施した上で菊陽中部小学校安全マップを作成して、児童への安全指導の実施や各家庭に配布しまして周知しております。

また、武蔵ヶ丘小学校では例年4月のお見知り遠足、家庭訪問時に学級担任が安全点検を行いまして、安全教育担当教諭が危険箇所を集約し、各学級において学級担任から通学路の危険箇所を伝え、安全指導を行っております。

また、教育委員会としましても、町の校長会や教頭会など、機会あるごとに通学路の安全点検確保について指導をしておるところです。

また、通学路の点検につきましては、朝の答弁と重なる部分はございますが、さらに町の対応としましてスクールパトロール隊により全町を対象として通学路の点検や登下校のパトロールを実施しております。また、スクールパトロール隊員によりまして危険箇所などを調査した成果としまして、これは本年できたわけですが、各小学校安全マップを作成され、各小・中学校へ配布する予定であるというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 昨日の吉山議員の通学路に関して答弁で各学校区ごとに毎年点検していると、6月か7月に安全マップができるということで今課長が答弁したと同じかと思えますけれども、その中で危険箇所はどのくらいあるのか、また対策をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この答弁につきましては、学校、教育委員会で把握している学校からの吸い上げの危険箇所ということでご承知おきいただきたいと思います。

危険箇所の把握につきましては、通学路の安全点検で申しましたとおり、学校、保護者、地域の方での点検を実施しまして、学校が集約をしているという部分でございます。箇所数ですが、教育委員会で把握しております部分としまして、通学路の危険箇所が65カ所、それから通学路以外ということで20カ所であります。内容は、道幅が狭い、歩道がないなどの道路構造によるもの、それから交通量の多い、それから車両のスピードが出ており危険、また横断歩道がないなど、交通規制によるものなどに分類されるというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今、課長の答弁では危険箇所が65カ所と、そのほか20カ所ということで大変数多く調査されているようでございます。

3番目の県道337号線の旧57号線、中尾入り口に押しボタン式信号機設置をと通告しておりますので、これについて質問させていただきます。

中尾入り口に押しボタン式信号機設置をとしておりますが、6年前、平成18年6月議会一般質問でも取り上げています。当時、北小校区青少年健全育成協議会において中尾の入り口はカーブになっていて見通しが悪く非常に危険であるから信号機設置をと質問しております。町長答弁では、中尾入り口は最近交通量が非常に多くなりまして、道路を横断する場合、特に子どもたちが横断する場合に非常に危険性の高いところであります、平成12年にも要望しているが、今月中にも大津警察署の方に要望書を提出したいと述べられています。確かに県道でもあり、信号機設置については県の管轄ではございますが、12年も前から要望してつかないということはどういうことですか。昨年の11月7日、学校帰り3時50分に事故が起きております。2年生の男の子でございますが、鎖骨1本、大腿骨1本折れて肝臓打撲ということで4カ月弱入院されました。親御さんは、死んだかと思われ、病院は子どもが体がやわらかいから助かったのでしょうかと言われたそうです。6年前に一般質問したときに信号がついていれば今度の事故は防げたと思われまます。信号機設置が県の管轄であったとしても、要望して12年もつかないということはあり得ないと思います。早急に要望し取りつけていただきたい。このことにつきまして町長の答弁を求めます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 町長にということでございますけれども、交通安全施設にかかわりますことでございますので、総務課長の私の方からお答えしたいと思います。

確かに先ほどの午前中の答弁の中でも危険性についてお話がありましたし、現状につきましてもカーブ、それから50キロの速度制限規制の中での状況、それから通学路となっている部分等々で先ほど学務課長の方からもありました危険箇所の一つと思われまます。65分の1であろうが、その危険度合い等もあろうかと思われまますけれども、町といたしましてもできれば子どもたちの横断歩道の通行のために信号機が設置されれば、より安全で子どもたちが通学できるという箇所ではなかろうかと思われまます。ただし、町長の方から午前中もお話しされましたように道路は基本的には車両がスムーズに通行するため、あるいは交通安全の上で必要な場合に道路の規制等が加わって行って、最終的には歩行者の安全、あるいは自転車、単車等の安全が確保されていくということで、午前中申し上げましたように子どもたち、高齢者の方、障害をお持ちの方等々の交通弱者と言われていた方たちの安全を守ることが基本的な交通安全対策の方針ではあろうかと思われまます。

そういうことで、また信号機の設置につきましても、危険箇所の中には信号機を設置すればより安全が確保できる箇所がほかにもありますし、ほかの場所等も含めて午前中申し上げましたように何年もたつてまだできないというようなご質問の内容ではありましたが、国道、あるいは県道、町道、その交通事情の中で、より適切な場所に信号機をつけて、歩行者の安全を図るための、あるいは交通渋滞等が起きないように中での対応というのは総合的な視点

で考えていく必要があるものもございますので、さらなる信号機の要望については大津警察署を通じて県公安の方に働きかけていくという姿勢は現段階においても変わらないものでし、今後も取り組んでいくところであります。

また、小林議員のご質問の中にもあそこの信号機の設置とともに、あるいは歩道の設置、あるいは交通規制等でのさらなる交通安全対策的なものでの提案もいただきましたし、要望いただく中でもそういったものもお話の中に出てくると思っておりますので、最終的にはその道路管理者であります熊本県菊池振興局の土木部の方になろうかと思っておりますけれども、と、それから交通規制、信号機等の設置に向けて要望していきます大津警察署等との協議を進める中で安全対策の強化ということを図っていくということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 午前中、小林さんの質問で相談者が同じで同じことでもう大変しにくいんですけども、確かに信号機は県の管轄だけでも、今議会にも中尾の区長及び中尾保護者代表、北小学校長、PTA会長連名で要望書が出ているでしょう。保護者間で交代で旧57号線中尾入り口付近で児童の登下校中に熊本方面、大津方面の車の通行量を計っておられます。それによりますと、朝毎日の平均が523台、夕方392台の車が通過しております。1分間に朝17台、夕方13台と通過する計算になります。中尾入り口付近は緩やかなカーブになっていて、少し下り坂でスピードが出る場所です。止まってくれた車は2日間で2台だけ、登校中並んでいても止まってくれないということです。このような状況だから信号機設置を要望しているのでございます。確かに信号機は県の管轄かもしれませんが、町からの要望、熱意が県を動かすことができるのではないのでしょうか。12年前から要望してできない、これは熱意の問題だと思います。この北校区の区長会の陳情書、区長会会長が紫藤恭弘さんで、中尾の区長、元議員ですね。この人の連名で平成13年5月1日に陳情書が出ております。この交通体系の整備、信号機の設置を一番に掲げてあります。信号機の設置を6カ所と、場所は明示してないけれども書いてあります。そのほかのいろんな項目がこれ陳情が載っておりますけども、大体もう実施されているというか、出てきているわけです。信号機だけができてないんですね。そういったことで6年前にも私一般質問しましたけれども、やはり県にどれだけその熱意を持って訴えるかというのが私は主眼じゃなかろうかと思うわけですね。その点、町長はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この交通安全施設につきましては、もう梅田議員さん十分ご承知のとおりだと思いますけれども、菊陽町、非常にこの都市化する中で交通量が増えまして、いろんなところで交通安全施設の必要性というか、出てきておるところでありまして、毎年大津警察署を通じてそういう継続でこの陳情をしておるような今の件も含めてあるところでありましてけれども、午前中、小林議員の質問でも答弁しましたように、今回特に実際その子どもさんが事故に遭って4カ月の重傷を負われたということでもありますので、そういう関係者寄りながら十分

また詰めまして、今回出てまいりますそういう要望書、地元からの要望書あたりもつけて、また警察の方に要望していきたいと思います。この熱意がと言われますけども、やはり最終的に先般の新聞にも県の信号機の予算が非常に予算の措置が少ないと私も感じております。特にそういった中で、もう古くなったものを新しいのと取り替える、そういうようなことも発生しているようなことがありましたけども、やはり命にかかわる問題でありますので、その辺また十分しっかりと陳情をして、またそういう実情を訴えながら、また要望したいと思います。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 確かに県の管轄ですので、県に陳情する以外にございません。その点はどうかよろしく願いいたします。

それと、これは学務課及び総務課でもいいんですけれども、これは西原村の山西小のPTAのスピードを落とさせて危険箇所には張ってある、大きいのを張ってあるわけですね。こういったことや止まれの看板をさんさんに行くところは3本ぐらい張ってありますけども、要するに目立つようにして、みんな車が用心するようにこういうのをつくって当面信号機がでくるまではこういうのをつくって車に注意を促すというか、そういうこともお願いしたんですけれども、これはここだけじゃないです。この後の問題にも関連しますけれども、その辺どうか答弁の方よろしく願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいまのご質問にお答えします。

先ほども申しましたし、午前中の質疑の中でも若干小林議員の説明、あるいは私の答弁の中に若干盛り込んだつもりではありましたが、信号機の設置が一番であろうという基本的な姿勢がある中で歩道の設置、あるいは速度規制、あるいは指示標示、あるいは警告の看板等々いろいろあるかと思っておりますので、それらも含めた中で県の道路管理者と、それから警察の方と協議していくということで申したつもりでございます。そのこの県道の状況は狭い中で北側の歩道も狭くて南側の歩道の確保もなかなか用地買収等が関係してくる場所等もあるようでございまして、厳しい状況はあろうかと思っておりますけども、短期的にできるもの、それからそれについては午前中も申し上げましたように総務課でできる小さな取り組みではありましたが、足型マークの止まれのシールを張ったり、飛び出し注意を看板を立てたりはしましたけども抜本的なものではありませんでしたので、今申しました標示等の部分の取り組みについてはできることをこれから協議していくということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） この先横断歩道、スピード落とさせて、これ山西小PTAって書いてあるからPTAでつくっているかもしれませんが、その辺は調査されてできるだけ措置されるようによろしく願いしたいと思います。

次に、柳水農免道路、先日死亡事故があった交差点の安全対策はって通告しておりますが、

先日5月16日水曜日午前11時20分に単車とトラックが衝突しました。単車は車の下敷き、単車の運転手は即死、大変痛ましい事故でございました。運転手の女性は私の部落、それも組内でした。しょっちゅう顔を合わせている人が即死とは何ともやりきれない気持ちです。そもそも私はこの農免道路が完成したときに柳南橋を初めて通ったときに何やこれと思ったことは私一人ではないでしょう。橋をもっと右、こっちから行けば左に15度ぐらい振るとれば交差点も直角になってよかったですと思いますけど、あそこは直角になつたらんわけですね。そもそも道路交差点は直角だと執行部は常々言っているではありませんか。なぜあのような角度の柳南橋になったのか。なぜあのような交差点になったのか。私は今度の事故は人災だと思っている。町執行部は今度の死亡事故のあった交差点、安全対策はどのように考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 町長にということではありますが、道路状況についての現況ということでございますので、総務課長の方から申し上げたいと思います。

今、話がありましたように南北に走る町道南方大人足線がございますけども、ここが柳南橋から北に向かう道路でございます。片側の幅員が3.9メートルの2車線道路であります。また、西側に2.2メートルの歩道を設置しております。なお、ここも速度制限がございます、時速50キロの制限となっております。交差点の事故の現場に向かいますときに、ここはこの先交差点を示す看板と交差点ありの路面標示がありますので、それを見ていただいて交差点に入っていくようにお願いいたします。一方、東西に走ります町道古閑原馬場線は幅員が5.2メートルの1車線道路でありますので、止まれの看板と停止線及び止まれの路面標示がございます。なお、柳水から馬場に向かう止まれの看板は夜は点灯式としており、馬場から柳水に向かう止まれの看板はこれは両面に設置されている状況もございます。さらに、交差点内には十字路交差点表示の路面標示があり、夜には若干弱うございますけども点滅による注意灯が設置されております。このような状況の中で、昼の明るい時間帯での事故でもありましたので、建設課と総務課とで現地を確認し、停止線及び止まれの路面標示がやや薄くなっておりまして、早急にその補修については行ったところでございます。

なお、直角の交差点がより好ましいというようなことがございました。建設課の方で道路の整備等々を行っていきますけども、基本的なその方針で整備していきますが、接続点、あるいは用地交渉等々の点、もろもろの状況の中でやむを得ず直角でない道路交差点が発生する場所もあるかと思えます。中尾も中尾入り口のところも県道が若干曲がりくねった先に歩道があるというような状況でもありますし、すべての道路を直角にするということは大現実的には厳しい状況はあろうかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） すべての道路は直角にすることは現実的に厳しいと。今現在道路をつく

っているときには直角にというのが基本で全部つくっているわけですね。あそこは圃場整備でつくったというふうに聞いておりますけれども、何であと15度左に振れなかったのかと、それがもう地権者の了解がとれなかったのか、なぜああいう角度になったか。私あれできてから何年になるか知らんけども10回は通ってませんよ。もう余り通りたくないもん。そういった状況であれ15度左に振っておればあの俵山のトンネルでも途中でカーブで曲がとつとですよ。そういう今の建築のあれができて、あれを15度振っておれば直角で両方からも見えるわけですね。あれは斜めから行くけんが草が生えとればもう見えずにそのまま行って事故が起こったと。この死んでから一たん停止したのせんのということもあるかもしれませんが、やはりそういう事故が未然に防ぐようにやるのが行政のすべきことじゃないかと思うんですけども、なぜあんなふうになったのか、当時の状況を知っている方はちょっと教えてください。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） じゃあ、当時原水の圃場整備と今おっしゃっております柳水の農免道路とおっしゃいましたけども、まさしくあの道路は県営事業で圃場整備とあわせて菊陽バイパスから原水台地をつなぐ農業用道路としてできたもんですから、南方があの場所でないと圃場整備地区内を通そうということで、それと北側についてが柳水の公民館あたりがありますので、そこを避けて家がないところを通したためにああいうふうになったと思います。当時は、農林業用揮発油税見返り道路ですか、ということで農業用道路ということでできたと思います。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 確かに基盤整備農業用道路かもしれんけど、光団地のところはあのままがいいんですよ。あれから先を15度左に振るとれば柳水の公民館のとこさん真っすぐ行って直角の交差点ができていわけなんですよ。それ指導を何でしなかったのかっていうのが私の疑問ですたい。もう写真撮るとぐつと曲がとつとですよ。当時の担当だったんですかね。もう少しちょっと。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 担当というか、圃場整備もその今言いました南方農免道路と言っていましたけども、両方とも県営事業で行われておりました。町は耕地課だったと思いますけど、耕地課が換地のお手伝いとか、農免道路については柳水の公民館から北については直接買収ということでしたので用地買収あたりを県と一緒にやったところでございます。その角度についてはやっぱり多分その構造、警察協議あたりはちょっとしてあるか何かはちょっと町の方では分かりませんが、言うならば原水地区のできた農産物をカントリーエレベーターに運ぶとか、そういった役目をするというのでできたと記憶しております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） あの道路ができたおかげでソニーとかいろんな工業団地ができておるわ

けですね。その点の恩恵は感じるんですよ。けれども、あの15度ですね。15度左に振っておれば、こんなすばらしい道路はなかったと思うんですよ。問題はそこの地権者が圃場整備に反対してなられたというならまた話は別ですよ。その辺がちょっと私も分からんもんだけん。もう皆さんも1回あの道路を通ってみられたらいいと思います。何でこんな道路ができたんだろうと。だから、私はもうできてしまってからいろいろ言うたらいかんけん今まで10回は通つたらんというのはそのため。けども、今度死亡事故が起きたけん今度取り上げて言いよるわけなんですよ。そのときの地権者は左の方は圃場整備にはかたんなはったんですかね。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明議員に申し上げます。ここ質問通告外ですので、次の質問に移ってください。

○17番（梅田清明君） 通告外って、農免道路って通告しとつとですよ。農免道路は圃場整備できとるけん、その辺の角度とか何であんな道路になったのかば質問しよつと。通告外って言わるとしゃが何も言われんごんなるけん。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 私の方は直接の答弁、回答にはならないと思いますが、道路構造上の設計の話をちょっとさせていただきたいと思います。

要は、今お話聞かしまして圃場整備の換地の問題で土地の地権者の合意形成、これに伴って今の道路のタッチ、起点、終点関係が決まって、そして跨線橋の線形が決まっているのかなと思います。それが今建設課長の方が答弁されたことだろうと思います。私、これ見まして思いますのは、設計上はまず道路構造例という部分がございます、これで直線、平面線形、これはカーブにしろ、カーブをつくっていくという部分がどうしても出てきます。直線でなくてですね、条件が決まりますので。ここが多分60キロか80キロの設計速度の多分そういう設計だろうと思います。そうしますと、平面線形上、カーブの半径何メートルというのがおのずから指定されてきます。それをクリアするというのがまず設計の条件になってきますので、そういうことをまず平面的にはクリアされているだろうと。

それから、今度は縦断的に申しますと、これは跨線橋ですので低いところから線路をまたいで高い部分に行きまして、また低く戻っていくと。そういうことで視認距離、要は車で運転していっておりますと急に高くなりますと前が見えなくなります。また、反対に高いところから下がるときに、また前が見えない状況が出ます。これも視認距離が指定されております。何メートル以上とりなさいと、設計速度に応じてですね。そういう形の構造的なものをすべて恐らく、恐らくの話です。もうこの当時ですので最近でございますので構造例は守られていると思います。そういう感じでいけば、そういう設計の中で許容範囲の中でこれができ上がってきていると。ですから、地理的な土地の条件は条件として合ってまして、その構造例上の設計の範囲の中でつくられた道路という形だろうと思いますので、あとはやはりつくる側とするとそこを守ってつくるといのが一番大事になってきますので、あとやっぱり交通の法規の遵守という部分にあとは入っていくんじゃなかろうかなと。よりよい形で直角が基本ではございます

が、どうしてもそういう地理的な条件ではそういう設計の条件をのめれば、そういう形をつくっていくということが今もそういう形をつくっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部長。

○産業建設部長（坂本恭一君） 私も当時、この事業認可の段階で若干タッチしておりましたので、一生懸命当時のことを思い出しておったんですけども、完璧には思い出しておりませんが、梅田議員さんご存じのようにこの付近の圃場整備の条件としまして一番北側は当時の県道、今町道になっておりますけども、その東西の道路、それとJRの線路がございます。その角度とこの当時農免道路でこの道路は採択されておりますけども、今のバイパスとの交差角度、それと柳水公民館のところの交差角度、いわゆる南北の角度と東西の県道、それとJRの角度に合わせてなおかつ圃場として圃場整備事業としてできるだけ整形な農地を確保するというのでどうしても直角にはできなかつた。その中で、ただいま学務課長が申し上げましたように道路構造例の基準の中で基本は90度でございますけれども、90度でどうしてもできないときは何度かちょっと数字忘れちゃったけども、その許容範囲というのがございまして、その範囲内であれば当然この辺も設計段階で警察との協議が必要になってまいりまして、警察もこの角度でやむを得ないということで、構造例で認められた範囲内の角度ということで設計してあるような記憶がございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） もうでき上がっているのを何のかんの言っても仕方がないですけど、要するに圃場整備で田ん中の真ん中のところを道路をつくるのにどうしたらいいかというのを一番から設計をすれば、あれを15度振ればきれいにできとったわけですね。それが何ででけんだったのかというのが今でも疑問です。もう時間がありませんので、これはもうまた宿題にしときます。やはり事故が起きたので、こういった看板を設置していただきたい。もう止まれがあるけども止まらん車はいっぱいおります。私もダンプにはねられそうになったんです。かえって向こうが止まるからと安心しとったらクラクション鳴らしてわあっと行くんですよ。そういった状況ですので、でくっだけ止まれを大きくしていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくをお願いします。

時間がございませんので、次行きます。

陳情についてと通告しておりますが、陳情について困っている問題や要望はだれでもできることだし、正式に文書で陳情する人もいるが、区長さんたちは口頭でお願いすることも多いと思います。あるいは議員にお願いして請願として提出されることもございます。1つの問題を請願として出そうが、陳情として文書で出そうが、口頭で出そうがみんな一緒でございます。区長さんたちは口頭が多いかなと思います。役場として課長、もしくは係長が口頭で陳情を受けた場合、必ずメモをとると思います。よって、23年度1年間の陳情数、各課ごと何件あつ



たのか、そのうち何件処理したのか、答弁を求めます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

各課ごとということでありましたけども、各課ごとについてはできる範囲でお答えしたいと思います。平成23年度において総務課が取り扱った町行政に対する陳情書でございますけども、これは28件ございます。その中には、関係市町村に対する一般的、または統一的な要望が3件、あるいは団体運営費等補助金の増額を求める要望が4件、道路、井手、公園の改修や雨水対策などが15件、学童保育施設の増設が1件、文化財の整備が1件、ごみステーション用地の確保が1件、街灯及び信号機の設置が1件、公共施設への郵便ポストの設置が1件、検討委員会の設置が1件となっております。

また、そのほかに口頭などでの苦情や要望などがあり、これは陳情書ということでありましたのでそこまでは事前に調べておりませんでした。昨日そのようなことでお話ございましたので、総務課交通防災係の交通安全施設等で見ましたところ、74件ございます。また、建設課の道路修繕や側溝のふたなどで見ていきますと137件でございます。この中には苦情等の内容も含まれております。また、公園関係では40件でありまして、今の口頭等での苦情、要望などの合計が251件ということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 私は建設課、農政課、商工課、総務課、学務課、総合政策課、福祉課、健康・保険課、介護保険課、下水道課、都市計画課、環境生活課、生涯学習課で全部何件かメモとろうかと思うてから書いてきたんですけども、全部でトータルの251件ということですかね。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ご質問がありましたので答弁させていただきます。

すべての課までの把握は昨日からの分でできておりませんで、特に多いであろう総務課交通防災係の交通安全施設等で74件、建設課の道路修繕や側溝のふたなどで137件、公園関係で40件、以上の合計が251件ということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） そのうち処理されたのは何件なのか、また未処理のその理由は何なのか、お伺いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） まず、冒頭に総務課が取り扱った町行政に対する陳情書についてであります。この中には関係市町村に対する一般的、または統一的な要望が3件ございまして、これは要望として受け入れております。

次に、平成23年度予算、または他の事業において工事費、軽作業、清掃、原材料等で対応したのが要望の一部での処理も含めて4件ございました。次に、平成24年度の予算計上、または調整を行いましたのが、測量設計に入ったものも含めて10件ありました。

次に、関係課や関係機関等とも協議し、関係機関というのは熊本県、あるいは国といったことになろうかと思いますが協議し、対応は難しい、またはできないと回答したものが3件ありました。

最後に、県への要望、または進達したものが3件ございました。

以上が処理した要望などであり、合計で22件であります。

一方、交通安全施設等、あるいは道路修繕や側溝のふたなどの改修、公園関係での苦情や要望についての処理状況であります。この中にはやはり国や県、関係機関等に対して要望、または依頼しておるものも含んでおり、平成24年度予算に計上しているものも含め、何らかの処理を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 時間があれば各課ごとに聞いていきたいと思いましたが、課長は今年もう半分以上異動されて、なかなかその辺把握されてないと思っておりますけれども、去年の7月5日に陳情書、いわゆる入道から南方護川線の樹木伐採と街灯設置、それから大津西合志線の信号機設置が出ておりますけれども、一切手つけてないけれども、街灯とか信号機はそう簡単にいかない。樹木伐採はしようと思えばいつでもできるんだけれども、全然手つけてない。この辺の措置の仕方というか、どのように対応されていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 建設課長が直接の担当で手を挙げようとしておりましたけれども、ちょっと割り込んでしまいました。申し訳ありません。建設課の方に上げられた要望書の中でございまして、総務課の方で受け付けており、コピーを控えており、その対応でございますけれども、今おっしゃったように街灯及び信号機の設置もあわせての要望でございました。その部分については総務課の担当になり、検討していくべき課題と思っておりますけれども、樹木伐採につきましては建設課の方で対応いただき、軽作業で対応済みということで聞いております。もし補足点があればお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 今、総務課長が申しましたように入道区から7月26日に街灯と信号機設置を含めた南方護川線ですか、の樹木伐採ということで要望がっておりますけれども、担当から軽作業という町内の土木業者に1年間お願いしておりますけれども、そちらの方で対応したということ聞いております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 土木業者にして対応したて、私はあそこはしょっちゅう毎日というか、

通るんですけども、ほとんど対応が見られないような状態で、あの下の方は少し刈ってありますけど、もう樹木が覆いかぶさっていると。また、対応したということで今後また詳しいことは打ち合わせたいと思います。

時間がございませんので、最後のがん対策について伺いいたします。

胃がんは日本で毎年11万人が発症し、5万人が亡くなっています。亡くなった人には必ず死亡診断書が必要なために死因については統計があり、比較的正確な実数が把握されています。まず、図書館から借りてきた本ですけども、2001年、今から11年前の資料です。死因の1位は悪性腫瘍が30万658人、2位が心疾患で14万8,292人、3位が脳血管障害の13万1,856人というふうに続いております。悪性腫瘍の中でどのようながんが多いのかを見てみますと、胃がんは肺がんの次に多いようです。国は検診の推進など胃がん対策を実施しているものの、胃がんによる死亡者数は40年間横ばいであり、国の胃がん対策は必ずしも功を奏しているとは思えませんが、町の検診においてがんと思われる検診結果はどうなっているのか、お伺いします。

また、がんの手術費用は大体どの程度か、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） ご質問の検診結果についてですけども、22年度の実績ですが、検診受診者数は胃がん1,956人、肺がん3,895人、子宮頸がん2,487人、乳がん1,921人、大腸がん2,729人で、延べ受診者数は1万2,988人でありました。このうち、胃、肺、大腸などに異常が認められ、精密検査をお勧めした方が526人おられました。このうち、がんの罹患者は19人で、要精密検査者数に対して3.6%でありました。

以上です。

それから、がんの手術費用について大体どの程度かという質問ですけども、がんの手術費用につきましてはがんの発生部位や種類、また病気の進みぐあい、手術の方法、さらに手術に要する検査や投薬処置、そして入院が必要となったりしますが、個人差もあり、お一人お一人の状況が異なりますので、手術費用がどの程度か一概には言い切れません。しかし、診療報酬の算定の仕組みから一部のがんの手術費用の事例を大まかになります。お答えさせていただきます。診療報酬の算出の仕組みにつきましては、厚生労働省保険局から通知された診療報酬点数表をもとに患者お一人お一人の病状に応じて、診察、医学管理、投薬、注射、処置、手術、麻酔、検査……

（17番梅田清明君「課長、簡単に幾らぐらいかだけでいいです」の声あり）

先ほど非常にばらつきがあるんですけども、例えば胃がんの事例で早期の内視鏡による胃ポリープや粘膜切除であれば手術代と検査費用で6万7,000円といった事例、そして重症化し、早期悪性腫瘍、粘膜下層切除となった場合は手術代のほか、検査、投薬、注射、そして25日の入院が必要となって85万2,000円程度かかった事例があります。また、肺がん、肝臓がん、大腸がんなど、事例によっては高度な手術やさまざまな治療が行われ、また長期の入院等

で100万円を超える費用になった場合があります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 手術費用はそのときの病気の進行ぐあい、場所によっていろいろ違うのは分かっておりますけれども、おおよそ85万円から100万円程度というふうにとりましたけれども、それでいいんですかね。

3番の胃がん検診項目にピロリ菌検査を追加できないかと通告しております。1982年、今から30年前に胃粘膜からピロリ菌が発見され、その後の研究で長年にわたるピロリ菌の感染によって胃の粘膜が萎縮し、胃がんが発生することが明らかになりました。国際がん研究機関 I A R Cが1993年、胃がんの原因の一つはピロリ菌だと結論を出しました。日本においても今年の2月、厚生省は公明党の秋野議員の国会質問に対してヘリコバクターピロリ菌が胃がんの発がん因子であることを認めました。胃がん患者の95%がピロリ菌に感染しています。ピロリ菌がない人はほとんど胃がんになりません。また、胃がんの97%は50歳以降に発生します。団塊の世代が胃がんの発症しやすい60歳以上になっていることから、今後も死亡者数と治療費は上昇することでしょう。一方、検診受診率を50%へ向上させれば2020年には死亡者数は3万人程度に減少させることができると言われております。だけど、ピロリ菌については胃潰瘍、または十二指腸潰瘍という病名が診断された場合に限り保険適用でございます。それ以外は原則的に自費扱いとなります。町は健康診断、いろいろな検診に補助を行っております。それは早期発見で治療し、医療費を抑制するものが目的でございます。そこで、胃がん検診項目にピロリ菌検査を追加できないか、町長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 検診項目ですので、私の方からお答えさせていただきます。

本町では、現在平成20年3月に厚生労働省より示されたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づきがん検診を実施しております。がんによる死亡率を減少させることを目的に6月と10月の年2回の定期検診を実施して、町民の皆様にとちらかで胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診を受けていただくことで、がんの早期発見や早期治療の推進に努めております。お尋ねのピロリ菌検診についてですけれども、ピロリ菌検査は将来がんになりやすい胃粘膜かどうかの危険度を検査するもので、ピロリ菌検診の結果が陰性であっても将来がんが発症しないという保証ではありません。また、現在熊本県内の集団検診を行う事業所でこのピロリ菌検診を実施している事業所はありません。本町としましては、現在胃がんの早期発見に効果があると厚生労働省が推奨している胃のエックス線検査の方を町民の皆様年に1度は受診されるよう勧めていくことが重要かと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ピロリ菌の除菌治療へ町の補助はできないかと通告しておりますけれど

も、胃がん検診は50歳以降から行うことが重要と言えます。一方、それより若い世代はピロリ菌検査を行い、感染している場合は除菌すればほとんどの胃がんの予防が可能なのです。胃がん予防対策を前進させるには、こうした発想の転換が求められます。また、大腸がん検診用の検便キットでピロリ菌の検査もできます。北海道大学特任教授日本がん予防学会理事の浅香正博教授は、40歳くらいまでの人だとピロリ菌の感染が分かって除菌すればその後は胃がんになりませんが、検便キットを活用したピロリ菌検査は非常に興味深い発想です、若い人ほどピロリ菌による胃粘膜の損傷、萎縮が少なく除菌によって回復しやすいのです、だからできる限り若いうちに除菌することが大事と言われております。胃がん撲滅のためにピロリ菌の検査、除菌を胃がん検診のメニューに追加すべきだと考えるが、ピロリ菌の除菌治療への町の補助はできないか、町長のご所見を賜ります。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） ピロリ菌検査については、現在国の方では研究が進められております。その研究結果が集積して、将来的に新たな方針が示されたときにはそれに沿って対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ピロリ菌の除菌治療、それも若いうちに除菌治療すれば胃がんを撲滅することができる。社会で精いっぱい頑張って定年を迎えた60代から胃がんの発症率が非常に高いのです。大腸がん検診検便キットでピロリ菌検査もできます。胃の透視、胃カメラ、内視鏡でもピロリ菌検査もできます。だけど、保険適用ではありません。だから、命を守るためにも町の補助、援助が必要であります。町長、高度な政治判断で補助できないものか、町長にお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） このがんの検診でありますけども、町として今もうぜひこの受診率を高めたいというのが一番にありまして、今の胃がんの検診等もまだまだ受診率、それから総合この検診等も受診率が低いということで、そういった中で当然そういうものを進めていきますと町の負担も出ていくわけでありまして、このピロリ菌の方も担当に聞いてみますと、検査費用として3,500円から4,000円、そして除菌費用まで入れると7,000円から1万円ぐらいたまた別にかかるということでありまして、そういった中で、いろいろ国の方でも研究が進められているということでありまして、そちらの方でも全国的にまだそういうピロリ菌の除菌を目的にした治療費にそういった事例というのをまだないような段階でありますので、そういう研究の中で胃の検診等を含めて国の方できちんとした基準等が示して出てくれば十分そういう対応もしていかなければならないと思っておりますけども、現段階ではがんの予防等の実施に関する国の指針等の動向をまず見守っていくということが大事でありまして、それよりもっと今進めている検診自体の受診率が低いということでありまして、そちらの方を受けていただいて早期発見して

いけばこの費用も少なく、そしてがんから命を守るということにつながっていきますので、そちらの方に今の段階では力を入れていきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 確かに今国が検討しておりますけれども、がんの検診の受診率、これは二、三日前の新聞に出てますけど、がん検診無料クーポン、子宮頸がんとかいろいろですね。利用率が30%届かずと載っておりました。無料クーポンで30%も受診しないってもう情けないと思ったわけですね。自分の命をどうして守ろうと思っているのかと思いたいようなことでございます。

最後になりますけれども、町長は私は今年の12月議会の難聴の方、補聴器購入補助を迫りましたね。そして、今年の4月から菊陽町聴覚障がい児補聴器購入助成事業を実施されました。恐らく県で一番早かったと思います。それは、町執行部が県が今年度から助成事業を実施することをキャッチできたからであります。県は知事選があったので、この6月議会の本予算で聴覚障がい児補聴器購入助成事業の予算がつかしました。これにより、県下各地で実施されるでしょう。今日だったか、昨日だったですね。そのことが熊日新聞に載っておりましたけれども、恐らく熊本が九州で初めてということになって、熊本の中で菊陽町が一番最初、半年だけでも一番最初じゃなかったろうかと思えます。いわゆる今年の12月議会で前向きな答弁だったら町長の値打ちがぐんと上がっていたと思えます。

それはそれとして、このたび胃がん対策としてピロリ菌の除菌を取り上げました。実は先月5月21日、公明党の北海道本部が厚生労働省を訪れ、ピロリ菌の除菌で胃がんを撲滅を求める申し入れ書を98万2,969人分の署名簿を添えて提出しました。その中で胃がん検診にピロリ菌検診を追加にピロリ菌の除菌治療を慢性胃炎まで拡大し、保険適用の実現を迫りました。私は今まで頑張って定年退職者60歳から胃がん発症率が高いなら、命を守るためにも必ず保険適用ができると思った次第です。それが実現するのが1年後なのか、2年後なのか分かりませんが、今日町長がピロリ菌除菌治療に町の補助を決断されたならどれだけ株が上がったと思えますけれども、国の動向を見て決定していくということですので、せめて検討させていただくぐらいの答弁が欲しかったです。

これで私の一般質問も終わりますが、6月議会が終われば、梅雨と猛暑、台風シーズン、もう昨日、日本近海に来ましたが、茨城のつくば市の竜巻のような予知せぬような災害が起きないように願って、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君、一般質問を許します。

○5番（渡邊裕之君） こんにちは。渡邊裕之でございます。

それでは、一般質問に入りますが、前説で何をしゃべろうかなというふうに考えておったんですが、今朝のちょっと報道、ワイドショーと産経新聞に書いておりましたが、昨年度の出生率、出生者ですね。105万人ということで、それに対して死亡者数が125万人ということでございました。これには東日本の大震災等も含めて災害の被害者が大変多かったということもあるでしょうけども、3月議会で特例市の質問をいたしました、まさにその特例市規模の20万人が1年間にお亡くなりになってしまうというようなことで人口が減少しております。その記事で東北大学の先生が、100秒に1人子どもがいなくなっているというようなことで、まだまだこの少子化の問題というのは大変大きな問題であります。子どもが元気に育って、そして労働層、労働人口の一翼を担って、この国力を担っていただくと。そのために今を生きる私たちすべての大人が責任を共有すべきであろうというふうに思っております。そういった点もございまして、今日は保育所の問題、そしてまた子どもたちを地域で育てる地域コミュニティーの公民館補助の問題、そして我が菊陽町の将来像を見据えた適正規模の自治体像について質問したいと思います。

それでは、質問席にて質問いたします。よろしく願いいたします。

では、そのまま続けて質問いたします。

1番と2番に対しましては、昨年6月議会で質問をいたしております。そこで答弁いただいておりますが、この質問事項1番の菊陽町地区公民館整備費補助及び融資に関する要綱、これについては昨年答弁をいただいて大変財政上厳しいということでございました。要旨の中で書いておきますとおり、自治会や行政区の人口の規模には差がございます。この補助額の一律を見直すべきではないかと。基本額に人口や人口の伸びを加えて地域事情により算定すべきではないかという質問をいたしております。まずは、このお答えをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 地域公民館の整備に対する補助制度でございますけれども、補助制度の内容は申し上げないでいきたいと思っております。本町及び近隣市町の制度は、建設費等の経費に対する補助率を定め、また限度額を定めており、私どもの制度が多く各市町村で採用されている制度であると考えております。今、質問の中で人口、人口の伸びなどということでお話、あるいは地域事情というお話がありました。他市町村の例で探していきますと、例えば1世帯当たりの負担額に視点を置いた補助率としている例がございましたり、また補助率は一定としつつ1平方メートル当たりの補助単価を定めている例、あるいは限度額を世帯数の状況により定めている例が見受けられます。今、質問にありましたようにそれぞれの自治会、行政区の人口や世帯数によって公民館の建設の規模も違ってくることはあると思っておりますが、その中で世帯数が多い地域は比較的大きい公民館が必要になる反面、世帯数が多いだけ1世帯当たりの負担が

小さくなることが考えられます。

また、一方、世帯数が少ない地域は比較的小さい公民館で足りる反面、世帯数が少ないだけ1世帯当たりの負担が大きくなるということが考えられます。このように世帯数の多少によって一概に有利、不利といった制度内容が決まってしまうものでもありませんことから、自治会、行政区の大小により——大小というのは人口、世帯数という大小になってくるかと思いますけども——により町から支援する補助率や限度額に差をつけることが適切でないと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） よその自治体の例も挙げていただきました。1世帯当たりについてとか、平米数とか、私は平米数ですね。その人口に応じてではなくて何割、6割なら6割の方々がやはり集まれる、総会も開けない、そういう地域公民館ではいけないというふうに思います。4月30日現在の人口集計表、一番少ないところで36世帯、108人、一番多いところで緑ヶ丘598世帯、1,561名の方、15倍の差があるんです。これを一律として何とするんですか。それを言うなら、行政区設置の規定では100戸を限定として100戸に近づくなればそれを是として行政区とするとしてあります。まさにその、もちろんその時期はいらっしゃるかもしれませんがだんだんやはりお子様が外に出てそういうふうになった地域をじゃあ合併せよとかなんとかというつもりはございません。しかしながら、そういう規定があつて行政区というものが設置をされている。そういう中において1,500人もいらっしゃる地区と108人しかいない地区が同等というのは、これは行政が公平の原則からしてこれはおかしいというふうに思いますが、この点は先ほど答弁されたとおりで全く不公平がないというお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 先ほど申しましたように今の例でありますと世帯数ということで36世帯と598という世帯の行政区があるということで、各世帯から1名の方が総会に出席されて、例えば今の議員の例でありますと6割程度の方が総会に参加される場合にどの程度の公民館になるかというようなことが想定されていくかと思えます。そういう中で、当然その広さが建築費等に関係してくると思えますので、ただし36世帯の公民館がその人数に応じた公民館でいいのかといったこともあろうかと思えます。そういうことで、先ほど申しましたのが事例でも申しましたように1世帯当たりの負担額に視点、公平な視点ということで見ていきますと、最終的には町の補助金を活用いただいて、その残りについては各自治会、行政区の方で負担いただきます。その負担については各戸からの負担になろうかと思えますので、その1戸当たりの負担額に視点を置いた考え方もなくはないというふうにも思えます。そういったもろもろの状況がありますけども、先ほども申し上げましたように大きい行政区であれば多くの方が世帯の自治会の構成員となっておられ、金額をその世帯数で割りますと、あるいは小さい公民館の規模に対してその構成の少ない構成員で割っていきますとといった視点で考えていきましたとき



に、一概にその人口規模が多い行政区に対してという視点のみで補助率をと、限度額を上げるといった考え方は逆に不公平感を招くのではなかろうかという考え方でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 1期目もこの地域コミュニティーの話で自治会と行政区の話をいたしました。この少ない地域は自治会と行政区がほぼ一致しております。しかし、西側になりますと、自治会に加盟していらっしゃる方も多くいらっしゃいます。結局はこの人口がこれだけいても、少ない自治会の皆さんがやはりその地域の運営をされております。美化ですとか、街灯の電気代ですとか、それは前も言うておりましたが、何もそこに入らない人は何も負担をしない。そして、こういう地域公民館もそういう自治会の方々が負担をしてつくっております。ですから、1世帯当たりという数字がこれだけ違うように見えますが、この中でどれが全部が払っているわけじゃないんですね。そうやって地域コミュニティーをつくっているのに、なぜそこにこれからも伸びようとしている、これだけ地域コミュニティーが壊れつつある、どんどんどんどん若い人たちがこういうものが離れていって壊れていく中で、その拠点となる場、生涯学習の場、万が一の場合の一時的な避難の場っていうのがある程度の規模が必要というのにこれだけの額というので一律でなされるのか、私はそこが分かりません。いま一度答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） ただいま議員も申されましたように町の方といたしましても地域公民館は地域づくりのコミュニティーを図っていただくための拠点でありますし、あるいは地域の子どもたち、あるいは高齢の方、いろいろな方がその拠点を中心として活動していく中で地域のまちづくり、ひいては町全体のまちづくりにつながっていくものと思っておりますし、また自主防災組織等の育成について町の方からいろいろと一緒に取り組んでいただきたい方向もあります。そういった中におきましても地域公民館の拠点的な位置づけというのは重要であるというふうに考えております。そういう状況はありますけれども、何度も申し上げますけれども、その最終的には1戸当たりの自治会に参加されていない方等々の取り扱いもあろうかと思っておりますけれども、大きいところ、小さいところ、そういったバランスの現実の中でそれぞれの家庭の負担という視点等で考えてきますと、一律ということもございますけれども、結果的に各個人の負担から見れば一律ではなくなる制度にもなっておりますので、そういう方向で進めたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） どれだけ言っても、これは増えないということで、本来であればこれだけ土地は購入をしたと。そこに上物を建てるだけのまだ特に光の森の人たちは若くてそれだけ自分のところのローンもありますから建てられないというような声が出ているようでございます。そういった中で、コミュニティーの場をつくらなきゃならないのに、やはり私はこれだけ

の補助率では低いと、去年これは申し上げました。ただ、当時の答弁も今財政上厳しいということでございますが、本年も中尾と北新山ですかね、2件ですよ。これがもう少しその人口差において多少の補助を上げたところで、菊陽の町が本当に厳しいですか。それよりも最初にどんとつくらせてあげて、あとでじゃあ負担をいただくという形の方が最初の取りかかりとしてはこの制度を使って、皆早くそういうコミュニティーの場、公民館をつくれると。今後、総務委員会でも土地は見に行きますけども、そういうふうな形でにじの森もそうです。土地はあれども、上に上物ができないっていうことであれば何のために町が土地を貸与するのか分かりません。ですから、やはり地域の負担もあるかもしれませんが、納得いくようなぜひ再度お願いをしたいと思います。これは、また総務委員会でも厳しくやってまいりますので、ここでもう話してもだめのようなので、また次に参ります。ご検討をお願いいたします。

次も、昨年お聞きした内容でございます。その際に、課長も検討するという内容を答弁をいただきまして、町長も民営化も中断しているという内容も含め、先進地の紹介や、私が提言をいたしましたので、今後検討課題の中で十分詰めていきたいと答弁されております。その後の取り組みをお尋ねいたします。その中で、まず保育士さんが年度末で大分やめられているかと思えます。その職員の数と理由をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、平成23年度末で退職した保育士ですけども、町職員については定年により2人と、臨時職員につきましては労働契約期間の終了後に町の保育所以外の保育所への就職、あるいは保育士以外の職への転職を含めて26人であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） すいません。園ごとで分かりますか、園ごとで。分かりますか、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） すいません。8園の園ごとではちょっと分かりませんので、ちょっと理由を幾つか列記したいと思います。先ほど申しました26人の中で一番多いのが、1つは正規の保育士になった人、あるいはほかの私立、公立の保育所で正規あるいは臨時になった人が9人です。そして、あと保育士以外の職に転職した人が7人です。そのほか結婚、妊娠、出産、そして家庭の事情、あるいはその他が5人ということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 私もお世話になっている白鈴で子どももお世話になっとなった保育士さん、若い方がかなりおやめになりましたので、何が原因かというのを大変私も心配をしておりました。この問題ずっと取り組んでおりますが、やはり当時の眞鍋部長も、この臨時職員さんの確保というのは大変だというようなことで言っておられました。そういった中で、正規や他の

私立に9名も行くっていうことは、やはり菊陽町公立保育所の待遇が悪いと言わざるを得ないのではないのでしょうか。ですから、私は私立園にすることも、民営化も申し上げましたし、この今日も出しております、こういう社協に移管するというようなことで正規職員と臨時保育士のこの金額の差、待遇の違い、差を埋めてもらうように申し上げましたが、これだけの方が9名もおやめになる。もちろんそっちが待遇がよかったからおやめになるのかもしれませんが、これは行政の不作為と言われてもいたし方ありません。臨時の保育士さんとはいえ、本当に卒園式のときは子どもたちを抱きしめて涙で送っていただきます。私も長年子どもたちお世話になっておりますが、本当にどの方が正規、どの方が臨時なんていうのは関係もないし知ろうとも思いません。ただ、どの先生方も本当に子どもたちを大切にいただいています。その先生方が子どもたちを置いて、自分の都合だけでそういう施設に簡単に行くとは私は思いません。どちらかという、やはり待遇なり何なりの面で行かれたということが大きいかと思いますが、各課の担当課の課長さん方もおかわりになりましたんで課長だけ厳しく言うのは何でございますが、やはりこの間何らかの策を講じてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） 質問項目の2番目のところの答弁でいいでしょうか。

菊陽町では、平成21年3月に菊陽町公立保育所民営化検討委員会の答申を受けまして、同年5月に公立保育所民営化計画を作成、平成24年度までに2園を民営化することとしておりました。しかし、平成21年8月27日に公立保育所の民営化計画を見直し、保育内容の充実を求める請願が保護者から提出されまして、その請願が12月議会で採択されました。また、8月30日の衆議院選挙での民主党政権の誕生によりまして、国政のかじ取りが大きく変貌し、国の子育て支援政策、特に保育所に関する政策がどうなるのか、民営化計画を実現する上で、今後の国の方針を見きわめる必要が生じました。こうした中で、少子化社会対策基本法に基づく内閣府に設置されました少子化社会対策会議、あるいは幼稚園と保育園の一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的、一元的なシステムの構築について検討を行うため、平成22年1月に設置されました子ども・子育て新システム検討会議等の審議結果や経過が今後の町の保育所民営化に大きな影響を及ぼすことが予想され、これまで情報収集をしておりました。この間、住民税の年少扶養控除廃止によります市町村の税収増に伴い、私立の保育所運営費に係る国庫負担について廃止するという代替案が出されましたけども、その後関係団体の強い抵抗にあったことも影響して紆余曲折の末、結果的には私立の保育所運営費に係る国庫負担は廃止せずという、これまでどおりという内容の子ども・子育て新システムに関する基本制度が本年3月2日に少子化社会対策会議で決定をされました。この決定を受けまして、このほど総合こども園の創設を柱とする子ども・子育て新システム関連3法案の審議が国会で始まったところであります。消費税の増税によります増収のうち7,000億円を投入して、全国で約2万6,000人の待機児童の解消を目指すものでありますけれども、効果が未知数だとして自民党とかの野党が強く反対しており、ねじれ国会の中で法案成立の道筋は不透明な情勢となっております。このため、

現在中断しております保育所民営化につきましては、その具体的行動を再開するに当たり、いましばらく国政の推移と政策の決定を慎重に見きわめていく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） これは国の方針がダッチロール状態ですから、確かに町にどうしたのかわからないのは言えませんが、私はその答申をした側の委員でございましたから、なぜそれが通らなかったのか、当時議会におりませんでしたし、私がいなくなった途端に同じ行政の中から現場から多分保護者会等々を通じて出たのは私も引き継ぎを当時会長をやっておりましたから知っております。ただ、残念なのは、私は特に強くもう一貫して言っておりますのは職員の待遇改善、そのためにも私立園ができることのプラスというものもあろうかということではありましたが、この民営化がだめになっても、そういった策は余りとられてないようではございます。その中で、町長は先ほど申しましたように昨年の私の質問に対しまして、この中断もしているという内容も含めると、先進事例碧南市のことをお話をいたしました。今後、検討課題の中で十分詰めていきたいということで答弁をされております。当時の渡邊課長も検討したいということで、まずはどのような検討をされてきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（宮本義雄君） では、まず昨年平成23年の6月議会からこれまでの国の動き、町の検討について先に福祉課長として答弁させていただきます。

町では、これまで国の子ども・子育て新システムの審議経過を見守りながら、これと並行しまして昨年ご提案の社会福祉協議会への移管も含めまして民営化した場合のメリット、デメリットを研究してきたところであります。先ほど申しました町の公立保育所民営化計画及び公立保育所民営化基本方針、一緒にこれガイドラインも設けております。この2つの計画では、保育所の運営や建物の維持管理を公立から民間に移管する、いわゆる民設民営という方式をとりまして引受法人は既に設立されている社会福祉法人としております。経営実績として認可保育所の実績があること、または町内でほかの社会福祉施設について過去5年以上良好な成績を有していることとしております。この場合、引受法人として、例ですけれども保育所を運営している社会福祉法人、あるいは議員がおっしゃるように町の社会福祉協議会等が考えられると思います。

まず、この民設民営では、引受法人の自主性や運営に対する柔軟性を尊重することが可能になるとともに、現在の制度では財政面で保育所運営費に対して国から地方交付税で措置されております財源が、国あるいは県からの負担金にかわり、歳入が増大することにより、町の財政に大きな効果を及ぼすことができます。菊陽町で、この民設民営による引受法人を保育所を運営している社会福祉法人とした場合ですが、その法人が既に保育所運営の実績を持っているため、民営化に円滑な業務移管が期待されます。一方で、現在の臨時保育士さんがその保育所で引き続き採用、あるいは正規の職員になることができるという保証はありません。

次に、引受法人を社会福祉協議会とした場合ですけれども、これでは町と連携した保育所運営が可能になるとともに、今の臨時保育士さんは受け入れやすい面があります。一方で、保育所経営の実績がないため、円滑な運営までしばらく期間がかかり、保育所担当として新たな職員の配置が必要になると考えられます。

先ほど申しました議員が昨年の6月議会でご紹介されました愛知県の碧南市でございます。この碧南市においては、この社会福祉協議会への運営移管は先ほど申しました民設民営によるものでございまして、それまでの10保育所のうち5保育所——いわゆる半分ですね——を平成20年度から23年度にかけて民営化しております。この碧南市は地方交付税の不交付団体であったために民設民営の移管を行うことにより新たに運営費負担金が国、県から交付されまして、保育所運営費の財源が増大し、財政面で効果を発揮したということでもあります。

このほか、保育所民営化につきましては、民設民営とは別に施設の管理権限を委任した指定管理者制度、そして委託契約などによります公設民営という方法もあります。この公設民営のうち指定管理者制度につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づき普通地方公共団体が設置した公の施設を住民の福祉の増進を効果的に達成するために条例により民間事業者、団体等を指定して管理運営させる制度であります。町では、現在総合交流ターミナルを有限会社さんふれあ、老人福祉センターをはじめ3福祉施設は町社会福祉協議会をそれぞれ管理者として指定しているところであります。保育所を対象としました指定管理者制度では、既に大分県の日田市、あるいは大阪府の泉南市が社会福祉協議会や私立の保育所を運営している社会福祉法人を引受法人として指定しております。

特徴としまして、選定した社会福祉法人等の保育所運営を保護者や第三者が評価することができるため、その結果が次の選定に反映できるというメリットはございます。一方で、指定期間を過ぎて次に選定するときに管理者が変わるという可能性もあります。あと、公設民営による民営化のために運営費が国等の負担金交付の対象にはなりませんので、財政面での効果につきましては、民設民営に比較すると小さいものになります。

以上、まとめますと、公立保育所を社会福祉協議会が運営する方法には、民設民営と指定管理者制度、または委託契約などによります公設民営の2つの方法がございます。町としましては、引受法人として保育所運営のノウハウを持った社会福祉法人は保護者の安心感が得やすいといういい点があると思いますけれども、保護者の理解や園児への影響、あるいは町財政面での効果、経営能力、臨時職員の処遇、保育水準の維持等の観点から総合的に現在検討しているところでもあります。

次に、国政におきましては、先ほど申しましたように国会審議が非常に緊迫している局面にあります。国の子ども・子育て新システムの実現に現在確実性を見出せない現状でありますので、保育所の民営化については引受法人が社会福祉協議会であれ、民間の社会福祉法人であれ、今決断する段階ではないと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 詳しい説明ありがとうございました。

1点、これは確認ですけども、私はこれで指定管理の移管ということで検討をというふうに書いておりますが、ちょっとこの社会福祉協議会に民設民営でということも可能ということで理解してよろしいんですかね。よかですね、はい。

町との連携があると、昨年移管の理由の中でいろいろ申し上げました。町との連携ということで非常にメリットがあるし、一方では実績がないということですが、今の保育士さんをそのまま採用すれば実績はあるわけですから、しかも町との連携があっているわけですから。しかも、昨年民間のそういう事業者にするときには実績があるのと、そういう福祉の事業をされているというのが一つのその団体指定の理由だったと思います。そういう面では社会福祉協議会は申し分のない団体だと思います。ただ、今課長おっしゃいましたように総合的に検討ということで、これは検討を継続されているということでございますですね。できれば、私は前回8園一遍にというような思いではありましたが、ただ、2園は検討中ということでもあります。ぜひこの先進的に2園だけでもこのやっていくと。この中でやはり議会で反対された中で公有財産の無償貸与とか譲渡というところが非常に大きかったと思います。社会福祉協議会ならばそういった問題もクリアできると思いますので、まずは1園でも2園でも始めていって、その中で今課長が答弁されたようなデメリットの部分が出てくるのであれば改善をしていっていただきたいというふうに思いますので、また国の方針もありますのですぐにはお尋ねはいたしません、またこの進捗ぐあいに応じてお尋ねをいたしますので、どうぞ努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは最後、30分になりましたので、適正規模、自治体像を問うということでお尋ねをしております。

これもかなり前、町長が1期目当選されて間もなくこの質問をしたことを覚えております。そのときもそうですけども、どうしてもいろんな研究団体であるとか、学校の大学の先生方が研究をされた、要するにこの地域に合わないような適正規模の自治体ということで数字等々のお話をいたしました、今回は菊陽町を含む、この菊陽町を取り巻く自治体の適正規模についてであります。そうしますと、幾つかの選択肢に絞られてくるかと思いますが、そういった中で職員数と書いてありますが、一番これ言われてますのが1人当たりの歳出総額と行政サービス等でございます。そういったところで東熊本であったり、菊陽、菊池の広域の今構成している自治体、また空港周辺等々、幾つか選択肢はあろうかと思いますが、今回想定なされた、この適正規模の自治体を可能な適正規模はどのぐらいと考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまのご質問にお答えします。

自治体の適正規模につきましては、地理的条件、産業構造、経済状況、歴史的な変革など、さまざまな要因が深く関係しまして、人口がどれくらいとか、予算規模がどれくらいだから適

正かというのは一般的には非常に難しいところであるというふうに考えております。

ご質問の町が想定する適正規模がどのくらいかということでございますが、さまざまな地域の実情に応じまして自治体のあり方を考えることが重要であって、特に地理的に可能で適正な規模を想定しているものではございませんので、現在本町の置かれているさまざまな状況を踏まえまして第5期の総合計画で示しています平成32年度の目標人口4万3,000人に向けてのまちづくりを効果的で効率的な行政運営を行うことが最も重要であるというふうに考えております。したがって、適正規模がどれくらいかということについては想定は持っておらない状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） そのように言われたら、もうこれから先が質問ができないんですけども、想定されてないならいたし方ありません。後で東熊本の話をいたしますが、まだそう遠い昔ではありません、私が1期目でありました。今、3期目以上、小林議員以外の議員さんはみんなこの東熊本市構想に賛成をいたしました。残念ながら壊れてしまいましたけども、そこが適正規模の想定のおそらく想定される規模になるのではないかと。だから、町民にアンケートをとって、区長さんをはじめ多くの皆さんがそれに賛同し、この東熊本市の方向に向かったのではないのでしょうか。それは菊陽町よりも東熊本市の方がより歳出額を削減し、住民サービスが向上できるということだからやったのではないのでしょうか。そこを想定してないということは、国から言われなきゃやらないのかということですよ。この自治権は我々この菊陽町にあります。自分たちが国から言われなくても、必要であればやはり研究し、前に進めるべきだろうと思えますから、私は1期目にこの東熊本を進めた責任を今も感じておりますし、一貫して貫いておりますから申しております。東熊本という形にこだわらずとも、やはりこの規模の経済で考えますところの最も最小歳出額になる、そこに目指すのが行政であり、我々議会議員であると思っております。先ほども出てきましたけども、私が議会の本等を借りて書いてあります著書に基礎自治体とは人々に最も近い政府であると。近いからこそ公共サービス、特に社会サービス、先ほども梅田議員も質問されておりましたけども、医療・保健・福祉、また教育など供給が重要な仕事となると。ただ、この身近なサービスとはいえ、財政や人的基盤不足で県が代行していると。例えば市政であれば、福祉事務所を置いて社会福祉主事を置いて、今いろいろと騒がれております生活保護等と、そういったことを直接できる。これがその役を担い切れていないというのがいろいろな指摘の中でございます。先ほどのピロリ菌の話もそうですけども、もしそれだけの規模であればできたのかなというふうな思いもございます。

そういった中で、ちょっと適正規模を考えていらないということなんで、ちょっと話しますけども、この合併の推進の根拠でございますが、地方公共サービスの域外のスピルオーバー効果ですね。よる非効率性と、やっぱり地方公共サービスにおける規模の経済ということが、この要するに自治体を大きくする根拠であるというようなことが書かれておりました。

このスピルオーバー効果というのはもうご存じかと思いますが、拡散効果、露出効果と言われますが、公共サービスの便益が給付した公共団体の行政区域を超えて給付費用を負担しないほかの行政区域まで拡散する現象のことということでございます。これを幾つかの近隣自治体が、これナッシュ的に供給するということで、これナッシュ均衡という非常に難しいことが書いてありまして、このナッシュ的に供給する場合は当該公共サービスが過少に供給されると。確かに、例えば菊陽町でも総合体育館の要望があります。温泉もあります。いろいろなものがあります。こんなものが全国津々浦々各市町村にあります。地域の自治体が全部要望し、そのほとんどが国の補助金で今日本はこうなってしまいました。私は1期目のときにも質問いたしましたが、国の行革の要綱か方針の中で類似施設をつくらないというようなことが恐らく今の総務省からでしょう。そういうふうな通達があっているかと思えます。そういった質問もいたしました。もし東熊本市ならば、大津にもスポーツの森に大きな体育館もありますし、合志にはヴィーブルがございまして。温泉もあります。こういうふうに1つの自治体であれば、今の公共サービスが過少に供給されることはない。いわゆるお互いにそういうものを過剰に供給することはないというようなことであります。ちなみに、このナッシュ的というのは、これはゲーム理論における非協力ゲームということでございますが、かみ砕いて解説しておりましたが、お互いに自分自身が有利だと判断した行動をとった結果、お互いが協力することで実現する状態よりも、お互いにとって望ましくない状態が生じるということでございます。これが全国津々浦々で行われた今の結果であると思えます。

そういう地理的な条件で、私ども菊陽町は財政的にも豊かであると言われております。非常に地理もいい。それから、後ほど申しますが面積と人口密度も高い。合志もそうです。こういう自治体だからこそさらに上に今よりも責任を持つ自治体になるべきだという思いで言っております。

もう一つが、規模の経済でございます。これは縦軸が1人当たりの歳出額で、横軸が人口規模で、このアルファベットのUの字を描く、この一番下のところが最小のこの公立の部分です。これが大体20万、人口でいいますと20万というふうなことで山口大学の吉村教授ですかね。最適都市規模と市町村合併の中でそういうふうに記載をされております。もちろんほかの項目や、例えば歳出総額全般、例えば先ほどの社会福祉、これだと22万9,000人、1人当たりが1万5,600円の歳出額というような細かい数字も出ております。

私は、東熊本市構想のときにこういう議論があって、最もその数字に近いというところで20万が近いとはいえ、地理的にはできませんけども、そういう議論がなされておったと。今になって思えば私もそこにいたんで勉強不足でありましたが、ちょっと話し過ぎましたが、そういうふうなことでこの適正規模の構想というものを多少は検討すべきではないかなというふうに思っております。やってないということでございますから、もうこれ以上議論してもいたし方ないんで、東熊本に対してはこの数字は出ると思えますんで、この次の適正規模自治体はもうないからいたし方ないです。もうこれもどのぐらいが想定されるか聞きたかったんですが、



東熊本市構想との比較効果、菊陽町はこの決算カードを類似団体、22年度の財政状況の類似団体比較カードというのを見ましたら、1人当たりの歳出の総額が記載のとおり31万3,567円ということでございましたので書いております。東熊本、当時の人数とは違いますが、今の推計人口では12万6,159人でございます。そのときの想定された法定協の中で検討はされたかと思いますが、東熊本市になっていた場合、1人当たりの歳出総額等も含めて比較効果についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 東熊本市として合併した場合の想定ですけれども、合併した場合の平成26年度の人口を東熊本市構想の中では人口12万1,000人と想定しまして、財政規模につきましては平成26年度歳出予算を約370億円程度に想定していました。これからすると、人口1人当たりの歳出総額は30万3,273円程度になります。

現在の本町につきましてですけれども、現在の本町の推計人口、これは本年度の4月1日になりますけれども、推計人口につきましては3万8,841人で、平成24年度一般会計の当初予算の歳出総額が139億9,000万円ですので、人口1人当たりの歳出総額は36万186円となっております。1人当たりの歳出総額では、現在の本町が本年度につきましては多くなっております。

また、職員数につきましてですけれども、合併した場合の職員数は平成26年度において職員数を700人程度と想定しておりましたので、人口1,000人当たりの職員数は5.78人程度となり、本町の場合は先ほど申しました人口3万8,841人で、職員数は4月1日現在で219人ですので、人口1,000人当たりの職員数は5.64人となっておりますので、職員数は少なくなっております。先ほども申しましたけれども、これらは推計人口、歳出予算、職員数の関係を比較したもので、議員おっしゃられますように税收や提供する行政サービスの内容がどうなっているか、そういったものでも変わってきます。この数字だけで単純に比較して効果があると、あるいはそうではないかという判断できるものではないというふうに思っております。

また、当時ですけれども、東熊本市構想ですけれども、東熊本市構想につきましては本町、大津町、旧合志町、西合志町の4町合併を目指して議論を重ねておりました枠組みにつきまして、当時本町もより効果的で効率的な行政運営ができるものとして協議会の中で検討を重ねてきておったような状況ではございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） すいません。もう一度、東熊本市の歳出総額の数字と菊陽町の数字をもう一回だけお願いします。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 新市建設計画で示しておりました合併した場合の平成26年の人口を12万1,000人、財政規模は平成26年度歳出予算を約370億円程度に想定しておりました。

（5番渡邊裕之君「歳出総額、1人当たりの」の声あり）

1人当たりの歳出総額は30万3,273円、30万3,273円程度になります。

(5番渡邊裕之君「それと、あと菊陽町の1人当たりの私が出したデータとちょっと違ったでしょうか。36万円」の声あり)

本町の内容につきましては、一番新しい平成24年度の4月1日の人口、それと本年度の歳出規模で比較しております。本年度の予算総額につきましては139億9,000万円。それと、推計人口です。これは住民基本台帳じゃなくて推計人口で3万8,841人。

(5番渡邊裕之君「1人当たりの歳出を」の声あり)

1人当たりは36万186円です。

それと、23年度当初予算で比較しますと、23年度当初が118億5,500万円。23年度です。それと、推計人口が3万8,044人、1人当たりの歳出総額は31万1,612円、こういうぐあい町の歳出総額も変わっておりますし、財源の内容、あるいは歳出総額も変わっておりますので、なかなか一概に比較し切れるものじゃないというふうなことだと思って、23、24年の数値を申し上げます。

○議長(大塚 昇君) 渡邊裕之君。

○5番(渡邊裕之君) ありがとうございます。

平成26年度の東熊本370億円の中で、議員は議会定数というのは想定されたんでしょうかね。これはどれぐらいで想定されてたですかね。

○議長(大塚 昇君) 総合政策課長。

○総合政策課長(吉野邦宏君) 議員定数につきましては、東熊本市構想の当時は新市建設計画におけます人口が先ほど申しました12万1,000人でしたので、人口10万以上、20万未満の市ということで自治法の中で34名が上限とされていまして、その数字になろうかと思えます。ただ、現在は平成23年度におきまして自治法改正がございまして、地方公共団体の議会の議員定数につきましては自治法の中で上限数を人口区分に応じて定める規定が撤廃されておりますので、条例で定める定数というふうになろうかと思えます。

○議長(大塚 昇君) 渡邊裕之君。

○5番(渡邊裕之君) 自治法で定められた数字ですね。ただ、もうその当時から本議会もそうですけども、大体条例定数で下げておりますですね。12万の自治体で34という議会なんてあり得ません。多分二十四、五名、30、多くてもそんぐらいだろうと思えます。今、12万1,000人ということが平成26年で想定されておりました。ただ、先ほど申しましたけども、これもデータで足しただけですけど12万6,159名、本年4月1日ということのデータで見た数字でございますから、さらにその当時は菊陽町も3万8,000人をピークだというようなことで想定をされておったかと思えますので、それからするならばやはり人口も相当増えておりますので、この1人当たりの30万3,000円というのも、これは30万円を切って29万円どれだけということになろうかと思えますので、それからするならば東熊本市になったならば1人当たりの歳出は相当削減されて、いろんな諸問題にも解決する、財政的に厳しい、地域コミュニティーもそうです。先ほどのそういった福祉や医療のそういった補助もそうです。そういったものにも対応できる

自治体になり得るのではないかというふうに思います。先ほどこの吉村先生が書いておりましたけども、人口歳出額でやった場合の歳出総額の最も最適都市規模は21万6,000人で、1人当たりの歳出額が29万6,000円です。ということは、ほぼこの東熊本市の構想の中で人口こそ違えども、歳出額でいうならばこういった最適規模の自治体に合わせるぐらい大変低いことが可能であったかと思います。合志市と、古いデータですけど合志市や大津町を見ても31万円、ちょっと計算間違っているかもしれませんが、大津が36万円ぐらいだったのですかね。そのぐらいの1人当たりの歳出があるということでございます。

まだ合併の機運は恐らくしばらくないでしょう。それは民主党政権が倒れない限り、この道州制論議と、さらなる自治体再編の論議というのは起こってこないかと思います。私は当初申し上げましたとおり、あのときに東熊本市に賛成した議員として私はこの旗をおろさない。1人であろうとも常に訴えて、町民や他の自治体議員も含めまして今のような話をきちっと詰めながら論理的に住民の皆さんに説明をし、皆さんがお支払いになった税金が有効に使われる、我々を菊陽町を含む適正な規模は東熊本しかない、私は前回20万規模ということで菊池の広域的な規模等々を申し上げました。しかしながら、面積が広くなればなるほどその効果が薄れていくと、規模の経済はそがれていくというのがございました。そういった意味では、空港周辺でも11万77名で、人口密度も393、広域も377ということで、大変その分のさまざまな負担とこの行政サービスの効果っていうのが下がっていくだろうと。そういった意味で、東熊本市というのが熊本県において、前回も申し上げましたし、その間、知事が州都構想でそういった委員会ですか、立ち上げてされております。州都の隣にこれだけの規模の自治体があるということの可能性こそが州都も最終的にはかち取っていくだろうし、私たちの住民へのこの福祉の向上という面もあろうかと思えます。

最後、7分ぐらいありますんで、今の論議を踏まえまして町長にすぐではありません。前回も特例市のお話をしました。今のこういった数字を見て、当時町長は総括審議員として陣頭指揮をとっておられました。そういった立場でもおられたんで、ぜひ最後にご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 合併につきまして、今渡邊議員言われましたようにこの平成の大合併が進んだ時期に本町は大津町、そして今合併しております合志市の元の合志町と西合志町で東熊本市を目指して進んできたところでありますけども、最終的な場面でこれが崩れてしまったというふうな状況であります。そういった中で、合志市の方はもう合併されてやっておられますけども、大津町、菊陽町は今単独の状況であります。そういう中で、それぞれがお互いの町をまちづくりを今進めて、またそういう合併の話もまた浮上するようなことがあるかもしれませんが、ただ現在熊本県の中でこの人口のいわゆる県が出しております推計人口でいいますと、対前年のこの増加率が今一番がこれ5月1日現在出ておりますけども、菊陽町が1番で、大津町が2番、合志市が3番の人口の伸びを示しておるといって、そういうふうな状況で

あります。そして、西原が第5位に入っておりますけれども、そういう中で本町の場合だけ見てみますと、今合併して市が14市あるわけですが、その中で菊陽町はもう人口の規模でいえば市を含めましても9番目の位置にあります。菊陽町よりも人口が少ないところが、水俣、上天草、阿蘇、人吉、宇土市ということになりまして、そういった中で単独ではありますけれども、昨日も申し上げましたように去年つくった基本構想の中でも将来の人口を伸ばせる4万3,000人の見通しができるというのは、そういう市町村は県内の45市町村の中で基本構想を立てるときになかなか県全体はもう180万8,000人ということで減ってますので、そういう状況にあるわけでありまして。そういうことで、また次の大きな波が来るかもしれませんが、現時点でその人も増えておる中で精いっぱい我がまちづくりの方に議員の皆さん方と本町がさらによくなるように将来構想を目指してまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今日、明日合併を進めようというような質問ではございません。ただ、このモニターを通してもし若い職員さんもお見いただしたら、今すぐではないです。皆さんがやがてここで答弁される時のこと、そして自分たちの未来のその自治体づくりというところで、今の規模のまま、もしくは申し上げましたとおり、近隣を含めて熊本の経済を牽引するような自治体をつくるべきなのかしっかりと考えて、今すぐ出さなくても結構です。ぜひ研究を進めていただきたいと思います。私も今回はいろいろと調べて計算式ばかりで難しいことが大変あったんで、そういう上辺だけのこの数字を出したようになりましたけれども、今後も研究を重ねて、きちっと町民の皆さんにも、そして職員の皆さんにも納得いただくような論拠を持って、またこの構想の復活に向けて取り組んでまいりたいと思います。

3分余りでしたが、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時8分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成24年6月7日（木）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成24年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成24年6月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 17番 | 梅田清明君 | 1番 | 中岡敏博君 |
|-----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|               |       |                |       |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 町 長           | 後藤三雄君 | 副町長            | 中富恭男君 |
| 教育長           | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 鶴田義晃君 |
| 総務部長          | 松本東亜君 | 福祉生活部長         | 阪本修一君 |
| 産業建設部長        | 坂本恭一君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 平野誠也君 |
| 総務課長          | 實取初雄君 | 総合政策課長         | 吉野邦宏君 |
| 財政課長          | 阪本浩徳君 | 税務課長           | 阪本章三君 |
| 人権教育・<br>啓発課長 | 堀川俊幸君 | 福祉課長           | 宮本義雄君 |
| 健康・保険課長       | 佐藤清孝君 | 介護保険課長         | 渡邊幸伸君 |
| 環境生活課長        | 大山陽祐君 | 町民課長           | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長       | 堀川正信君 | 農政課長           | 志垣敏夫君 |
| 建設課長          | 松村孝雄君 | 都市計画課長         | 小野秀幸君 |
| 下水道課長         | 今村敬士君 | 商工振興課長         | 吉川義則君 |
| 総務課庶務<br>法制係長 | 中島秀樹君 | 教育審議員          | 矢野陽子君 |
| 図書館長          | 堀行徳君  | 学務課長           | 松本洋昭君 |

生涯学習課長 服部 誠也 君

農業委員会事務局長 荒木 一雄 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野 豊徳 君

書 記 山野 光子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時59分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

傍聴者の皆様に申し上げます。

本日はご多用の中に傍聴においでいただきましてありがとうございます。

会議中は、私語や拍手などはなされないようお願いいたします。

吉本孝寿君、一般質問を許します。

○3番（吉本孝寿君） 皆さん、改めましておはようございます。

そしてまた、早朝より傍聴していただきました皆様方におかれましては、まずもって御礼を申し上げる次第でございます。

思い起こせば昨年、この場に立ちまして非常に緊張の中で一般質問をさせていただきました。今も心地よい緊張の中でお話をさせていただいております。1年という期間ではございますが、町民の方々から私もいろんなお話をお聞きすることができております。ほとんどが、ここをどうしたらいいだとかああすればとアドバイス、クレームみたいなことではございますが、その都度私なりの解釈のもとにお話をさせていただいております。

4月の末ぐらいでしたでしょうか、私の家内を通じまして菊陽町の役場職員の方の対応の件についてお電話がありました。そのことを聞いて私も余りいい思いはしませんでした、しかしながら町長、ご安心ください。これはいい話でございます。非常に職員の方の対応がよかったというお電話でございました。内容はと申しますと、武蔵ヶ丘在住の方が熊本市に引っ越しをされるということで手続をされに行かれたそうでございます。その方は、行政の対応が余りよろしくないというイメージがあられたそうではございますが、行かれた途端、引っ越しをしますと言われた途端に皆さん手を休められて笑顔で対応していただいたそうでございます。そして、最後になりますと、出ていかれるときに、皆さんでありがとうございますと言われたそうでございます。このありがとうございますという言葉に、私は、非常に意味深いものがあるのかなというふうに思います。

ありがとうという言葉は、私が思うに、日本語で数少ない言った方も言われた方も気持ちいい言葉なのかなというふうに思います。多分、心の底から職員の方はありがとうございますと言われたと思います。そういった職員さんをしっかりとサポートするのも私どものお役目なのかなというふうに思うところでございます。

それともう一つは、若干残念なお話でございますが、飛田バイパスだったでしょうか、ちゃ



んぼんのチェーン店がございまして、そこでちゃんぼんを食べたときに、出るときに、ニンジンのは上益城郡産ですという張り紙がしてありました。当然それを見たときに、私は、ニンジンは菊陽町産だという認識のもと食べておりましたが、上益城と書いてあるところで非常に残念な思いがいたしました。昨日もひょっとしてそこだけなのかなというふうに思いまして、武蔵ヶ丘の方のそのチェーン店の方に行きますと、やはり上益城郡のニンジンだということを書いてありました。私も農家でございますので、菊陽町がニンジンの国の指定産地だということは理解をしております。しかしながら、町民以外の方からすると菊陽町イコールニンジンというのは、さほどイメージがわからないのかなというふうに思うところでございます。これは私どもの責任でもありますし、今後菊陽町がどこから見ても菊陽町イコールニンジンの町だと言えるような活動をしてまいりたいというふうに改めて思った次第でございます。

今回は、2つの質問を通告どおりさせていただきます。

質問の方は、質問席にてさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） まず、質問事項1の町営住宅家賃滞納についてのご質問をさせていただきます。

今回の質問でございまして、家賃滞納の世帯を退去させることが目的ではなく、家賃を確実にお支払いしていただくことが目的でありますことはまずもってお伝えをさせていただきます。

さて、皆さんも記憶に新しいとは思いますが、芸能界で生活保護の不正受給が指摘された方が取り上げられ、数日後にはその後輩の方も不正受給を認めたという報道がなされておりました。また、一部報道では、先輩から何らかのアドバイスがあったのではないかとまで言われております。

話は若干ずれますが、入れ墨問題で大阪市役所においては、約3万3,500人に対して調査され、133人に入れ墨があったことを報告をされております。さらに、これは非常に常識では考えにくいことではございますが、教職員ら約1万7,000人に対しても同様の調査を予定することだということではございます。このような問題が起きますと、必ず自由という言葉がクローズアップされてまいります。そもそも自由とはさまざまなルールのもとにあるものだと私は解釈をしております。

ここで、スポーツの分野で例えてみますならば、野球で考えると分かりやすいとは思いますが、1試合は9回までの表裏での攻撃、守備に分かれ、延長がなければ9回で終わり、ストライクは三球で三振、ボールは四球でフォアボール、スリーアウトで攻守の交代。まだまだ細かいルールに従って、その中で自由にプレーを行っています。ですから、スムーズに試合が行われ感動を生むわけでもございます。また、サッカーでは、ルールに従わなければイエローカードが2枚、レッドカード1枚で退場となるわけでもございます。

改めて、ここで申したいのは、さまざまな組織においては、ルールという監視下のもとに初

めて自由という言葉が生まれてくるわけで、当然この定例会にもさまざまなルールがあるわけ  
でございます。最近のデータによりますと、業績のよい会社のほとんどがしっかりとしたきめ  
細やかなルールづくりがなされているという結果も出ているようでございます。若干話は長く  
なりましたが、それでは1番目の質問でございます。

町営住宅の軒数は、現在10団地262戸存在しておりますが、滞納世帯とその金額は、昨年ま  
でのトータルでの未納額で結構ですので、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） おはようございます。お答えします。

本年5月28日現在での町営住宅家賃の滞納世帯数は、既に退去される方を含めまして51世帯  
で、滞納金額は1,134万3,100円です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 262戸存在、その中で51戸という割合が果たしてどうなのかというふう  
に思います。そしてまた、金額も1,134万円程度ということですので、これもまた同様にいか  
なものかなというふうに思うわけでございます。

では、そのうちの連絡不能など、いわゆる不納欠損額、こちらの方をお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 連絡不能といえますか、既に退去されている方が5名いらっしゃい  
まして、そのお方を含めまして7名です。不納欠損の処理ということはしておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） なかなかこの処理というのは難しいのかなというふうに思います。私も今  
現在、いろんな知恵も持ち合わせておりませんし、こちらはしっかりと勉強していただいて、  
なるべく欠損額のないようお願いをしたいというところでございます。

それでは、2番目の質問でございます。

最も長い居住者の滞納月数は。また、収入超過に当たる方、何名か該当者がいれば、その実  
態調査と対応をお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 最も滞納の長い方で54カ月分です。また、町営住宅入居者の中で、収  
入超過者の滞納世帯は1世帯あります。これらの滞納者には、条例に基づいて期限を指定し、  
督促状を送付しております。それでも納付がない方につきましては、文書による催告書を送付  
し、納付を求めています。しかしながら、なかなか入居者からの納付、連絡もないため、電  
話、自宅訪問、または役場へ来庁いただき、入居者と相談しながら月々の支払い計画書を作成  
し、滞納家賃納付誓約書をとって家賃支払いを求めています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 滞納数が54カ月ということでございますが、常識から考えてちょっと理解に苦しむところがございます。ただ、この方の生活の実態だとか、内容だとかを私も存じ上げてないものですから、この数字がどうなのかということはさておきまして、未納世帯はなぜ家賃を支払わないのか。また、払いたくても支払える能力がないのか、状況把握は行政の方でされておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 支払い能力があるとの判断でございますけども、非常に難しいと思えますけども、判断するとなれば世帯の所得、それに対する家族の人数からの判断になると思えますけども、支払い能力があるのに払わない、何らかの問題があつて払わないという件数については把握しておりません。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 支払い能力があるのに払わないという悪質なケースといえどどうなのか分かりませんが、それもあるというふうにお聞きをいたしております。支払いの意思があるにもかかわらず、何らかの問題で家賃をお支払いいただけない世帯もたくさんあると思えます。私の同級生も非常に苦勞をしながらではございますが、きちんと家賃をお支払いしている方がいるというのも現実でございます。

私は、全く興味はありませんが、知人に教えられたので半ば嫌々ながら見てみましたが、インターネット上で2ちゃんねるというサイトがございます。そちらのサイトで、家賃滞納と入れて検索をしてみますと、家賃滞納の勧めだとか、家賃滞納は犯罪なんですとか、家賃滞納は合法であるとか、まさしく愚の骨頂としか言えないような書き込みがかなりなされております。やはりここは未納世帯すべての状況把握ができていないと問題の解決にはつながらなく、毎年毎年未納額は増加していくのではないのでしょうか。状況の把握は非常に厳しいかと思えますが、それでも私はやはりやっていく義務があると思えます。あえてお聞きをいたしますが、状況の把握は厳しいのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 滞納世帯の状況ですけども、世帯の収入については、家賃決定のために毎年申告をするようになっておりますので、収入については把握しておりますけども、家庭内の状況までは把握しておりません。しかし、役場に呼び出しをした際に、何件かの世帯ではほかに借金があったりということを聞いております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 非常に苦しい作業なのかなというふうに思いますが、ぜひともそこはそこできちんと割り切っていて、そちらの状況の把握に努めていただきたいというふうに思えます。そうすることによりまして、やはり未納額は毎年毎年増えることはないというふうに思うわけでございます。

それでは、3番目の質問でございます。

本日が木曜日でございます。私が住む下津久礼もごみ出しをする日でございます、私も家の担当でありまして、唯一できる家事のごみ出しも先ほど、これもまた町のルールに従って出してまいったわけでございます。

現在、菊陽町営住宅入居者募集要項の中には、家賃3カ月以上滞納すると住宅を明け渡していただくこととなりますという文言がありますが、町のルールとして考えれば、菊陽町営住宅入居者募集要項12番項1にある明け渡し請求という形になると思いますが、実際に明け渡し請求をされたことがあられるのか、こちらの方をお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 公営住宅法の第32条第1項第2号では、事業主体は入居者から家賃を3カ月以上滞納した場合においては入居者に対して公営住宅の明け渡しを請求することができると規定されています。そのために、最終的には明け渡し請求することとなりますけれども、先ほども申しましたように、督促に努めているところでもあります。また、書類による催促あるいは電話、自宅訪問しても連絡等つかないで面接ができない方につきましては、法令に基づく明け渡し請求を執行する旨の内容を記した明け渡し予告書を送付するなど対策をとっていますが、滞納がなくならず、町としても苦慮しているところでもあります。実際、お支払いのない滞納者に任意により明け渡しを請求し、退去させたことはありますが、訴訟による明け渡し請求をしたことはありません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

先ほども申しましたが、2ちゃんねるというサイトの中では、非常に目を覆うような言葉が出てまいります。督促だとか、そういうのは無視しとけばいいだとか、非常に身勝手な投稿がなされております。やはり明け渡し請求となると、非常に大変な作業になるかと思えます。精神的にも非常に大変かなというふうに思います。

しかしながら、先ほども申しましたが、経済的にやりくりしながらきちんと家賃を払っている方がいらっしゃるのも、これまた事実でございます。また、入居希望の方には、滞納の方に出歩いてもらえれば自分たちにも入居の可能性があると言われる方もいらっしゃるのも、これまた事実でございます。菊陽町営住宅入居者募集要項にきちんと明記してあるのであれば、それに沿って進めなければいけないと思います。先ほど、課長の答弁でもありましたが、この要綱に今後もきちんと沿って対応をしていただきたいというふうに改めて思うわけでございます。

そこで、4番目の質問でございます。

町営住宅に入居希望の方に家賃滞納の実態をどう説明するのか、こちらをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 今現在、入居希望者にこちらの方から家賃滞納の説明はしておりません。ただ、くれぐれも滞納がないようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 当然、入居希望の方に改めて家賃滞納の実態を説明するまでもないというふうに思いますが、冒頭生活保護のお話をしましたが、私が一番心配するところは、新しく町営住宅に入居されます、最初は当然家賃を納めていたにもかかわらず何らかの問題でこの家賃が払えなくなりました、あの人が払っていないのならば、私も払わないといったようなことが起これば、滞納者はさらに増えはしないかということでございます。元気で住みやすい豊かな町としてさらなる発展を図るならば、義務を果たしていただけない方々が残念ながらおられるのであれば、厳しくするところは厳しくするぐらいの思いでまちづくりを進めなければ、きっと10年後の菊陽町の財政は今よりも悪化しているものと思います。給食費の問題で、渡邊議員が常にごね得とよく言われてました。まさしくここでも同じようなことが言えると思います。何回も申しますが、まじめに家賃をお支払いいただいている町民のためにも、家賃滞納の実態を説明をしなくて済むようにしていただきたいというふうに改めてお願いをするところでございます。

そこで、最後の質問でございます。

町営住宅に居住する方々の不平等をなくすために、住宅等家賃滞納整理事業事務処理要綱を定め、家賃滞納ゼロを目指すべきではないのかという質問でございます。

ここで例を挙げてみますと、島根県の出雲市をはじめ多くの自治体で、滞納整理事務を適切に処理するため、住宅等家賃滞納整理事業事務処理要綱が定められております。ここで出雲市の例を挙げてみますと、督促状から始まり、最終的には条件つき使用許可取り消し及び明け渡し請求書という流れで進められております。要点だけ説明をさせていただきます。

あなたに使用を許可している——ここでは市営ですが——市営住宅何々号の家賃が下記のとおり滞納となっております。滞納家賃の全額を下記の指定期限までに市役所何々課へ持参の上、納付してください。なお、滞納家賃の全額を指定期限までに納付されない場合は、規定により指定期限の日付をもって市営住宅の使用許可を取り消し、かつ同住宅の明け渡しを請求します。

この場合においては、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いを求める起訴を裁判所へ提起しますといった要綱でございます。これをこの菊陽町でも新たに定め、このルールに沿って問題解決に当たっていけばよろしいのかなというふうに思いますし、4月に屋久島町を伺った際の懇親会の中で、屋久島町の議員の方から、町も時には大なたを振るわなければならないというアドバイスを受けました。そのような意味におきましても、住宅等家賃滞納整理事業事務処理要綱を定めることは何ら問題はないと私は思う次第でございますが、町長にお尋ねをいたしま

す。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 町長ということでございますけども、実務的なことがありますので、私の方からお答えします。

町の方では、要綱等は定めておりませんが、公営住宅法及び菊陽町営住宅条例に基づき、先ほど申しましたように、まず毎月納付期限まで納付されない場合は督促状により催促していき、次に催告書により納期を指定して納付をお願いしております。それでも家賃を納付しない入居者に対しましては、電話や自宅訪問により納付の催促を行っているところです。それでも納付のない入居者には、役場への呼び出しを行い、それぞれの事情をお聞きし、一括納付が困難な方には分割納付をすることを誓約してもらい、滞納家賃納付誓約書を提出させております。電話や自宅訪問でも連絡がとれない滞納者には、法令に基づく明け渡し請求を執行する旨を記した明け渡し予告書を送付しているところです。

滞納につきましては、今まで申しましたような滞納対策を行ってございまして、平成22年度までの滞納のうち248万9,200円の滞納家賃を平成23年度で徴収しております。今後も電話または自宅訪問等で滞納家賃がなくなるよう努めてまいりたいと考えております。要綱制定につきましては、必要性を判断した場合は新たな検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、建設課長の方から、町がこの家賃の滞納している家庭について対応しとる内容で申し上げましたけども、やはりここ二、三年、いろんな経済不況もあるかと思えますけども、滞納額も増えておるような状況であります。そういう面から、一方では、老朽化した町営住宅の建て替えもやっているところでもありますけども、この家賃のことについては低所得の方が対象にはなっておりますけども、その所得を見て、その中で当然そこに入居できるというのは払えるということが前提になってますので、こういった滞納のいわゆる対策につきましては、対策の強化というのは十分図らなければならないということでもありますし、職員の方も担当が変わる場合もあります。そういった中で、この事務処理要綱と、こういうのもよそもつくっておるようでもありますので、その辺十分実態も調査しながら、町としての対策の強化の方を図りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 内容の方は十分理解はできますが、それをもってしても先ほど説明をいただいた家賃滞納件数と家賃の金額でございます。やはりここは新たにもう一度考え直すべきなのかなというふうに思います。菊陽町は、都市化に伴う人口の増加や企業の進出により、税収は町長が言われるように、増加傾向にあると思います。世界的に不安定な情勢の中で、企業に依存してしまうのは非常に危険な状態であります。ホンダを抱えるお隣の天津町がまさしく現在そのような状況になりつつあるのではないのでしょうか。

第5期菊陽町総合計画の中で、行財政運営の充実強化の主要施策の具体的な施策に滞納処分の強化による徴収率の向上と明記してあります。国民の3大義務にもございます納税、ここではちょっと納税という部分かどうか分かりませんが、その納税といった部分でしっかりと納税をされている町民のためにも、最初にお話をしたように、明け渡しではなく、町営住宅にお住まいの方すべてに家賃をお支払いいただけるように指導を徹底していただきたいというふうに思いますし、行政としても当たり前のことを当たり前にするわけでございますので、住宅等家賃滞納整理事務処理要綱を定めることは町民の理解も十分に得られるものだと思っております。そういったところも含めまして、家賃滞納ゼロに向けての最終的な町長のコメントを再度お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この家賃のことにつきましては、当然もう払っていただくのが原則であります。そういうことで、戸別、いろいろ実態も滞納のがどういう状況にあるかということも調査しながら、そして悪質なものにつきましては町税の滞納処分の例によってできるかと思っておりますので、その辺はもう強力に進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ぜひともそのような方向性で進めていただきたいというふうをお願いをさせていただきます。

続きまして、鼻ぐり井手周辺整備事業についてご質問をさせていただきます。

地元の方数名と広場についてお話をさせていただく機会がございました。数名ではございますが、広場をつくってどうするのかという内容の質問でございました。また、若い方からは、経済発展がその地区には重要課題だとおっしゃり、そちらの効果を一番期待されておられる方もいらっしゃいました。町の第5期総合計画におきましては、文化財や伝統文化の保存、活用と位置づけをされておられます。

それでは、1番目の質問でございます。

約1万4,000平米の土地を取得して行う広場整備は、白水地区発展のための目的なのか、手段なのか、それをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） お答えします。

鼻ぐり井手公園周辺整備につきましては、昨年11月に区長さん方をはじめ、白水地区の住民代表の方16名で検討委員会を設置しまして、3月までに5回の委員会を開催して内容の方を取りまとめていただきました。その鼻ぐり井手公園整備の目的といたしましては、1つ目に文化財として後世に残すべき歴史的価値のある鼻ぐり井手を広く町外にも知らせ、見てもらうために、公園の利便性をよくし、見学者の満足度を向上させていきたいということ。それと2つ目に、時が流れると地域の要望も変化しますが、公園を多様な使い方ができるようにして地域住

民の生活の質の向上を目指していくということ。それと、将来の白水地区のために役立つ施設にし、若い人が住み続けられる白水地区を目指して整備を行うことというふうにされております。

そのようなことで、広場整備は白水地区発展のための目的なのか手段なのかということにつきましては、白水地区の活性化を図り、魅力あるものにしていく一つの手段になるものというふうに考えております。そしてまた、そういったものが町全体にも影響し、町全体の活性化にもつながっていくように、そのようなことを行っていかなければならないというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今のお答えをお聞きしまして、私も安心したところでございます。

やはりこれは目的ではなく手段でお願いをしたいというふうに思います。

この広場整備ではございますが、ほかの地区と違ってやっと思入るところでございます。町がかかわる事業では、このような事業はひょっとしたら今後余りないのかもしれないのでしょうか。文化の保存、活用だけで白水地区の発展は望めるのでしょうかという意見も若干耳にいたします。馬場楠井手の鼻ぐり井手は、世界的に見ましても貴重なすばらしい町の文化財であることはだれもが理解しているわけでございます。周辺整備を行い、そこから歴史的農業遺産であり菊陽町の観光資源の鼻ぐり井手に足を運んでもらうことも考えていくといった流れも必要だと思いますし、先ほど課長から答弁もいただきましたお答えの中で、そういった方向でいかれるということでありまして、私もほっとしているところでございます。

そこで、2番目の質問でございます。

人口減少が著しい白水地区の発展を考えると、広場整備を行われます25年度、26年度が非常に重要と考えております。町が考える地域活性化の拠点となる鼻ぐり井手公園周辺整備は、どのようにお考えかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 鼻ぐり井手公園は、平成5年に策定されました鼻ぐり井手周辺整備構想に基づきまして、平成9年度から熊本県の事業として公園が建設されております。その後、10年近くが経過しまして、鼻ぐり井手400年祭をきっかけにしまして歴史的な価値も再認識され、また白水地区では鼻ぐり井手を生かした地域活性化の機運も高まりを見せてきました。このようなことから、構想に基づく整備計画を具体化するために、先ほど申しました基本計画を地元の方とまとめてきたわけでありまして、事業の内容といたしましては、現在の鼻ぐり井手公園南側の三角形の台地で、全体面積が約1万4,000平米でイベント等ができる公園広場、管理棟や資料館として利用できる建物、大型バスが駐車できる駐車場、北側の白川の方向を向きましては展望デッキとして活用しまして、同じ場所が南側からはイベント用のステージとしてできるような場所を設けていきたいというふうに考えておるところでございます、公



園の内容としてはそういうふうなものを整備していきたいというふうに考えておるところです。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 世界的な農業遺産を抱える同地区でございます。ここで、少しだけ話がずれてしまいますが、周辺整備を幅広く考えてみたときに、一つのモデルとしてお伝えをさせていただきます。

現在、国土交通省の観光庁が推進するMICEという事業がございます。これは、M、I、C、Eの頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一形態を指しております。一度に大人数が動くだけではなく、一般の観光旅行に比べ参加者の消費額が多いことなどから、MICEの誘致に力を入れる国や地域が現在増えております。日本におきましても、国のインバウンド振興策に連動をし、自治体による海外向けの誘致活動が盛んになっております。Mは、企業の役員会議等を行うことを意味するミーティングでございます。Iは、企業が従業員やその代理店などの表彰や研修などの目的で実施する旅行のことを意味するインセンティブでございます。Cは、会議や学会などの開催を意味するコンベンションであります。Eは、文化、スポーツイベントを意味するイベントであります。熊本では、グランメッセがその一つでございますが、要は地域の活動が最優先ではございますが、多額の資金を投資してつくるこの広場だからこそ、大型の箱物は必要はありませんが、歴史的農業遺産を抱えるこの地区で、海外、全国各地から利用をしていただけるよう、設備も兼ね備えた、いわば宿泊を除きましたMICEの縮小型の機能を近隣に備えた広場も一つのスタイルではないでしょうか。そうなれば、国、県とも協議し、産業、医療、観光などの誘致にもつながるかもしれません。空港を抱えている我が菊陽町だからこそ、可能性は多様に広がっていくものだと考えております。そこまで広がりのある整備をお考えなのか、改めてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 整備内容につきましては、先ほど申しましたようなことになりすけれども、そこでどういったものを、行っていくかにつきましても地元の方と色々なお話はしておるところです。さらに、今ご提案いただきましたようないろんな活用方法ですか、まだ現在まではそういったことの詰めはできておりませんが、せっかく整備していきます公園です。白水地区だけに限らず町内全体あるいは町外に向けて広く活用できるようなことは考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ぜひとも広くとんでもこれは切りがないかなというふうに思いますけども、しっかりと菊陽町の立ち位置を考えていただいて、身の丈に合った整備をしていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問でございます。

本年度用地を取得し、整備を行う広場のイベントは考えておられないのか、こちらをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ご質問にお答えします。

先ほど申しました鼻ぐり井手整備の検討委員会の方で、公園の活用につきましていろんなご検討をいただいております。だれがいつ何をするのか、必要なものは何かといったそういった作業も行ってきております。その中で出てきております内容あるいはイベント等につきまして例を申し上げますと、白水地区住民の方の利用といたしましては、お祭り、グラウンドゴルフ、会合後の会食、花見、バーベキュー、ボランティア講座の開催などといったもの。あるいは小・中学校や子どもたちが利用することではボール遊び、社会科見学、運動、トレーニング、散策などといったものや、あるいは町外を含めまして一般の方が利用することでは花見とかフリーマーケット、コンサート、鼻ぐりツアーの企画、ウォーキングや運動といったもの。また、地域の方たちの活動によります食事づくりとか加工品づくりによる販売等のご意見、そういったものもあっております。実際に利用していく際には幾つかの段階が要ると思いますが、地域の活力というものは地域でつくっていくものというふうに思いますので、白水地域でも地域活性化の活動が起こりますとともに、町も一緒になってそういったものを育てていくべきものだというふうに考えております。

また、町が行いますイベントとしましては、現在のところ鼻ぐり井手祭になりますけれども、公園周辺での体験農場による収穫とか、農業を生かした収益事業、あるいはイベントの誘致など、さまざまな活動につながっていけばというふうにも考えております。そして、そういったイベント等が開催される際に、町としての役割がございましたら、いろんな町の役割も十分に果たしていかなければならない、そのように考えておるところです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今、お答えをいただいたことがすべてできれば非常に素晴らしいことだというふうに思います。地域の活動は当然大事であります。鼻ぐり井手公園周辺整備の構想をまとめしていくには、やはり子どもたちの意見も必要なのかなというふうに思います。

かなり前の話になりますけれども、全日空か何か飛行機の絵を募集したときに、子どもさんの鯨の絵が採用になりました。やはり子どもというのはいろんな角度からいろんな物事を考える能力があるというふうに思いますので、ぜひともこの会議の中にでも子どもたちを入れていただいて、子どもたちなりの発想を出していただきたいというふうに思います。それが10年、20年後先に、地元を一たん離れた子どもたちがひょっとしたら自分たちが整備にかかわっていれば、ふるさとを思う気持ちもかなり違うと思いますし、自分たちがつくった公園に戻ってきたいと思う方もきっといらっしゃるというふうに思います。さらには地元の皆さんの意見をしっかりと集約し、話し合いにはもち屋はもち屋という言葉があるように、やはりここは専門家

をしっかり入れていただき、町民、来場者から喜ばれる広場をつくっていただきたいというふうに思いますし、インターネット等を利用した効果的なPRをして、交流機会の拡大を生かす多様な目的による野外イベントやスポーツ大会などの開催を目指してほしいと思うところでございます。

そしてまた、こちらは私の勝手なご提案ではございますが、広場のみで考えれば、せんだって芝議員の提案されたことも一つの案でございます。それとは別に、例えば夕日がおさまるハートのオブジェをつくってデートスポットにするだとか、後づけでもよろしいですので、パークスポットといったような名所をつくり、集客につなげるといったことですか、せっかくこの菊陽町に川崎のぼるさんもお住まいでございます。広場に星飛雄馬がいて、キャッチボールができるゾーンを設けるとか、そうなればキッズサッカーとともにプラスチックのバットとゴムボールで行う星飛雄馬カップキッズベースボール大会のような開催も可能なのかなというふうに思います。まずもって、新しい菊陽町の代名詞となる広場にすることが重要だなというふうに思うところでございます。

せんだって、川崎さんとも直接お話をし、今申し上げたような単なる思いをお話をさせていただきました。手法はどうあれ楽しい広場になればいいですねと言っていただきました。さまざまな構想をまとめていく上で、いろいろな意見が無限大に出されるとは思いますが、多くの町民の意見を集約し取り入れれば、維持管理だけがのしかかる単なる広場だけが残ってしまうといったようなことにはならないのではないのでしょうか。

個人的な意見を幾つか述べさせていただきましたが、これが机上の空論とならないように、鼻ぐり井手公園周辺整備の構想をしっかりと描いていただき、広場に来る人にはきっとあの広場には行きたいという楽しみが沸き起こり、そしてまたその公園から帰る人にはまたこの広場に来たいと思っていただけるような喜びのある広場にして、菊陽町にしかできない特色のある整備を改めて期待するところでもございます。

ここで最後の質問でございます。

集落内開発の効果は出てきているが、さらなる人口増を見据えた町営住宅の建設は考えてないのか、こちらをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） お答えいたします。

公営住宅は、主に住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃で賃貸し、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。菊陽町営住宅の整備につきましては、菊陽町公営住宅ストック総合計画で定めております目標管理戸数を現状維持の256戸——これは策定時点ですけども——として、既存住宅の建て替えや改修を行うこととしております。そのことから、第5期総合計画の前期基本計画にも掲げておりますように、老朽化した光団地を平成23年度から26年度まで、古閑原団地を平成26年度、27年度にかけて建て替えを行うこととしております。

また、今年度町営住宅の長寿命化計画を策定することとしており、残り住宅につきましても

耐用年数が過ぎた住宅もありますため、建て替えまたは改修を行う必要が生じてきます。今後の町の計画としましては、既存住宅の建て替えまたは改修、高齢者に対応したバリアフリーへの改修が考えられます。以上のことから、菊陽町公営住宅ストック総合計画では、新たな町営住宅の建設の計画はありません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 現状を維持するというお答えであったのでしょうか。それでは、町営住宅の建設の考えがないのであれば、集落内開発という制度もございまして、そちらで人口増といったところでしょうか。現状においては、出入り口が6メートルなく、県の開発許可もおりない場所があるなど、まだまだ制度を生かし切れてないというふうにお話を聞いているところでもあります。制度のおかげで人口も増えているとはお伺いをしましたが、住宅を建てたくても開発許可がおりないのではどうしようもないというふうに思いますし、長いスパンでこの計画をとらえ、人口増につながる計画を進めていただきたいというふうに思うところでございます。

地元の同級生も条件が合えばやっぱり帰ってきたいというようなことを考えている同級生もたくさんおります。民間の参入ができにくい状況だからこそ、地元行政がしっかりと整備をするべきだとも考えるところでございます。この件につきましてどのようにお考えかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（小野秀幸君） ただいまの質問についてお答えします。

集落内開発制度は、平成20年度から運用を開始しておりますけれども、今までの実績を紹介いたしますと、津久礼地区で20件、原水地区59件、久保田地区18件、白水地区10件、合計で107件申請が上がっております。その中には、宅地分譲が23件含まれていることから、全体の戸数としては268戸となっております。効果の方は堅調に推移しておりますけれども、さらなる活性化のためにも広報等による周知強化を図り、推進していきたいと考えており、県に対しても柔軟な対応をしていただくよう毎年要望を行っているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 町はホームページ上でも、保留地の案内をされております。集落内開発のエリアについてもさまざまな角度から案内をし、整備を整えた後に民間による開発も進めていただくように改めてお願いをいたします。

光と影といった表現は適切ではないでしょうが、白水地区に住む後輩の言葉をそのままここで皆様にお伝えをさせていただきます。日の当たる地域に光を当てるのではなく、日陰の地域に光を当ててくださいといった言葉で私に語りかけてきました。なるほどなとその場は別れましたが、後でしっかりと言葉の意味を考えると、非常に重い光と影の言葉だったのかなというふうに思った次第でございます。

我が家の家の前を流れる川も、菊陽町下水道経営計画のおかげで水質保全がなされ、多くの蛍が戻ってまいりました。この菊陽町の川におきましても、いろんなところで蛍の発生が確認をされているというふうにお聞きしているところでございます。蛍がたくさん川に帰ってきたおかげで、その地域の方々には新たな笑顔が生まれ、ほかの地域の方々も蛍を見に訪れておられます。ここで蛍と人間を一緒にするのは非常にいかなものかなというふうには思いますが、地域を離れた方々を再度呼び戻すためにも、町として公園周辺整備にとどまらず、あらゆる地域発展に力を注いでいただき、一人でも多くの新しい笑顔が生まれ、そして冒頭申しましたが、言った方も言われた方も非常に感じのいいありがとうという言葉が飛び交う町にするためにも、しっかりと邁進をしていただきたいというふうに思います。私の一般質問は終わらせていただきますが、総括として最後に町長のコメントをお願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この鼻ぐり井手周辺整備についてということでご質問いただいて、町の方でもいろいろこれから取り組んでいくところでもありますけども、そういった中で吉本議員も自分の考えておられるいろんなことを提案していただいてありがたく思っております。

町としましては、この整備をする中で、やはりできるものから、いろいろ予算的などころもあります。そういうものもありますけども、いろんなそういったアイデアとか、いろんな知恵、そういうものを結集しながら鼻ぐり井手公園ができ上がっていく中で、さらにいろんな波及効果が広がるようなことは十分町民の皆さんの意見も聞きながら、また特に地元の方々の今非常に機運も高まっておりますので、そういうことを大事にしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） すみません、いきなりコメントをお願いして申し訳ございません。

今、お話をいただいたように、非常に厳しい財政というのは、私も理解をしているところでございます。しかしながら、そういうときだからこそしっかりと取れる、取れるところは取っていく表現がどうかと思いますが、しっかりとそういう方にはお支払いをしていただく、そういうことにより新たないろんな事業も展開できるのかなというふうに思います。そういった意味で、今後私が今回質問させていただきました2つの事項につきまして、町としても積極的に考えていただき、そして結果を上げていただくようお願いをいたしまして、若干時間は残っておりますが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時54分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君、一般質問を許します。

○8番（甲斐榮治君） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、甲斐榮治でございます。

今日は、傍聴席の皆さん、町政に関心を寄せていただいております。任期5年目で21回目の一般質問になりますが、大トリになったのは初めてでございます。前職の時代から私は長話ということで随分批判を受けておりましたが、ほかの人よりも若干長目にここにいることを許していただきたいと思っております。

最近、日本をめぐる情勢がいろいろ複雑で、いろんなことを要約すれば、要するに今の政権は何も決められない、何も決められない日本。周辺には独裁的な国がたくさんありまして、そちらの方は割と動きは速い、独裁ですからね。比べて日本はなかなか動かないと。強い指導者が欲しいという声がかちまたに満ちているような感じがいたします。だけど、民主主義というのは、いずれにしても手間暇がかかる制度です。議論を起こして一つの統一した意見に達するまで手間暇をかけて議論をしていく、そういう体制であります。独裁ということになれば、動きは速いですが、ただそれは長い目で見たときにどうなるかということは歴史が示しておるところでございます。この前から議員の皆さんの中にも愛国心の問題を指摘されましたけれども、一つ例え話がございまして。

今、イギリスは60年、エリザベス女王の在位60周年を祝っておりますけれども、第2次大戦でドイツから随分制空権をめぐって戦いを挑まれて、イギリスは最初は非常に調子が悪かったですけれども、最終的には守り抜いております。ドイツの非常に訓練を受けた精鋭のパイロット、これの攻撃に耐えて、そして制空権を守り抜いた。制空権を守り抜いた人たちはどういう人たちか、どういう青年かという、クリーニング屋の店員とかその辺の工場におった青年、あるいはちょっとこういう表現がいいかどうか分かりませんが、ミーちゃんハーちゃん楽しんでた青年、こういう青年たちがドイツの訓練し抜かれたパイロットに対して制空権を守り抜いておると。この愛国心とは何かというのは、やはりここに一つ出ておるという気がいたします。自分の住んでいる国を本当に愛してるかどうか、自分の住んでいる環境をよしとしているかどうか、それが最後には決めるんじゃないかという気がいたします。

ちょっと、今菊陽町としては議会の活性化をしておりますけれども、少し違う点からお話を申し上げたい。せっかく我々は一生懸命今努力をしておりますので、違う点からちょっとコメントをさせていただきたい。

私たちは生きとります。命を持った有機体、生きておりますが、この命というのは生と死が共存している状態。言葉を変えれば生と死、生きること、死ぬこと、生と死がほどよいバランスをとることによってこの生命は維持されておる。皆さんご存じのように、この生命体の中で生の部分、生きてる部分のみが盛んになると、そして死がなくなればがん細胞が生まれます。それから、反対に死のみが進行していけば、そして新しい細胞が生まれなくなれば、その生命体は生きていられません。いずれもついに行き着く先は新陳代謝が永遠に止まって生命活動は

終えんすると、死を迎えるということになります。政治にも同じようなことが言えるのではないのでしょうか。

例えば、国家においては、一つの勢力のみに力が集中され、反対勢力の存在が許されないならば、その国家は一時は強力に見えることがあっても、いずれはエネルギーを失って自ら崩壊することになると思います。例も出ております。逆に、拮抗する複数の勢力の共存を許す国家は、一つの勢力がエネルギーを失っても、他の勢力がそれにとってかわって民族としてあるいは国家としてエネルギーを失うことはありません。歴史を見てもこのことは明らかであります。

例えば、戦国時代は、一見血塗られた暗い時代に見えるかもしれませんが、実は群雄が大望を持って割拠し、しのぎを削った時代、多くの個性が群がり出て、我が民族が最も活動的であった時代でありました。徳川家が圧倒的な力を持っていた江戸体制においてさえ、薩摩、長州など野党勢力は温存されて、徳川家は西に対して警戒を解くことはありませんでした。この緊張感が江戸200年の平和の基礎にはあったというふうに思います。そして、この相矛盾する力が拮抗する姿は、近代や現代に至っても政党政治の中に引き継がれております。ただし、昭和初期に我が国はこの姿を一時失いました。1つの価値観しか認めない軍部独裁を許しました。果たせるかなチェック機能を失って、車輪が1つになった国は亡国の道をひた走ったということは皆さんご存じのとおりです。自治体においても同じことが言えると思います。首長を中心とする行政の力があれば、それをチェックする議会の力があります。そして、議会の中にも多種多様な意見が共存し、切磋琢磨し合う、この中にこそエネルギーの継続と民主主義のあるべき姿があります。

菊陽町議会は、今活性化の取り組みの中で、あるべき姿を模索しております。今、やっとなんかそのことを議会の外に有効に発信する段階に至りつつありますが、議員も首長も町の職員も町民の皆さんも矛盾や対立を恐れずに議論し合うときが来たのではないかと思います。

例えば、一例を申し上げますが、行政職にある皆さんには、反問を行使する権利ができております。議員の質問に答えるだけでなく、この権利も行使してみたい。異なる意見の対立があって、それがあつた過程を経て一致点を見出すところに民主主義のすばらしさがあるというふうに思います。この議会の場合は議論の場であり、議論が盛んにならないと緊張感も失われるし、町としての発展もそこから崩れていくというふうに思います。そんな期待を込めながら批判もあり、認めるところもございませうけれども、そんな期待を込めながら私の質問に移ります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 1番目に移ります。

私が立つと中部小学校の問題かというふうに思われるかもしれませんが、大変大きな問題で、しかもこの中部小の建設問題というのは、その中にこの町の事業のあり方、進め方、そういったすべてが集約をされておるとお思いますので、これは最後までちゃんと見詰めていきたい

というふうに思います。計画の問題、それから予算の問題、基本的コンセプトの問題、責任説明の問題、事業を進める手続の問題。さらには、税の公正な使用、それから児童の教育につながる問題。いろんな点できちんとやはり最後まで見きわめていく、そういう問題であろうかと思えます。中には一件落着ということをおっしゃる方もいらっしゃいますが、実は今の判断というのは、50年にわたってこれから検証されていく大事な学校という場の建設の問題であります。私たちの責任としては、この場でももちろんチェックをしなけりゃいけません、50年にわたって我々の判断自体も町民の皆さんから検証されるということを肝に銘じておきたい、そういう意味であと残っている問題について質問をしたいと思えます。

まず1番目です。

現在の進捗状況を示してもらいたい。どこまで進んだのか、計画に照らし合わせて遅れはないのか、あるいは進める上で問題点はないか、完成は予定どおりであるか、その辺を押さえながら簡潔に説明をしていただきたい。

なお、お願いですが、いつも議員は時間を気にしますが、答弁のあり方、私の希望ですけれども、職員の方は正確を期するために丁寧な説明をされるかというふうには思いますが、まず結論を言っていただきたい、結論を。説明はその次でいいと思えます。結論さえ聞いておれば説明が長いと思ったときにはもういいですよというふうに止めることもできますので、結論をまずおっしゃって、あと説明も、しかも簡略にお願いしたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

工事の全体の進捗としましては、昨年12月に承認をいただきまして、それから25年、来年の8月16日という工期を設けております。その中での工程としまして、当初工程を組んでおりますとおり、今現在順調に進捗しております。

個別工事の現在の進捗状況を述べさせていただきたいと思えます。これにつきましては、議員皆様方には初めての進捗状況をお話しすると思えます。簡単ではございますが、既設校舎の解体につきましては4月末に完了いたしました。それから、今現在では、体育館と棟別にお話ししていきますが、体育館棟では基礎くい工事を完了しまして、今現在建物の基礎、これの地中ばりの鉄筋等型枠、そういう関係で今現在は進めております。将来は、土で埋まる部分という形になる部分でございます。それから、中央棟でございますが、光庭という形で通風関係、採光を見てつくっております。その部分がある中央棟では、建物の基礎、くい基礎が終わりまりましたので、建物の基礎掘削を行っております。それから、南棟でございますが、南棟の中では今現在まだ基礎くい工事途中でございまして、あと10本、直径800程度のくい基礎を10本程度を残して今進捗しております。もう来週ぐらいには完了するというような状況でございます。それから、最後になりますが、北側の棟で、建物としては最後になりますが北棟、これは今の既存の正面玄関の部分で2階建ての北棟になりますが、これにつきましては今申しました中央棟の状況の中で、今後1階部分が完了して2階部分が完了してということで、コンクリー



トの躯体が終わってきます。2階の躯体が終わった時点で、埋め戻しをかけて北棟へ入っていくと。それで、基礎くいに工事から、またそこから入ってまいります、それが11月時点ぐらいから予定しておりますので、おおむねその状況で今からも進んでいくという状況でございます。

それから、今度開発関係でございますが、地下式調整池工事でございますが、調整池は以前にも説明しておりますとおり2次製品、これを組み立てて埋設するという状況でございます、この2次製品の設置が完了しております、今現在下流水路、放水路等調整施設のつなぎ部分の現場打ちの枠を今建設しているという部分でございます、間もなく終わってくるという状況でございます。それから、さくら保育園園庭ほか、改築工事及び中部小学校東線の町道改良工事でございますが、これは擁壁工事が終わりました、あとは舗装工事と遊具の設置工事という部分は残している状況でございます。それから、これは体育館棟と駐車場の間に建物外部にできる部分での擁壁でございますが、擁壁工事(1)としておりますが、これは体育館棟の北側の逆T型擁壁になりますが、いずれも工期内完成を目指して順調に今現在進んでいるという状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 結論としては、予定どおり進んでおると。ですから、工程表に従えば25年の夏休みには完成して移動ができるということですね。もうこの段階に来れば、それは非常に肝心なことだというふうに思います。延びればその分仮設校舎に不要な金がかかってまいりますし、順調に進んでおればそれがこの段階ではもうよしとしなければいけないというふうに思います。

それでは、次行きます。

小学校の北側山林開発整備費の概算が2億7,000万円でしたか、から6億5,000万円に上がっております。これは12月の議会時点でそういうことが知らされました。理由について時間が余りありませんでしたけれども、議事録を見ても約倍近くになっておりますけれども、その理由としては、まだ2億7,000万円という概算を出した時点では開発設計ができ上がってなかったということが1点ですね。それから、その後工事のエリア分けをしていったと。その結果、ずっと積算をしていくと、建築費から開発費へ回った部分があると。これが要するに3億円ちょっとになるかと思いますが、したがって総額としては変わらないと。要するに45億5,711万円ですか、概算のですね。その中で移動をしたというふうな、そういう説明だったと思いますが、これはそれで相違ありませんか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいま議員申されましたとおりの3月議会で答弁しておるとおりでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、平成23年2月時点の2億7,000万円という概算、これは推量で出した数字ですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これはちょっと説明させていただきます。

まず、23年2月28日で全員協議会の方でご説明させていただきました部分で、概算費、開発が2億7,260万円という話をしておりました。それから、地下調整池築造工事を1億1,200万円、それを合わせまして3億8,460万円とし、総事業費を45億5,711万2,000円という形でご説明をしております。その後、今申されましたとおり、工事のエリア分けなどにより、また部局内担当技術職員により工事積算を行いましてエリア分けをして、建築本体工事に入っております開発工事としておった部分を開発工事純粋なものにエリア分けしまして、その結果2億6,540万円、こちらの方が結果的には建物の本体に入れておりました外溝部分を除きまして開発工事へ回してきたという結果ということでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 冒頭で予算の問題を申し上げました。我々は、議員として2億7,000万円の概算ということを知っているんですね。それから、その後私の説明に1つ抜けておったのは、地下調整池の1億数千万円が抜けてましたが、要するにそれを入れても2億6,450万円もの費用が一方から他方に移っているわけです。我々は、そんなに不正確な資料を聞かされたのかという気持ちを持ちますが、その点はいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） この件につきましては、当初の設計の体系からご説明すべきかなと思いますので、まず建物、中部小学校、この関係はさくら保育園の園庭内の改造、それから町道東線、中部小学校の東線の関係を含めまして2万5,000平米の開発行為という形で設計をしております。その中で、開発行為に係る部分は土木コンサルタントとっていいのかはちょっとあれですが、そういう専門の開発に係る専門業者で積算をずっと進めていったという部分と並行しまして、中部小建築本体部分、これに係る外溝部分がかなり出てまいります。擁壁工事であったりとか、門扉とか、外周の擁壁とか、その辺のすみ分けをコンサル同士で私どもが入りましてエリア分けをして、ここまでは建築本体で外溝はしなさい、それ以外の水の流量とかそういう関係の本当の開発工事に伴う部分、今後工事していく部分でございますが、その部分は開発のコンサルタント、2本立てで進めておりました。そして、実際建築本体工事の積算が上がってくる、それから開発工事の設計が終わる、これもちょっと違いがございまして、建築部分につきましては、建築コンサルタントにおいてある程度の設計書がつくられてしまいます。

ところが、開発工事の土木工事につきましては、県の方と協議しまして、許可権者が県でございまして、そのあたりで許可を得られる範囲の中での設計の完了というのが出てまいります。3月ぐらいにおおむねでき上がるという形なんですけど、その完成を受けて私ども職員の方

で、土木の場合は設計積算をそこから初めて工事設計書をつくってまいります。それで、エリア分けをどうすべきかという形を考えていきますので、ここに非常に時間がかかるんですが、そういう中で積み上がった結果として、そういうふうに建築工事に入らせた外溝部分が土木工事という形の方ですべきということで判断に基づいてでき上がったのが今回のこういうふうな結果になったという部分でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 何でこういうことを聞いておるかといいますと、それは実務を担当する人からしてみると、実際にその事業を詰めていって、積算して詰めていけば後狂いが出てくると、前に言うたことと。それは理解できないわけではありません。それも聞きたいんですが、時間がそれはもうありませんので詳しくは聞きませんが、要するに何を言いたいかというのと、やはり議会に出すときにはもう少し詰めてほしい。我々は、余り正確でない数字で、じゃあ判断を迫られるかという気持ちになってしまいます。これが例えば、私もそのときびっくりしたんですが、2億7,000万円が3億円になりましたということならば、まあまあそういうこともあり得るだろうなど。しかし、たとえ予算の概算内であろうと2億6,450万円も違ってきておるといのは、じゃあ議会の我々の判断というのはい体何なんだという気持ちも持ちます。ですから、これはもう今言ってもしょうがありませんので、今後これに限らず事業の進め方としてできる限り正確な資料を出してほしいと、こういうことです。その点いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） これにつきましては、今申しましたように、おおむねどこの市町村にしろ、公共団体にしろ、そうかと思いますが、まず土木積算というふうな方に入らざるを得ないんですが、これにつきましては、まず設計委託発注を当該年度、仮にこの年度にするとしましたら、これが年度いっぱいかかる事業量であれば3月までぐらいに設計自体が終わると。そして、来年度補助事業で乗っけていきたいという部分であっても、それから補助事業の申請までに合わせるために職員の方で積算システムを使いまして、これは共通の形で使っていくんですが、熊本県の場合とかいろいろあるんですが、そういう中での技術職員での作業がどうしても必要になります。そういうことで、どうしても委託設計が終わったからといって積算が終わりかというのと、そういうことでなくて、委託設計の期間内に委託設計の分の設計が終わる、それから積算のシステムを使いましてシステムで工事設計書をつくり上げると。どうしてもこの工事設計書がつくり上がった時点でといいますのは、要は工事発注、発注寸前に初めて諸経費なりそういう形で固まって金額が確定してまいります。そして、その後発注しまして、請負率で入札した結果としてどんと落ちたりとか、ぎりぎりが入ったりとかという形になるんですが、どうしてもこの期間が必要になってまいりますので、そこら辺については今後も正確を期したいと思いますが、そういう事務の手間をかけんと正確な部分は出てこないというところをご承知おきいただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 私は、本体工事とそれから機械設備、電気設備、これについては妥当な落札状況であろうということで賛成をいたしました。これを合わせると大体30億円弱ぐらいですか。そういうことですが、私はもう持論として今これを言っても仕方がないということも十分分かっておりますが、北側山林の開発整備、駐車場、そういったものに過大の金をかける必要はないというのが私の持論でございました。そうしますと、当時は2億7,000万円というのが出てきてました。ところが、いざふたをあけてみたら6億5,000万円と。何だこれはという、こういう気持ちになるんです。

そしてもう一つは、いいですか、議会は最終決議機関です。ここで、そら賛否両論ありますけれども、決まってしまうたら議会在が決めたになるんですよ。あなた方は、町長でも提案をされますけど、決まったときにはもう議会在が責任を持つことになります。議会在が決めたんだというふうな言い方をされたことも聞いておりますけども、そのぐらいやっぱり議会在の決断というのは重いので、できる限りやっぱり正確な数字を出していただきたい。町長、その辺はいかがでしょう。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの学務課長が説明しましたように、実際発注までに行く間にはいろんな作業がありまして、そういった中で特に甲斐議員さん、この後も鼻ぐり井手関係で概算はどうかということでもありますけども、そういうことがある中で、概算から実際どういうことをするかという具体的に積み上げていく中で決まっていくものですから、確かにできるだけそういう面、正確な数字を出して判断していただくことは大事なんですけども、今回の場合、今学務課長が説明したような事情があつての内容になっておりますので、その辺はもうぜひご承知いただきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 実際見積もったり積算をしたりで進めていく中で、誤差が出てくるとか、それはあり得ることで、だけど大き過ぎると私は言ってるんです。そういう状態で議会在の判断に回さないでくれと、こういうことです。

少し例を申し上げますが、私は南八久保という区の自治会の会員の一人でありますけれども、なかなか私たちの区というのは、予算とか決算に非常に厳しいところで、何か1つ購入するのにどうも予算がないと、予備費はあると。予備費から買ったらどうかと、こういう提案をしても何のための予算かというのが出てくるんです、片っ方では。予算を立てたじゃないかと、安易に予備費から持ってくるなど、予備費には予備費の役割があるんだと、こういう発想を自治会さえしております。予算というのは、そういうものである。計画についても規模が全然違いますが、町と自治会では違いますが、計画にしても予算にしても限度というものがありますけれども、できる限り正確な資料を我々に与えてほしい、そのことを申し述べてこの件はそれで終わりたいと思います。

3番目に移ります。

この6億5,000万円の概算の事業を7本から8本の工事に分けて発注するという答弁をいただきましたが、その後これがどうなっておるか知らせていただきたい。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

昨年度発注しております工事が4本でございます。これにつきましては、中部小学校東線道路改良工事、それからさくら保育園園庭ほか改築工事、中部小学校調整池整備工事、それから中部小学校擁壁築造工事(1)という形で4本既に発注しておりますのが合わせまして2億1,420万円の契約額でございます。残りの工事につきましては、今現在計画しておりますのが駐車場の造成工事、それから運動場の舗装工事、それからちょっとこれは急いでつくらないかなかなというところがございますが、防火水槽工事など4本程度で現場の進捗状況を見て、今後の発注関係をエリア分け等していきたいと思っております。また、これにつきましては、7から8本という形でお話ししておりますように、工事の本数については今後も今言いましたような施工順番、急々に急ぐ部分とか、そういう部分にはちょっと早目に発注していくというような状況ではございますので、工事本数については若干変動があると考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ちょっとメモが間に合いませんでしたけれども、既に済んでおるのが東線、保育園の下の方の道路ですね。園庭の整備、それから地下調整池ですか。もう一つは何でしたか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） もう一つにつきましては、先ほど申しましたように、中部小学校の学校の擁壁築造工事(1)ということで、先ほどは進捗状況で逆T型擁壁という形でお話しした部分でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の逆T型擁壁というのは、四千数百万円の分ですね。そこまでが2億1,420万円。じゃあ後6億5,000万円ですから、4億円ちょっとがまだ残っているわけですね。それに当たるのがその駐車場の整備費ですね。それから、運動場のかさ上げ工事、それからもう一つが防火水槽、もう一つ何でしたかな。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ここで何々工事ということで限定して申すことはまだできませんが、今後急遽この中で分割して発注すべき工事が出てくるかと思っておりますので、このあたりを含めまして4本程度ということで今現在の中では考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） じゃあ、今申された駐車場、それから運動場、それから防火水槽、これを何本かに分けると、それは未定であると、こういうふうに理解しとっていいですね。本来は、概算まで聞きたいんですけど、これまた今の段階で聞けば非常に不正確な数字になるかもしれ

ませんし、また入開札の問題もありますので、それはもう控えておきたいと思います。ぜひ、しかるべき時期が来たら、これは全協で議員全員にお知らせ願いたいと思います。

それから、もう一点お聞きしますが、菜園がありましたですね。四千数百万円でお買いになったこの菜園はどのように利用される予定ですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問につきましては、6番目の土地の活用という部分でお話ししようかと思ったところでございますが、これにつきましては購入目的のとおり、学校菜園という形で利用は検討委員会の中でもそういう形で決定されまして、今後においては当面学校菜園ということで考えております。この意味合いとしましては、やはり農業体験学習であったり、食育の充実と。その他環境教育というような部分を加味しまして、これはぜひ必要なものということで考えておるところです。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今、ここには工事事務所が建ってますよね。原状回復をして菜園にするということですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 1点ちょっと漏れとったんですが、この学校菜園は今、議員言われましたような筆を買ったわけでございます。一地権者の方から購入いたしました。そして、今後の活用としては今申しましたとおりでございます。工事事務所は、結果的には工事が終わりましたら解体してもとの、もともとがそこは畑でございますので、畑へ返して学校菜園ができるような状況に持っていくということで考えておりますが、ただ一点ちょっと報告を忘れとったんですが、そこがちょうど学校菜園の西側がちょうど、山口歯科というところから児童たちがおりていって、中部小の前へ学校菜園の横を通過して町道をわたって中部小へ入っていくという部分でございます。このところがT字になっておりまして、学校菜園の西側ですね。ここが非常に交差点が狭うございます。そういうことと児童の安全確保で歩道等の設置ができておりませんので、学校菜園として購入しておりますが、一部町道の交差点改良部分と児童の安全確保という部分で歩道を設けて見通しのいいようなT字に若干はしたいというふうに建設課さんの方に今お願いしているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 次に移ります。

4と5を一緒に行いたいと思いますが、実は今の工事の状況についてはさまざまな意見が私の方にもまいります。まだ、これが計画とか口頭による説明の段階では具体的にそのイメージが浮かばなかったこともあるかと思いますが、現在はもう目に見えます。樹木も、今擁壁は(1)の擁壁ができつつあります。その上の方のスカイビレッジの下の擁壁部分、これはもう樹木がない。それを見ながら、やっぱり現実が目の前に来ているものですから、それを見てびっくりして電話されたりいろいろありますけれども、要は、ただこれはもうこれがどうのこう

のといっても始まりません、もう決まったことですから。ただ、あと安全対策ですよ。スカイビレッジの下の擁壁の構造、ちゃんと安全が担保できるのか、擁壁工事上何か配慮した特徴的なことがあれば知らせていただきたい。安全上どういう構造の擁壁になるのか。

それからもう一つは、防空ごう跡を指摘をしましたが、途中で土崩を起こしとって、崩壊しとって先の方は見えないと、もしもいろいろ出てきたら山砂を埋めて処置をするという、そういう返答を受けておりましたが、この辺はどうなっておるか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、ご質問の4番と5番を一緒にということでございますので、まずスカイビレッジ下の擁壁につきましては、計画段階から、今、議員も申されましたとおり、やはり私どもも横断面図、展開図、擁壁関係を見てもなかなか現地ででき上がるようにはいきません。そういう形からすると、スカイビレッジの住民の方も図面とかで説明しております。そういう中では、やはりイメージ的にはなかなか難しい部分があるだろうなというのは当然感じます。そういう中でも、できるだけご協力、理解をいただくというために、今までの計画駐車場につきましてはの北側の擁壁の形状、どういう擁壁がいいのか高さをどれぐらいにするのか、すると擁壁の上部とスカイビレッジの間を何メートルぐらいあけたらいいのかとか、その辺を十分お互い検討しまして意見交換を何度となくしまして、今現在決定してきているという部分でございまして、構造的にはスカイビレッジのすぐ下の擁壁については大型ブロックという2次製品を使ってまいります。そして、高さ的にはおよそ5メートルから9メートル、どうしても出てまいります。ですから、今度校舎、体育館の方側が5メートル程度、それから東へ行くにつれて若干高くなるという部分が出てまいります。そういう状況で上のスカイビレッジの擁壁がございまして、それから私どもが今後つくる擁壁の間、これが特徴としましては転落するとか、今までは土とか山でございましたので、そのあたりをどうするかということも協議しまして、チップ材関係、製品のチップ材かちよつとしたクッションぽい形で表面をちよつと仕上げようかとかというふうな打ち合わせをしてきているというのが、それと擁壁の上には必ず防護さく、人が落ちないようにこの辺を設置するという形で決めております。ただ、本来であれば樹木等が設置できればよかったです、樹木についてはちよつとどうしても設置できないということでご了解をいただいております。そういう状況で決定してきておまして、今後工事に入るときには当然また工事の施工の説明会をしてまいるという状況は生まれてまいります。

そういう中でも安全対策としましては、擁壁施工時の安全対策という部分で、住民の一番は掘削した場合、擁壁が完全にでき上がるまでには土を掘削しますので、住民の転落防止、工事作業員の転落防止も当然のことですが、防止のためのさくの設置、それから土の土質に合わせた形での掘削勾配の確保、それから崩壊の防止、このあたりに努めて安全に工事に入りたいと。今現在も一部でございまして、スカイビレッジの一番西側の部分までしか掘削が今できておりません。今後、先ほど言いました駐車場工事を発注する中で東側へ向かって駐車場の

大部分のところを今から山の部分を掘削していくという作業に入っていきます。

それから、そういうことで防空ごう跡でございますが、防空ごう跡につきましても、今はまだその位置まで掘削が及んでおりません。今後の発注の中で、駐車場造成工事の中で保育園北側の擁壁を今現在あるんですが、これも高さ的に足りませんので、新しく擁壁を設置することになります。そのために擁壁工事の解体を行います。その時点で位置的には防空ごうの位置は把握しておりますので、これを解体とあわせましてじかに目で見て掘削しながら進めていくと。もし、防空ごうの穴がそのままあるようであれば、穴の上の部分を掘削機によりオープン掘削して砂で充てんして完了するという形で安全には十分気をつけていきたいというふうを考えているところです。

なお、ただもう一点ご説明しておきたかったのが、これを開発工事、今までは竹山ではございました、雑木の竹山。これがのり面、斜面が結構きつうございまして、このまま放置しとくとやはり下の住民の方とかが不安をずっと以前から抱えられておりました。これにつきましても、やはり今回のこの駐車場開発におきまして県の開発基準に伴って整備してまいりますので、そのあたりも一体的な安全、町としては安全対策がこれでそのあたりができるというふうに確信しているところです。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それももう少し具体的になりましたら、ぜひこれ議員の全員にお知らせいただきたい。それと、住民の何人かの方ともちょっとお話ししましたけれども、こう言ってらっしゃいます。現在でもやはりくい打ちをしたり、そういったときに地震のような地響きはすると、騒音もあると。だけでも、もうこの段階に来てその賛成、反対とかそういうことは自分たちは言わないと、できる限りの協力はすると。しかし、幾つか不安の点があるので、それを今後町とも話し合っていきたいと。一番大きなもの、今立木の話が出ましたけれども、あそこに立木があって風よけの役割をしておったと。むき出しになるので防風の対策が今後心配であると、こういうことを言ってらっしゃいました。それから、それが今の目につく一番だけれども、その後で上がった段階でいろいろと出てくるんじゃないかと。そういったときに町がもうでき上がってしまったら、言葉悪いですが、おれ知らんという態度をとられては心外である。ですから、その防風の対策とこの中部小の建設に関連して起こってくる事態について、町は最後まで責任を持ってほしいと。これが自分たちの切なる願いだというふうなことをおっしゃっておりました。その辺についてはいかがでしょう。課長、それから町長もこの辺についてはご回答をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまの件につきましては、今までも住民の方と何度となくそういう設計の段階から協議を進めておる中でも、またこの間工事着手する前の説明会におきましてもやはりその辺の不安というのはずっと抱えられております。でき上がりでどうなるんだろうかと、やっぱりでき上がってみないと自分たちもよく分からんというのは当然でございますの



で、これについてはできれば工事完了までには状況が見えてきますので、それまでには協議しながら対応できる部分については対応していきたいということで今進めているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今の件につきましては、学務課長が申し上げたとおり、そういう内容で対応していきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、あと5番目まで終わりましたので、6番目に行きたいと思いますが、もうちょっと時間がございませぬ。これは範囲も広がりますので、これについては今後に回したいというふうに思います。

次の大きな2番の鼻ぐり井手公園の拡張整備についてに移ります。

時間も余りありませんが、前に吉本議員の質問が随分ありましたので、私はそれに積み残された部分と申しますか、私が気がついた部分について質問を申し上げたいと思います。

この事業の目的、そういったものは一応理解はいたしました。事業の内容についても、それから事業が地域の支持を得ているかどうか、それから概算はこれはとても今の段階では示せないと思いますが、その辺は大體理解はいたしました。特に、この鼻ぐり井手については、地元の方たちが毎年鼻ぐり井手祭というのですか、それを自主的に、町ももちろんかかわってますけれども、運営されて非常に盛り上がりも見せておりますし、その状況は私たちにもよく見えております。地域の方たちも本当にそれこそボランティア、純粋なボランティアという姿で動いてらっしゃいますし、それはもうきちんとして見えております。ですから、ここにその公園を設ける、そういった大きな趣旨については住民の盛り上がりを見れば、これはもう当然それは進めるべきだろうということで私もこの土地の買収については賛成をいたしました。ただ、1つ気になることがあります。この目的なんですけれども、観光という面ですね、観光を主眼にして、そしてそれを経済効果につなげるとかそういうふうな物の考え方でやるとすれば、これは期待外れになるんじゃないかなと。

どういふことかといいますと、菊陽町の観光資源というのは多々あります。鼻ぐり井手もありますし、大きな重要な文化財ですが鉄砲小路がありますし、あるいは杉並木があります。ただ、これらはいずれも通過点での、もうちょっと言いますと、熊本城を起点として大分県の鶴崎、肥後藩の飛び地がありました。そこに至るまでの参勤交代の道筋の上に展開をした点、つなげば線になりますけれども、その線の中に位置づけてやっただけの場合に初めて観光資源あるいは文化財として生きてくるというふうに思います。余り過大評価して、経済効果にまでつなげるというのはいかなものかという気持ちを持って見ております。

ただし、やはり町というのは、住民の福祉を考えるわけですから、仮に赤字になるとしてもその地域の活性化につながるものであればやらにやいかん場合もそらあると思うんですね。ただ、過大評価して経済効果につながるという位置づけはいかなものかという気持ちを持って

ます。この点に対する町長の考え方をお聞きしたいのが1つ。

それからもう一つは、経済効果云々でうわさの段階で確認をしておりますが、何か物産館をつくると、新しくつくる公園の中に。これも近年に「きくちのまんま」があります。その辺ののことを考えたときにこれはいかなものか。うわさで聞きましたんで、それがなければもうないで結構なんですけれども、その辺について担当課長あるいは町長、ちょっともう時間がありませんからコメントをいただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 具体的な内容につきまして、先に私の方から述べさせていただければ……

（8番甲斐榮治君「もう述べなくていい、観光目的かだけで」の声あり）

ございますけれども、観光につきましては、やはり鼻ぐり井手を観光につなげていければというような期待につきましては地元の方も持っておられますし、検討委員会の中でもいろいろご意見をいただいております。ただし、本当にそれを事業化していくためには必要なもの、あるいは労力、それと収益についてももしっかり検討していかなければならないと。そういうようなことも皆さん認識されまして、検討委員会の中でもそういったことも話してきておるところです。

3月までの段階では、実際的な収益事業につきましてはまだ見出せておりませんので、引き続き南部町民センターのいろんな活動の中で検討されまして可能性が見出せましたら取り込める部分につきましては取り込んでいきたいというような状況でございます。

それと物産館の規模がどれぐらいかということがあるかと思いますけれども、いろんな品物を販売していく。近くにありますきくちのまんまとか、そういったものになるような大きな物産館と。そういうものは想定しておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、担当課長が申しあげましたように、地元の方々も入っていただいた上での、積み上がってきておるわけでありまして、確かに物産館でいいですと菊池まんまがありますし、また町が持っております「さんふれあ」もあるところであります。そういった中で、何ができるかということでありまして、1番からそういう大きな物産館的なものをつくるというのじゃなくて、資料館的、そしてまた管理棟的なそういった中で、そういう経済効果、どういうものが生み出せるかというのがやはり整備していく中で、人の集まりの中、どういう人たちが、当然観光的にも見てもらいたいという場所でありまして、その辺は今後実施設計を積み上げていく中で十分検討していただいて、建てていろいろ抱え込んで非常に問題になるようなことじゃいけませんので、その辺十分内容を詰めたところで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 申し上げましたように、これが地域の活性化に大きく資するというのであれば投資をして、しかもその見返りまでは期待しないということであってもそりゃ納得ができると思います。

ただ、最初から何かその経済効果までつながるようなそういうふうな考え方でおると、ちょっとやっぱり当てが外れるんじゃないかなろうかなと。何でもつくったはいいが、後の管理維持費、これがどこでも施設の場合には問題になります。十分考えられていると思いますけれども、地域の方と十分相談をされて、その辺も豊かなものにしていただきたいと思います。質問終わります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時4分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成24年6月11日（月）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成24年6月12日（火）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（5日目）

（平成24年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成24年6月12日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 発言の取り消し
- 日程第2 議案第27号 菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第28号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第29号 菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第30号 菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第31号 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第32号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 日程第8 議案第33号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第9 議案第34号 都市公園を設置する区域について
- 日程第10 議案第35号 町道路線の認定について
- 日程第11 報告第1号 地方自治法施行令第145条第1項の規定による継続費繰越計算書の報告について（平成23年度菊陽町一般会計予算）
- 日程第12 報告第2号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成23年度菊陽町一般会計予算）
- 日程第13 報告第3号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成23年度菊陽町下水道特別会計予算）
- 日程第14 報告第4号 菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第15 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君 |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君 |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君 |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君 |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君 |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君 |

13番 川 俣 鐵 也 君

15番 上 田 茂 政 君

17番 梅 田 清 明 君

14番 加 藤 眞 佐 男 君

16番 小 林 久 美 子 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

17番 梅 田 清 明 君

1番 中 岡 敏 博 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 中 富 恭 男 君

教 育 長 赤 峰 洋 次 君

教 育 次 長 鶴 田 義 晃 君

総 務 部 長 松 本 東 亞 君

福 祉 生 活 部 長 阪 本 修 一 君

産 業 建 設 部 長 坂 本 恭 一 君

会 計 管 理 者 兼 平 野 誠 也 君  
会 計 課 長

総 務 課 長 實 取 初 雄 君

総 合 政 策 課 長 吉 野 邦 宏 君

財 政 課 長 阪 本 浩 徳 君

税 務 課 長 阪 本 章 三 君

人 権 教 育 ・ 堀 川 俊 幸 君  
啓 発 課 長

福 祉 課 長 宮 本 義 雄 君

健 康 ・ 保 険 課 長 佐 藤 清 孝 君

介 護 保 険 課 長 渡 邊 幸 伸 君

環 境 生 活 課 長 大 山 陽 祐 君

町 民 課 長 山 崎 謙 三 君

武 蔵 ヶ 丘 支 所 長 堀 川 正 信 君

農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君

建 設 課 長 松 村 孝 雄 君

都 市 計 画 課 長 小 野 秀 幸 君

下 水 道 課 長 今 村 敬 士 君

商 工 振 興 課 長 吉 川 義 則 君

総 務 課 庶 務 中 島 秀 樹 君  
法 制 係 長

教 育 審 議 員 矢 野 陽 子 君

図 書 館 長 堀 行 徳 君

学 務 課 長 松 本 洋 昭 君

生 涯 学 習 課 長 服 部 誠 也 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 木 一 雄 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 発言の取り消し

○議長（大塚 昇君） 日程第1、発言の取り消しの件を議題とします。

梅田清明君から、6月6日の会議における発言について不適切な発言があり、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取り消し申出書に記載した下線の部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに賛成の方は起立願います。

（11番佐藤竜巳君「議長、その前に一言。議長、すみませんけども、自分で発言してですよ、いろんな場所で自信持って言ったことをすぐ取り消すというのはびっくりする」の声あり）

挙手の上、発言をしてください。

（11番佐藤竜巳君「すみません。お尋ねします」の声あり）

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） すみません。ただいまのこの日程第1ですけども、自信持って自分で言ったことをですよ、そして後で取り消しということは、本会議で自分でしゃべったことを後で取り消すのはいかさかと思えますけども、取り消す理由も聞きたいんですけども、そういう勝手にやっぱり取り消されるものでしょうか。議長にちょっとお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） ちょっとお答えしますけども、以前にもそういった問題がありまして、取り消しを本議会でされた経緯があります。その手順に乗って本日は行っております。ほかに何かありますか。

（11番佐藤竜巳君「すみません」の声あり）

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 起立する前に、当事者の僕も説明をちょっと聞かんとそれに納得できないもので、理由をちょっとまずもって説明いただけんでしょうか。それはいけませんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） もう説明の必要はないと思えますけれども、賛成の方は起立をしていただければいいと思えます。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 発言取り消しを出しましたので、その理由を私なりに述べたいと思いま



す。皆さんが何で取り消しをしたのかなという問題があると思いますので、よろしいでしょうか。

何で取り消したかというと……。

○議長（大塚 昇君） もう梅田清明君に申し上げます。

理由は申出書に記載してありますので、特段理由を言われる必要はないと思います。認めません。

（17番梅田清明君「一般質問の通告によって、こういうことになるならば、この一般質問の通告のあり方を勉強せないかんと」の声あり）

発言者に申し上げます。

議長の指名よって発言をしていただきたいと思います。

（17番梅田清明君「はい」の声あり）

認めませんので、同じ質問でしたら……

（17番梅田清明君「何で認めんとよ」の声あり）

申出書がちゃんともう出て……

（17番梅田清明君「これの説明をしますというんじゃ」の声あり）

（「議長権限で、行け、早うもう」の声あり）

説明は認めませんので、採決を行いたいと思います。

（11番佐藤竜巳君「こんなん納得しとう、議長権限」の声あり）

それでは、先ほど言いましたように、梅田清明君から6月6日の会議における発言について不適切な発言があり、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取り消し申出書に記載した下線の部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、梅田清明君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第27号 菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第27号菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町民課長、内容の説明を求めます。

○町民課長（山崎謙三君） おはようございます。

議案第27号菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明します。

提案理由ですが、国の法律であります住民基本台帳法の改正及び出入国管理法の改正により

ます外国人登録法の廃止に伴いまして、菊陽町印鑑条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

住民基本台帳法の改正及び出入国管理法の改正につきましては、外国人住民も日本人同様に住民票に登載することに改正されました。これにより外国人登録法が廃止されますので、印鑑条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページめくっていただきまして、参考資料の新旧対照表により説明させていただきます。

改正の内容につきましては、下線の部分になります。

まず、第2条の登録できる者ですが、第1項の改正は、外国人登録法が廃止されることから「次の各号に該当する者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者」に改め、同項の各号を削り第1項を整理したものでございます。

次に、第5条の登録印鑑の規制ですが、外国人登録法の廃止に伴い、第1項中「又は外国人登録原票に登録」を削り、新しい住民票では氏名のほかに通称を記載することとなっていますので、印鑑登録においてもその項目を追加し、第2項では、非漢字圏の外国人住民につきましては、片仮名表記の印鑑でも登録できるとしたものです。

第10条については、表現の繰り返しになる部分を削除したものです。

次に、第12条の印鑑登録の抹消ですが、外国人住民について氏名のほかに通称または片仮名表記を追加したものです。第4号の追加部分は、在留期間が過ぎたときという意味です。

次に、この条例の施行期日ですが、表紙から2ページをあけていただき、中段から下の附則を見ていただきますと、施行期日を平成24年7月9日としております。これは、改正されました住民基本台帳法及び出入国管理法などが平成24年7月9日から施行されることから、その期日に合わせたものです。

附則の第2項については、施行期日以前に外国人印鑑登録者であった者が、施行期日において住民票が作成されない場合は、印鑑の登録を受けることができないため、職権で当該印鑑の登録を抹消し、その旨を本人に通知しなければならないとしたものです。

第3項については、外国人印鑑登録者が施行日において住民票が作成される者については、印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じる場合があるため、職権で修正できるとしたものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第28号 菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第28号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第28号菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由は、町道原水駅線の道路改良に伴い、新たに原水駅北側に駐輪場を整備したため、菊陽町自転車等駐輪場条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

参考資料の1枚目をお開き願います。

菊陽町自転車等駐輪場条例第3条の名称及び位置に新たな駐輪場を追加するもので、右側改正案の名称に原水駅北駐輪場、位置が菊陽町大字原水2140番地1でございます。

次のページをお願いします。

ここでちょっと図面に誤りがありましたので、修正をお願いします。

原水北駐輪場と表示しておりますけれども、原水駅北駐輪場でございますので、ちょっと申し訳ございません。「駅」を挿入をお願いします。

場所は、原水駅の北側の町営原水団地の雨水調整施設の一部に設置したもので、町道原水駅線の道路改良で、もともとは町道とJRの線路の間のスペースにとめていた自転車等が、道路改良によりとめるスペースがなくなったことから新たに設置したものです。

位置が、菊陽町大字原水2140番地1であります。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第29号 菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第29号菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、内容の説明を求めます。

○商工振興課長（吉川義則君） おはようございます。

議案第29号菊陽町工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由としまして、本町における一層の雇用機会の確保及び地域経済の活性化を図るには、製造業のみならず、雇用が見込め、地域の活性化が期待できる業種の立地は必要と考えております。そこで、対象となる業種を拡大し、これらの業種の立地を促すため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在本条例におきまして、一定規模以上の工場等を新設または増設しようとする者に対し、工場等の立地を促進するため、補助金を交付することができるとしております。現行条例では、工場の定義を統計法の統計基準である日本標準産業分類に定める製造業及び電気、ガス、熱供給業を営む者並びに開発研究施設としております。現在製造以外の業種において、雇用が見込め、地域経済の活性化に寄与することができる業種を本条例の対象といたしておりません。

一方、隣接する熊本市におきましては、雇用が見込め、地域経済の活性化に寄与することができる情報サービス業等の業種も対象としております。本町におきましても、本条例の目的である工業の振興及び雇用の増大を促進させ、地域経済の活性化を図るために、情報サービス業等を本条例の対象とする必要があると考えております。

それでは、改正する条例の内容をご説明いたします。

参考資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

新旧対照表の定義第2条、この第1号で工場等の説明をいたしてありますけれども、これを

改正するものでございます。第2条、この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1)工場等、次に掲げる施設をいう。

ア、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる業種のうち、次に掲げる業種の用に供する施設。（ア）製造業、（イ）情報通信業のうち、情報サービス業及びインターネット付随サービス業、（ウ）コールセンター（サービス業（他に分類されないもの）のうち、その他の事業サービス業の中で分類されるものをいう。）。

イ、ものづくり基盤技術振興基本法施行令（平成11年政令第188号）第2条各号に規定する業種のうち、次に掲げる業種の用に供する施設。（ア）機械設計及びエンジニアリング業、（イ）研究開発支援検査分析業、（ウ）理化学研究所及び工学研究所（それぞれ工業の科学技術に関する研究開発を行うものに限る。）。

ウ、電気、ガス、熱供給業の用に供する施設。

エ、アの（ア）に掲げるもののほか、原材料を加工して製品を製造する業種の用に供する施設。

続きまして、第4条で補助対象事業者。

1号から4号は略して、次ページをお願いいたします。

第5号で、開発研究施設というのを第2条で、工場等が当該事業の用に供することを伴って雇用する雇用者の数が10人以上、これ「開発研究施設」を「第2条第1号イの（ウ）に掲げる施設」と改めておりますので、そのようにいたしております。

第2項も同じく「開発研究施設」を「第2条第1号イの（ウ）に掲げる施設」というふうに改めております。

以上のとおり、今回の条例改正は対象となる業種を拡大し、これらの業種の立地を促すため、本条例の一部を改正するものであります。議員皆様のご賛同方、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第30号 菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第30号菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

商工振興課長、内容の説明を求めます。

○商工振興課長（吉川義則君） 議案第30号菊陽町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由としまして、本町における一層の雇用機会の確保及び地域経済の活性化を図るには、製造業のみならず、雇用が見込め、地域の活性化が期待できる業種の立地が必要と考えております。そこで、対象となる業種を拡大し、これらの業種の立地を促すため、本条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

先ほどの議案第29号と関連しておりますが、この条例では菊陽町内に一定規模以上の工場等を新設または増設しようとする者に対し、町税の不均一課税を講ずることができるとしております。先ほどの議案第29号と同様に、工場等の定義を変更するものでございまして、対象となる業種を拡大し、これらの業種の立地を促すために、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正する条例の内容をご説明いたします。

参考資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

この内容につきましては、先ほどの議案第29号と同様でございまして、先ほどの条例につきましては補助金を交付する条例ということで議案第29号でさせていただいておりますけれども、今回の菊陽町工場等設置奨励条例につきましては、税の不均一課税を行うことができるということで内容が違いますので、議案第30号ということになっておりますけれども、内容につきましては先ほどの議案第29号と同様でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第31号 平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第31号平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議案第31号平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

先日の町長の提案理由説明にありましたように、新年度に入りまして2カ月余りが経過したところでございますが、総務費、商工費、教育費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ担当課長がお答えしますので、よろしく願いいたします。

それではまず、表紙をめくっていただきまして、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に673万円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億9,673万円と定めるものであります。

次に、2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算の補正の歳入ですが、款の17県支出金を173万円、款の22諸収入を500万円それぞれ増額いたしております。

下のページ、3ページは歳出です。

款の2総務費を179万3,000円、款の4衛生費を69万6,000円、款の6農林水産業費を80万円、款の7商工費を131万8,000円、款の10教育費を281万8,000円それぞれ増額し、款の14予備費を69万5,000円減額しております。

5ページ以降は補正予算に関する説明書で、主なものの補正額についてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきますと、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括があります。

内容は、先ほど説明しましたものと同じでありますので、割愛させていただきます。

次に、8ページをお開き願います。

歳入ですが、款の17項の2県補助金、目の1総務費県補助金、節区分4の地方消費者行政活

性化交付金を58万3,000円、次に、目の4農林水産業費県補助金、節区分3の農業振興費補助金の戸別所得補償経営安定推進事業費補助金を80万円、目の7教育費県補助金、節区分1の小学校費補助金を10万円、節区分2の中学校費補助金を10万円、下段の項の3県委託金、目の1総務費県委託金、節区分3の統計調査費委託金を14万7,000円それぞれ増額しています。

内容は、説明欄に記載したとおりでございます。

次に、下のページ、9ページをお開きいただき、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分4のその他の雑入500万円は、財団法人自治総合センターからのコミュニティー助成であります。

次に、10ページをお開き願います。

次は歳出です。

まず、款の2項の1総務管理費、目の6企画費の39万円は、先ほど歳入にもありましたように消費者行政活性化事業に係る分であります。

次に、目の10地域政策費は、地域公共交通関係の予算の組み替えでございまして、節区分13の委託料の地域公共交通再編業務委託料を574万4,000円減額し、節区分19の負担金、補助及び交付金で地域公共交通会議補助金200万円を計上いたしました。これは、地域公共交通会議に対しまして、国庫補助金が直接交付されることになったものでありまして、トータルでは町の持ち出しとしましては370万円減額されるというところになります。また、節区分19の負担金、補助及び交付金の一般コミュニティー助成事業補助金500万円は、歳入で500万円を受け入れまして、出分区と下原区にそれぞれ250万円補助するものであります。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費は、戸別所得補償経営安定推進事業の人・農地プラン作成事業に係る分で、全額県補助金を充当いたしております。

次に、14ページをお開きいただき、款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費、節区分19の負担金、補助及び交付金は、町商工会に対する全国展開プロジェクト実施支援補助金131万8,000円で、内容は、健康、美容、食をテーマに観光客の入り込みを図るための試作品の開発、展示会、イベントなどを実施するためのものであります。

次の15ページをお開きいただきまして、款の10教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費、節区分13の委託料30万円は、武蔵ヶ丘小学校1年生1人に対しまして日本語指導の委託料であります。

中段の目の2教育振興費、節区分19の負担金、補助及び交付金20万円は、菊陽中部小学校に対する「生きる力」を育む研究指定校補助金で2分の1は県の補助金を充てております。

また、下段の中学校費、目の2教育振興費、節区分19の負担金、補助及び交付金20万円は、菊陽中学校に対する「生きる力」を育む研究指定校補助金で2分の1は県の補助金を充てております。

次に、目の5学校建設費、次の16ページをお開きいただき、節区分の15工事請負費の71万円



は、武蔵ヶ丘中学校のクラス増に伴う給食配ぜん棚の増設分であります。

最後に、下のページ、17ページをお開きいただき、款の14予備費は予算調整のため、69万5,000円を減額いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第32号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第32号熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（實取初雄君） おはようございます。

議案第32号熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてご説明いたします。

熊本市が本年4月1日に政令指定都市へ移行しましたことにより、熊本県市町村総合事務組合の事務所の所在地に区名が加わりました。これに伴い、規約に記載する熊本県市町村総合事務組合の事務所の所在地を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページめくっていただき、新旧対照表をご覧ください。

左側が現行であり、第4条において組合の事務所が熊本市健軍2丁目4番10号となっておりますが、右側の改正後で、熊本市の次に東区を加えるものでございます。

最初の議案に戻っていただきまして、附則として、この規約は組合を組織する市町村並びに一部事務組合及び広域連合の協議が調った日から施行し、変更後の熊本県市町村総合事務組合格約の規定は平成24年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第33号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第33号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

議案第33号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

熊本市が本年4月1日に政令指定都市へ移行したことにより、熊本県後期高齢者医療広域連合の事務所の所在地に区名が加わりました。これに伴い、規約に記載する熊本県後期高齢者医療広域連合の事務所の所在地を変更する必要が生じたので、地方自治法第291条の11の規定より、議会の議決を求めるものです。

最後のページ、新旧対照表をご覧ください。

左側が現行であります。第6条において広域連合の事務所が熊本市健軍2丁目4番10号となっております。右側の改正後で、熊本市の次に東区を加えるものです。

最初の議案に戻っていただきまして、附則として、この規約は広域連合を組織する市町村の協議が調った日から施行し、変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約の規定は平成24年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第9 議案第34号 都市公園を設置する区域について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第34号都市公園を設置する区域についてを議題とします。

都市計画課長、内容の説明を求めます。

○都市計画課長（小野秀幸君） おはようございます。

議案第34号都市公園を設置する区域の変更についてご説明申し上げます。

提案理由は、2枚目に記載しておりますが、都市公園法第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を定める必要があるため、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明を申し上げます。

1枚目をお願いします。

今回都市公園の区域を追加をする必要が生じたので、変更をお願いする公園が2公園あります。

まず1つ目に、ふれあいの森公園について区域の追加をお願いするものであります。場所につきましては、1、都市公園「ふれあいの森公園」を設置する区域に記載のとおりでありまして、筆数は1筆であります。場所については、参考資料として3枚目に図面を添付しており、その裏面には航空写真との重ね図となっておりますので見ていただきたいと思います。ふれあいの森公園の南側、菊陽北小学校との間になります。追加する区域は山林となっております。ここに発生する蚊が菊陽北小学校の教室等に侵入して児童の教育に支障を来したり、マムシ、ムカデ、スズメバチが生息したりする等の悪環境や安全上問題があることから、地域でもボランティアにより環境改善を図るための努力をされたところですが、なかなか改善までは至っておりません。こうしたことから、平成23年12月7日付で地元原水地区区長会から町及び議会議長あてに環境改善の陳情書が出されているところであります。以上のことから、町としてはこの山林をふれあいの森公園に加え、公園として一体的な整備を行い、あわせて環境の改善や安全確保を図るものであります。

最初のページをお願いいたします。

2つ目に、鼻ぐり井手公園についての区域の追加をお願いするものであります。場所については、次のページにまたがっておりますが、2、都市公園「鼻ぐり井手公園」を設置する区域に記載のとおりでありまして、筆数は26筆であります。場所は、最後のページに図面を添付しており、先ほどと同様に裏面に航空写真との重ね図をつけておりますので見ていただきたいと思います。現在の鼻ぐり井手公園の南側に県道瀬田熊本線がありますが、さらに南側の三角形の台地に公園整備を行うため、区域の追加をするものであります。

町ではガーデンサバフれあいの里づくり事業を推進し、歴史景観、自然環境の保全活用事業として、鼻ぐり井手周辺整備構想に基づき、平成9年から熊本県の事業として現在の公園が建設されております。その後、10年近く経過しておりますが、公園周辺の地域活性化の急務が高まりを見せ、構想に掲げて今回の追加区域を整備することにより、地域活性化を図るものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第35号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第35号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第35号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

提案理由は、道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定より、議会の議決を求めるものであります。

今回ご承認をいただきたいのは、武蔵ヶ丘北1号線ほか17路線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図によってご説明申し上げます。

1枚目をお願いします。

この場所は、武蔵ヶ丘北2丁目の元RKKグラウンド跡地で、約6万6,700平米を宅地開発され、その際築造されました道路です。

今回の認定は、その宅地開発内の武蔵ヶ丘北1号線から武蔵ヶ丘北17号線までの17路線です。延長、幅員につきましては、左上に記載しているとおり、延長が23.58メートルから422.12メートル、幅員が4メートルから11.5メートルです。

次のページをお願いします。

北沖野5号線でございます。場所は、沖野区の西側に位置するところで、集落内開発制度により宅地造成され築造されました道路で、延長が138.55メートル、幅員が6メートルであります。

以上、18路線について認定をお願いするものです。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 認定そのものではありませんが、このにじの森ですかね、RKKグラウンド跡の西側に町道がありますが、今度その認定される予定の町道からこの既設の町道に対する開口部は、これは地元からは開いてくれるなという要望があったやに聞いておりますが、その辺はどうなっておりますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） 今現在まだあけておりません。地元としては、車の出入りはできない方がいいけど、歩行者だけは行き来できるようにしてもらえないかという要望はあっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 報告第 1 号 地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定による継続費繰越計算書の報告について（平成 2 3 年度菊陽町一般会計予算）

○議長（大塚 昇君） 日程第11、報告第 1 号地方自治法施行令第145条第 1 項の規定による継続費繰越計算書の報告について（平成23年度菊陽町一般会計予算）を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第 1 号平成23年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

内容は、平成23年度一般会計予算の中で議決いただきました継続費について、5月31日までに繰越額を調整しましたので、地方自治法施行令第145条第 1 項の規定より、繰越計算として報告するものです。

表紙をめくっていただきますと、継続費繰越計算書をつけております。

繰り越しますのは、款の10教育費、項の 2 小学校費の菊陽中部小学校改築事業で、継続費の総額42億5,950万円のうち、平成23年度継続費予算現額が13億1,807万2,000円あります。このうち支出済額及び支出見込み額が 4 億5,852万7,500円で、残額が 8 億5,954万4,500円となり、翌年度通次繰越額も 8 億5,954万4,500円となります。財源は、繰越金8,751万8,500円、特定財源の国県支出金、これ国庫補助金になりますが 2 億2,312万6,000円、地方債が 5 億4,890万円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第 1 号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 2 報告第 2 号 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成 2 3 年度菊陽町一般会計予算）

○議長（大塚 昇君） 日程第12、報告第 2 号地方自治法施行令第146条第 2 項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成23年度菊陽町一般会計予算）を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第 2 号平成23年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

平成23年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第 1 項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、繰越計算書として報告するものです。

表紙を1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書をつけております。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄にあります翌年度繰越額は実際に平成24年度に繰り越した額であります。

まず、款の3の民生費、項の2児童福祉費の安心こども基金特別対策補助事業の2億4,103万6,000円は、来年4月開園予定の私立保育園2園の設置に係る補助金であります。財源は、未収入特定財源の国県支出金で2億1,425万5,000円、地方債2,140万円及び一般財源が538万1,000円です。

次に、款の6農林水産業費、項の1農業費の新農業水利システム保全対策事業の129万2,000円は、大菊土地改良区への工事負担金で、財源は一般財源です。

次に、款の6農林水産業費、項の1農業費の古閑原地区新町井手改良事業の1,630万円は、国の補正予算に係るもので、財源は未収入特定財源の国県支出金、地方債、負担金及び一般財源であります。

次に、款の8土木費、項の2道路橋梁費の緑ヶ丘線道路改良事業の2,000万円は、交差点の改良工事分で、財源は、未収入特定財源の地方債1,800万円及び一般財源の200万円であります。

次に、款の8土木費、項の3都市計画費の土地区画整理事業の1億8,121万9,000円は、下原堀川線道路築造関係事業で、財源は既収入特定財源836万3,000円と未収入特定財源の国県支出金6,160万円及び一般財源1億1,125万6,000円であります。

次に、款の8土木費、項の4住宅費の光団地建設事業の3,341万3,000円は、国の補正予算による前倒し分で、財源は、未収入特定財源の国県支出金1,503万円、地方債1,830万円及び一般財源8万3,000円であります。

最後は、款の10教育費、項の2小学校費の菊陽西小学校駐車場改築事業の2,573万円で、財源は一般財源であります。

以上、合計しますと翌年度繰越額を5億1,899万円とし、財源としましては、既収入特定財源が836万3,000円、未収入特定財源の国県支出金が2億9,903万5,000円、地方債が6,340万円、負担金が244万5,000円、一般財源が1億4,574万7,000円としております。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第3号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る

繰越計算書の報告について（平成23年度菊陽町下水道特別会計予算）

○議長（大塚 昇君） 日程第13、報告第3号地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成23年度菊陽町下水道特別会計予算）を議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（今村敬士君） それでは、報告第3号についてご説明を申し上げます。

平成23年度下水道特別会計予算の中で議決いただきました繰越明許費につきまして、3月30日までに繰越額を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書として報告するものでございます。

表紙をめくっていただきまして、繰越計算書でございますが、項目の中で中央金額の欄、4億6,549万3,000円は、予算で決めました事業費の総額でございます。

3月の補正予算で決めました繰越明許費の限度額は1億8,007万4,000円でございますので、右の欄の翌年度繰越額は、この限度額の範囲となっております。

それでは、款の3事業費、項の1公共下水道事業費、翌年度繰越額1億5,506万500円は、第2土地区画整理事業地内の遊技場周辺区画道路築造に伴います汚水及び雨水の幹線、枝線築造工事5本並びに下堀川及び道明地区の公共雨水樹設置工事費分でございます。未収入特定財源として、交付金7,312万1,000円、地方債7,320万円、一般財源873万9,500円を予定しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第4号 菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、報告第4号菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、報告第4号菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明いたします。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、菊陽町土地開発公社の平成23年度の決算に関する書類及び平成24年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出するも



のでございます。

決算関係につきましては、土地開発公社経理基準要綱、土地開発公社予算基準及び菊陽町公社業務方法により作成いたしております。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目ですけれども、提出しております決算に関する書類といたしましては、平成23年度事業報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、財産目録、収入支出決算明細書、決算附属諸表としております。

次の2ページをお開きいただきまして、平成23年度の事業報告でございます。

事業の実施状況ですけれども、原水工業団地造成事業につきまして報告いたします。

原水工業団地造成事業は、平成16年度に事業決定され用地買収、造成工事を経まして、平成19年7月に第1期分譲用地であります9万525平米を販売しています。下から2行目になりますけれども、平成23年度は、原水工業団地2区画で合計3万447.82平米を販売しております。また、原水工業団地の販売価値向上等を目的といたしまして、同団地の区画拡張の事業決定を行いまして、用地買収及び地区計画変更作業等を進めてまいっております。今後は、販売に向けましての必要な取り組みを実施していくこととしております。

次の3ページ目をお願いします。

平成23年度損益計算書の説明をいたします。

これは、単年度の経営成績をあらわす計算表になります。

1の事業収益は4億3,179万1,579円で、2の事業原価が3億7,560万1,263円で、事業総利益は5,619万316円になります。3の販売費及び一般管理費で事業損失としまして98万1,548円、主な内容につきましては、土地の草刈り等の維持管理費になります。4の事業外収益につきましては、1の受取利息で3,983円、2の雑収益で8万7,228円で合計9万1,211円になります。5の事業外費用といたしましては、1の支払い利息で1,313万8,521円、これは借入金の利息になります。以上のことから、経営利益、当期純利益とも4,216万1,458円となっています。

次の4ページをお開き願います。

平成23年度の貸借対照表になります。

これは、財政状況をあらわす計算表になります。

まず、資産の部ですけれども、流動資産の中の1番目が現金及び預金で4,383万495円、2の未収金が1億5,500万円、これにつきましてはもう24年度に既に回収済みとなっております。3の完成土地が7億7,583万3,727円、4の開発中土地が3,479万4,114円で、流動資産合計、資産合計ともに10億945万8,336円となっております。

次に、負債の部に移ります。1の流動負債(1)の未払金が23万6,428円で、これももう24年度になりまして支払い済みとなっております。2の短期借入金が6億6,950万円。流動負債の合計といたしまして6億6,973万6,428円となっております。2の固定負債が(1)の長期借入金が2億8,320万円、負債合計が9億5,293万6,428円となっています。

次は、資本の部になります。1の資本金といたしまして、基本財産、基本金合計とも500万

円となっております。2の準備金でございます。準備金の1、前期繰越準備金が936万450円、2番目の当期純利益が4,216万1,458円で、準備金の合計で5,152万1,908円となっております。これに先ほどの資本金合計500万円を足しまして、資本金合計が5,652万1,908円になります。

この資本金合計に先ほどの負債の合計9億5,293万6,428円を足しますと、負債資本合計が10億945万8,336円となりまして、資産合計と一致しております。

次は、6ページ目のキャッシュ・フロー計算書になります。

平成23年度の現金の動きをすべてあらわす計算表となります。

支出は、減額になりますので、△で表記されております。

1の事業活動によるキャッシュ・フローといたしましては、土地造成事業が2億7,679万1,579円、2のその他の事業収益で9万1,211円で、預金利息及び用地貸し付け等の合計になります。土地造成事業の支出は、1に取得に係る支出として3,904万6,016円、4のその他の事業で△の1,412万69円、これは、土地造成事業支出以外に支払われました借入金利息、一般管理費などになりまして、合計しまして2億2,371万6,705円になります。

次に、2の財務活動によるキャッシュ・フローで、1の長期借入金による収入が2億8,320万円、長期借入金の返済による支出が△の4億6,640万円。

以上によりまして、現金及び現金同等物の増減額が4,051万6,705円、現金及び現金同等物の期首残高が331万3,790円、現金及び現金同等物の期末の残高が4,383万495円となっております。

次の平成23年度の財産目録ですけれども、資産の部が10億945万8,336円、負債の部が9億5,293万6,428円、差し引きの純資産が5,652万1,908円というふうになっております。

以下の表につきましては、ただいま申しました内容となっておりますので、省略させていただきます。

次の13ページをお開き願います。

平成24年度の事業計画に関する書類で、事業計画、予算、資金計画を提出しております。

次のページが事業計画になります。

全体で約6.2ヘクタールの販売用地がありますけれども、一括で大きい面積を販売するのはできればもうよろしいですけれども、事業計画といたしましては、そのうちの1.6ヘクタール、事業費としまして2億5,000万円の売却といたしまして、造成事業として平成23年度で取得しました0.6ヘクタール、1,700万円の事業を予定しております。

次の15ページが平成24年度の予算になります。

第2条で収入支出予算ということで、第2条で収益的収入支出予算及び資本的収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、別表1の収益的収入支出予算及び2の資本的収入支出予算のとおり定めるということで、すみません、16ページの方をよろしいでしょうか。

16ページでただいまの収益的収入支出予算ということで、収入につきましては、事業収益の

1 としまして土地造成事業収益として販売した収益 2 億5,000万円を計上しております。その下の事業外収益は、受取利息3,000円といたしております。

次に、支出の部です。支出の款、事業原価、土地造成事業が 2 億1,000万円、次の販売費及び一般管理費が1,519万1,000円、次の事業外費用の支払い利息といたしまして1,300万円、これはただいま借り入れております 9 億5,270万円の利息になります。

下の17ページが資本的収入支出の予算になります。収入につきまして資本的収入の長期借入金が 5 億2,300万円。これは、満期を迎えます借入金の返済のために借り入れを行うものでございます。

次に、支出の分としまして、資本的支出が土地造成事業が1,700万円、長期借入金償還金といたしまして 9 億640万6,000円。これは、土地が販売できた際の借入金の繰上償還金として計上させていただいております。

すみません、15ページに戻っていただきまして、長期借入金と一時借入金につきましては記載のとおりといたしております。

最後の18ページの方をお願いいたします。

平成24年度の資金計画でございますが、受け入れ資金及び支払い資金とも 9 億7,183万3,000円で、ご覧の内容となっております。

以上で報告の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 約9億円の暫時売却予定があると思いますが、この今の経済情勢で、どういうふうな売却の方法をとっておられるのか、それからその見通し。1カ月ぐらいの前の新聞で、あそこはソニーさんが大半を買っていただいておりますが業種的に、ソニー全体としては非常に好調な部分もあるけども、非常に不況、世界的に見たら非常に厳しい部門もあると。しかしながら、富士と並列で書いてありましたが、富士にしてもソニーにしても、この熊本工場に関しては、つくる製品が全体的な世界のシェアの大半を占めて非常に好調だというような記事だったと思いますが、実際富士フィルムにしてもソニーにしても、熊本工場は非常に優秀な業績を上げている状況だと思うわけですね。ですから、今期の予算で約2億5,000万円、1.6ヘクタールかな、あと6ヘクタール残っとるうちのこういう事業計画を立てておられますが、本来であれば、ソニーさんに頑張ってもらって一貫して利用してもらおう方がその土地の利用形態としても非常にいいと思いますが、そこらあたりの感触をちょっと説明をしていただけませんか。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○商工振興課長（吉川義則君） ただいまのご質問にお答えします。

昨年度、ソニーの方に一部1ヘクタールほど売却いたしまして、現在ソニーさんの方で1号棟、2号棟を建てていただいているんですけども、一応本町としましては、その後の方もちょっとご検討いただくようにということでお願いしまして、1ヘクタールほど分譲させていただいたような状況です。

一応先ほどの条例改正をお願いいたしまして、情報サービス業等の誘致も考えとるところなんですけども、セミコンテクノ原水工業団地が一応地区計画を定めておりまして、製造業に特化した誘致ということになっておりますものですから、今回の条例改正分ではちょっと該当しないんですけども、そういうことで来年度以降もそういうことで県と共同しながら誘致活動を取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今後のソニーさんの見通しにつきましては、努力してできればお願いしたいというふうなところで考えておるんですけども、一応先ほど議員も申されましたとおり、菊陽のソニー半導体製造部門については結構収益を上げておりますけども、全体がちょっと落ち込んでいる状況でございますので、その辺はちょっと先行き不透明な部分がございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第4号についての質疑を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時9分

再開 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第5号 有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（大塚 昇君） 日程第15、報告第5号有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

農政課長、内容の説明を求めます。

○農政課長（志垣敏夫君） 報告第5号有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてご説明します。

有限会社さんふれあにつきましては、町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成23年度決算に関する書類及び平成24年度事業計画に関する書類を提出するものでございます。

では、表紙から2枚めくってください。

平成23年度の決算に関する書類の表題であります。ここからページ下にページ番号をつけております。

それでは、2ページをお開き願います。

(1)で平成23年度事業の実施状況です。4月から翌年3月までの期間において実施されたものです。4月4日、さん彩出荷協議会総会で102名中70名の出席で行われております。5月22日、春の感謝祭と第1回消費者モニターでイチゴの収穫体験を行われております。それから、6月5日、誕生祭と第2回消費者モニターでトウモロコシの収穫体験。9月13日、県の派遣業務を利用して職員の接遇の研修。10月24日、熊日びふれす広場で行われた菊池地域大収穫祭に参加し菊陽産野菜の販売。それから、11月6日、鼻ぐり井手祭に野菜加工食品の出品。11月20日、秋の感謝祭と第3回消費者モニターでカンショの収穫体験が行われました。12月5日から2日間、さん彩出荷協議会先進地研修が宮崎方面で直売所等について実施されています。12月25日から27日、年末もちつきの実演販売。1月4日、初売り。3月20日、第4回消費者モニターでタケノコの収穫体験が実施されています。その他、毎月行われておりますのは、コンサート、感謝デー、さん彩便りの発行及び役員会が行われています。

次に、3ページから10ページにおける平成23年度決算の状況について報告します。

まず、5ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部の合計が6,941万3,534円、負債の部の合計が4,533万309円。また、純資産の部の合計が2,408万3,225円となり、負債及び純資産の部合計で6,941万3,534円となっております。

次に、6ページをお開きください。

損益計算書です。純売上高で、温泉券売機売り上げ、ふれあ館売り上げ、大広間売り上げ、売店・氷菓里売り上げ、直売所売り上げ、直売所委託料収入、農園使用料収入、その他の収入で2億1,924万5,595円となっております。さらに、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が1億7,496万2,258円となっております。

次に、7ページをご覧ください。

販売費及び一般管理費です。主なものとしまして、さんふれあの職員の給料、水道光熱費、燃料費、衛生管理費など合計で1億6,690万2,885円を支出されています。

6ページに戻っていただき、中段の売上総利益の1億7,496万2,258円から経費部分である販売費及び一般管理費の1億6,690万2,885円を引きますと、営業利益が805万9,373円となります。その下段の営業外費用の中の寄附金850万円が町に寄附されたものです。営業外収益と営業外費用を計算しまして、経常利益が429万7,749円でございます。ここから法人税などの税金108万900円を差し引いた321万6,849円が当期純利益であります。

次に、10ページをお開きください。

5月24日に監査が実施されていまして、その後、28日に有限会社さんふれあから報告されたものであります。

12ページには、平成24年度の事業計画を載せております。

また、次の13ページに収支予算に関する23年度計画に関する実績及び24年度計画を載せております。

以上で報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（大塚 昇君） 日程第16、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（松本東亞君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦について説明をいたします。

諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

このたび人権擁護委員の候補者として、菊陽町大字馬場楠5番地にお住まいの上村隆一様を平成24年9月30日の任期満了に伴い、5期目の再任の推薦をするものであります。

上村隆一様は、昭和24年3月14日生まれで63歳であります。昭和46年、九州産業大学芸術学部美術学科を卒業され、若くして活躍されながら、菊陽町文化財保護委員、菊陽町生涯学習推進会議委員、熊本県子ども的人権専門委員等を歴任されております。

平成12年8月1日から人権擁護委員として人権問題に取り組みされており、人格、識見にすぐれ、熱意を持って積極的かつ活発な人権擁護委員活動が期待される候補者であります。人権擁護委員としてふさわしい方であると考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、上村隆一君を適任とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は上村隆一君を適任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第18、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

これで平成24年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時30分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 梅田 清明

菊陽町議会議員 中岡 敏博



菊陽町議会会議録  
平成24年第2回6月定例会

平成24年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919